

大 学 院 要 項

2022 年度



杏 林 大 学

大学院医学研究科（博士課程）

建 学 の 精 神

兵 善 美 の 探 究

国家の興隆、人類の繁栄そして世界の平和の真の基礎は教育にあるといつても過言ではない。教育こそは人類社会の全ての原点である。本学はこのような信念に立脚し、真・善・美の探究を通じて人間形成をはかることを建学の精神として、国家と人類社会の興隆と繁栄に役立つ有為な人材の育成に努める。

「真」

眞実・真理を究めるための学問をすることです。
眞実・真理に対して謙虚であるとともに、自ら進んで学び、研究することを意味します。

「善」

倫理観を持ったよき人間性・人格を形成することです。
他人に対してやさしく、思いやる心を持った人格を自ら築き上げて、人のために尽くすことです。

「美」

眞理に対し謙虚に学ぶ姿勢を持ち、他人を尊重し、自らの身を持つのに厳しく、美しいものを美しいと感じる感性を磨くよう努めれば、自然に美しい立派な風格のある人間に成長していくことを意味しています。

一 目 次 一

学生便覧

I. 総論			
杏林大学学長あいさつ	1	担当教員表	8
医学研究科長あいさつ	2	共同研究施設担当教職員	10
沿革	3	担当教員専門分野・研究テーマ	11
大学名の由来	3	授業科目	32
杏林大学シンボルマーク	3	医学研究科行事日程	41
学校法人杏林学園組織図	4	三鷹キャンパス施設案内	42
医学研究科組織図	6		
II. 学修要綱			
1. 理念・目的	43	9. 成績評価	50
2. 教育目標	43	10. 時間割	51
3. 【新課程】カリキュラム・ポリシー ディプロマ・ポリシー	43	11. 学位論文作成に至る 研究指導の態勢について	51
4. 【旧課程】カリキュラム・ポリシー ディプロマ・ポリシー	44	12. 学位取得の手続き	52
5. 課程の修了要件	46	13. 特例（早期修了）学位審査	61
6. 学位	47	14. 国内留学について	62
7. 指導教授	47	15. 海外留学について	62
8. 授業科目および履修申告、 履修認定について	47	16. 社会人学生について	62
III. 学生生活			
1. 身分関係	64	6. 学生相談	72
2. 学生生活の留意事項 (学納金・各種証明書等)	65	7. 学生教育研究災害傷害保険制度	73
3. 自転車・バイク及び自動車 の乗り入れについて	68	8. 医師国民健康保険の加入	73
4. 経済生活	69	9. 図書館	74
5. 健康管理	72	10. コンピュータ室の利用	76
		11. 杏林大学学内 LAN	76
		12. ソーシャルメディアの利用	78

剽窃防止マニュアル

論文や研究レポート作成時における資料・データの利用について	80
-------------------------------	----

規則等

杏林大学大学院学則	86
杏林大学学位規程	113
杏林大学大学院医学研究科履修規程	122
杏林大学大学院医学研究科学位論文取扱内規	132
杏林大学研究者行動指針	135
杏林大学研究者行動審査委員会規程	137
杏林大学安全保障貿易管理規程	140
杏林大学医学部利益相反に関する指針	142
杏林大学学納金等取扱規程	145
杏林大学リサーチ・アシスタントに関する規程	149
杏林大学ティーチング・アシスタントに関する規程	150
杏林大学学生国際交流規程	151
杏林大学奨学生規程	155
杏林大学医学部倫理委員会規程	158
杏林大学大学院医学研究科共同研究施設運営規程	163
杏林大学学内 LAN 管理・運営規程	164
杏林学園ハラスメント防止等に関する規程	167
杏林学園個人情報保護規程	171
杏林大学ポスト・ドクターに関する規程	174
病院情報システム学生使用上の注意	175
杏林大学医学部付属病院病院情報システム運用管理規程	179

書式集

各書式	186
-----	-----

| . 総論

序

杏林大学大学院医学研究科は、医学部を卒業した後、基礎医学の研究者をめざす方々、研究心を持ってさらに深く臨床医学を極めようとする方々、さらには、医学部以外の学部出身者で基礎・臨床医学に興味を持ち、医学的立場から生命科学を研究しようという方々などを対象に、研究活動を通して医学をより深く学ぶとともに、高度の専門性が求められる医療人となるための深い学識ならびに卓越した能力を培うことを目的として設置されたものです。

本研究科ではその目的の達成のために、医学研究科教務委員会が各学生の履修状況、研究進捗状況を把握して学生本人ならびに指導教員への助言・調整を行うなど、指導教員のみならず、研究科全体で学生の研究指導を支える体制が構築されています。

本研究科は 1976 年に開設され、2022 年 3 月までに課程博士 496 名、論文博士 631 名、計 1,127 名を世に送り出してきた実績があります。この「大学院要項」をよき指針として、本研究科の資源を最大限に活用し、皆さん各々、所期の目的の達成に向けて邁進されることを期待致します。

学長 渡邊 卓

杏林大学大学院医学研究科（博士課程）について

医学・医療分野は、分子標的薬、遺伝子治療、再生医療、新技術の手術法、画像診断技術、AIの導入など急速に進歩しています。また、臨床医の研修医制度や専門医制度改革によって、臨床医の教育体制も変化しています。そのなかで、医学、医療の発展のためには、高度な学識と技術を備えたリサーチマインドを身につけた医師の人材育成が非常に重要です。本研究科の理念・目的は、人の健康を増進させる生命科学である医学に関する研究を追究することで、科学的な問題解決能力を備える臨床医、旺盛な創造性を持つ基礎医学・生命科学の研究者、社会医学に貢献する有為な人材、豊かな人間性と倫理観・使命感あふれるプロフェッショナルとしての医療人を養成することです。そのために、本研究科では、基礎医学系と臨床医学系などの専攻分野にまたがる複数の指導者が、大学院生の研究活動を支援するための教育体制を推進しています。

2022年度からは、基礎系、臨床系のすべての研究分野の協力体制の円滑化を掲げて、これまで生理系、病理系、社会医学系、内科系、外科系の5つに分かれていた専攻分野を医学系専攻一つに統合する研究科構成に変革しました。そして、大学院在学中に医学研究の基盤となる科学的思考や基本的知識の修得を図るために、各分野からの大学院講義に加えて、全大学院生共通の必須研究指導科目を配置し、専門分野以外の教員からも指導を受けやすく致しました。さらに、大学院生の各研究における進行過程の助言や検証を他分野領域の指導者からも受けられる研究報告会や公開論文発表会などの機会も設けています。そして、基礎系、臨床系の相互協力による複数の専門分野の特性を生かした指導を受けることによって、科学的思考を深めた次世代をリードできる資質を備えた医師・医学者を養成し、より良い研究成果が得られるような教育体制を整備しています。

加えて生涯研究を志したい社会人が、本務に就いたまま大学院での研鑽を継続できる社会人大学院生の環境も整っております。具体的には専門医資格の取得への道と学位授与に値する臨床あるいは基礎研究の両者を併せ有した医師を育成し、社会へ貢献されることを期待しています。

杏林大学大学院医学研究科は、広く学内・学外から医学研究に情熱を有し、明日の医学の進歩に寄与せんとする若き諸兄妹の入学を強く望んでおり、各大学院生が輝かしい将来への道を見出していくことを目指しております。

医学研究科長 平形 明人

沿革

昭和 45 年 4 月 1 日	杏林大学医学部開設
昭和 45 年 8 月 1 日	杏林大学医学部付属病院開設
昭和 51 年 4 月 1 日	杏林大学大学院医学研究科博士課程開設

大学名「杏林」の由来

「杏林大学」の名は、中国に伝わる一つの故事に由来しています。その昔、中国は廬山というところに董奉（とうほう）という医師がいました。彼は人に尽くすために治療を行ってあえて治療代を受け取らず、その代わりに病気が治った人には、記念として杏の苗を植えてもらいました。そうして、いつしか 10 万余株の杏の木がうっそと茂る大きな林ができあがったといわれています。この故事から後世良医のことを杏林と呼ぶようになりました。この故事に因んで名付けた杏林大学は、専門的知識や技術にすぐれているだけでなく、立派な人格を持った良き医師など社会に貢献することのできる良き職業人を育成することを目指しています。

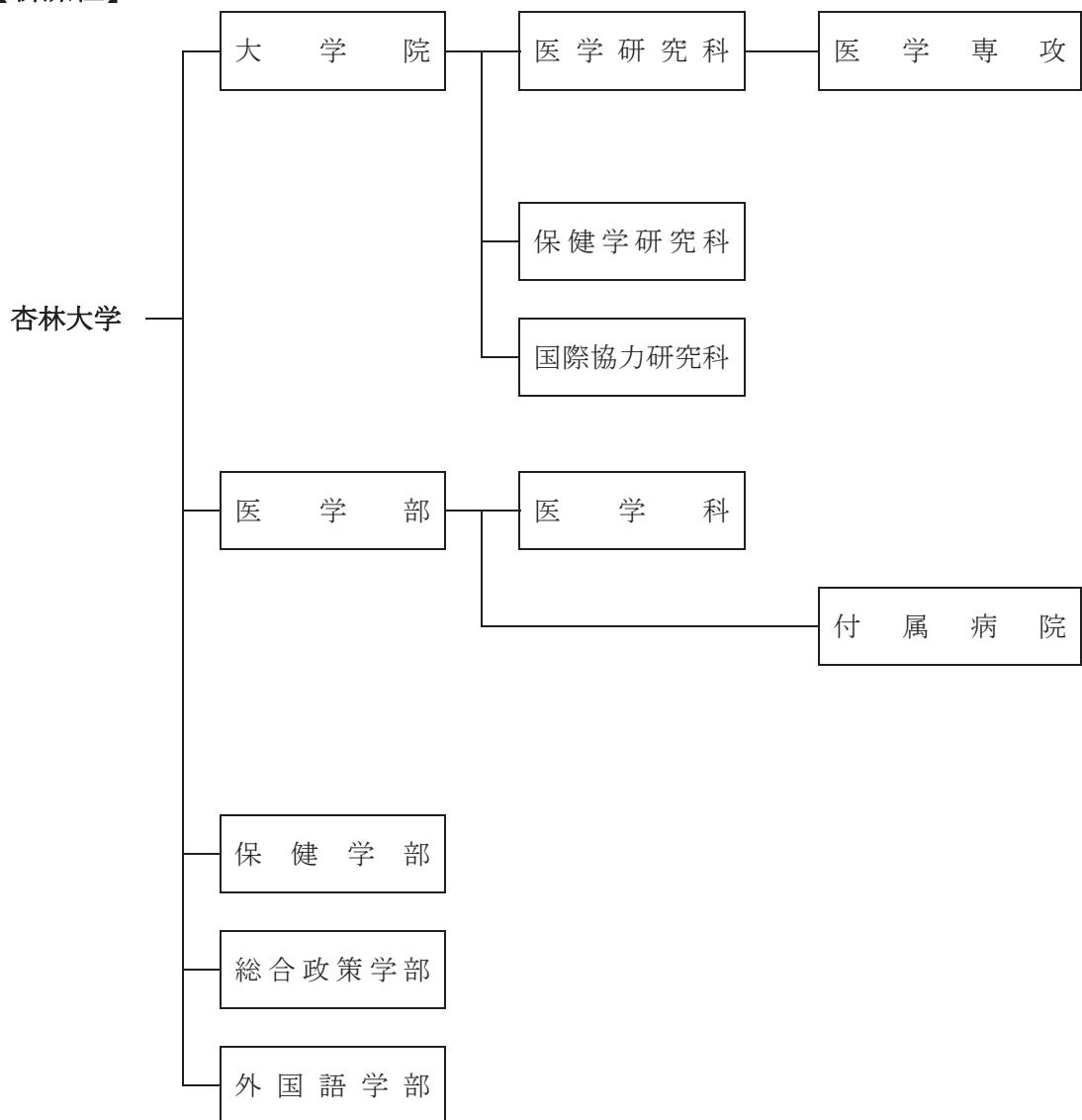
杏林大学シンボルマーク



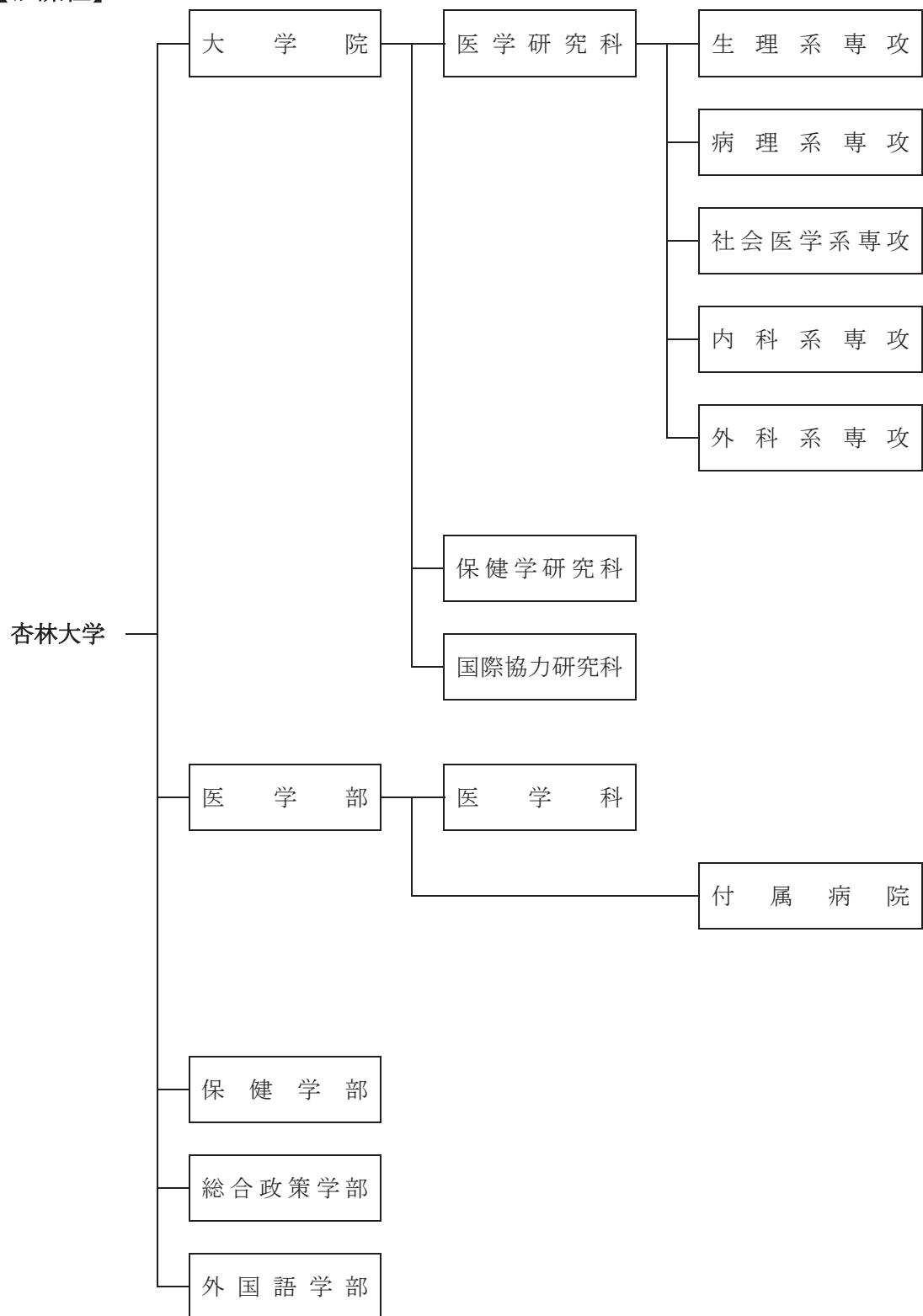
建学の精神「真・善・美の探究」の三つの要素が相互に関連していることを三角形で表しています。双方から同じ力に支えられ、安定した不変の角が「真」を表し、豊かな曲線に囲まれた角は「善」、美しい曲線を描いて天空に伸びる角は「美」を、そして、「杏林」が意味している「社会への貢献」を進めていく新しい風を表しています。

杏林学園組織図（学部学科・大学院研究科構成）

【新課程】

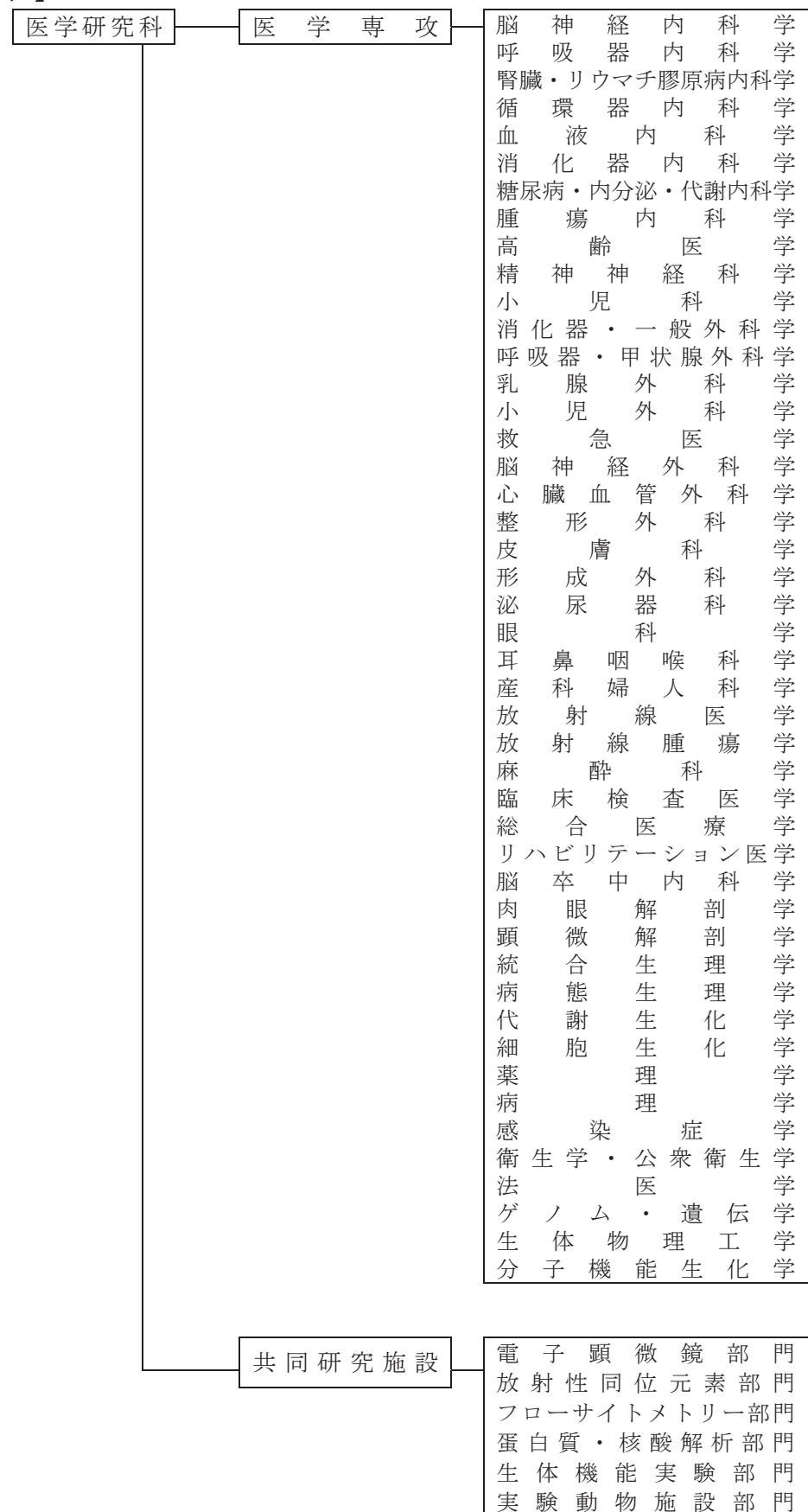


【旧課程】



杏林大学大学院医学研究科組織図

【新課程】



【旧課程】



医学研究科 2022 年度担当教員

2022 年 4 月 1 日

所属	教授	臨床教授	准教授	講師	学内講師	助教	助教(任期制)
脳神経内科学	千葉厚郎	市川弥生子		宮崎 泰		内堀 歩	大石知瑞子 徳重真一
呼吸器内科学	石井晴之		皿谷 健		高田佐織	中本啓太郎	本多紘二郎 石田 学 麻生純平 布川寛樹 中元康雄
腎臓・リウマチ 膠原病内科学	要 伸也	駒形嘉紀	岸本暢將	福岡利仁 川上貴久		池谷紀子 川嶋聰子 鮎澤信宏	
循環器内科学	副島京子	河野隆志		合田あゆみ 松尾征一郎	伊波 巧 小山幸平 南島俊徳	星田京子 野々口紀子 山崎博之 竹内かおり 竹内真介 斎藤竜平	菊池華子 田代身佳 勝目有美 西 智子 三浦陽平
血液内科学	高山信之		佐藤範英				小林 誠
糖尿病・内分泌 代謝内科学	安田和基			近藤琢磨	田中利明	高橋和人 炭谷由計	
消化器内科学	久松理一		松浦 稔	川村直弘 土岐真朗 三好 潤	林田真理 齋藤大祐 大野亜希子	三浦みき	落合一成 關 里和
腫瘍内科学	(平形明人)	長島文夫		水谷友紀		岡野尚弘	
高齢医学	神崎恒一	大荷満生	海老原孝枝				井上慎一郎 長田正史 輪千督高
精神神経科学	渡邊衡一郎		坪井貴嗣	櫻井 準		今村弥生 片桐建志	栗原真理子 大江悠樹 渡邊菜保子
小児科学	成田雅美	吉野 浩	保崎 明 細井健一郎	田中絵里子 福原大介	野村優子	宮田世羽 川口明日香 麓 聖子 木内善太郎	鶴田雅俊 那須ゆかり 小澤悠里 濱野 翔 橋本 悟
消化器・一般 外科学	須並英二 阿部展次 阪本良弘		鈴木 裕	竹内弘久 吉敷智和	大木亜津子	小暮正晴 橋本佳和	松木亮太 鶴見賢直 片岡 功 小島洋平 金 翔哲
呼吸器・甲状腺 外科学	安樂真樹 近藤晴彦	平野浩一	田中良太	橘 啓盛	長島 鎮 須田一晴		三ツ間智也 平田佳史
乳腺外科学	井本 滋			麻賀創太	伊坂泰嗣		石坂欣大
小児外科学	浮山越史				渡邊佳子		

所属	教授	臨床教授	准教授	講師	学内講師	助教	助教(任期制)
救急医学	山口芳裕 松田剛明			海田賢彦	宮国泰彦 加藤聰一郎	持田勇希 荻野聰之 落合剛二 守永広征 稻田成作	吉川 慧 西沢良平 松本淑恵 清水裕介 田中佑也 舟橋紗耶華
脳神経外科学	塩川芳昭 中富浩文	永根基雄	野口明男	丸山啓介 小林啓一 齊藤邦昭			吉田裕毅 佐々木重嘉
心臓血管外科学	窪田 博	布川雅雄 細井 温	遠藤英仁	峯岸祥人 伊佐治寿彦		稻葉雄亮	市川洋平 古暮洸太
整形外科学	細金直文 森井健司		高橋雅人		佐野秀仁 佐藤行紀 田島 崇	坂倉健吾 竹内拓海	宇高 徹 新井謙太郎 小西一齊 阿部一平 渡邊隼人
皮膚科学	大山 学	水川良子		倉田麻衣子	木下美咲	佐藤洋平 下田由莉江	福山雅大
形成外科学	多久嶋亮彦	大浦紀彦 尾崎 峰				成田圭吾 白石知大	岩科裕己 今村三希子 北 幸絃 大島直也 屋宜佑利香
泌尿器科学	福原 浩		多武保光宏		金城真実 中村 雄	舛田一樹 宮川仁平	
眼科学	井上 真 平形 明人 岡田アナベル あやめ 山田昌和	慶野 博	厚東隆志 北 善幸	廣田和成 鈴木由美 松木奈央子 片岡恵子 石田友香	中山真紀子		
耳鼻咽喉科学	齋藤康一郎		横井秀格 増田正次 池田哲也	宮本 真	佐藤 大	濱之上泰裕	湯本愛実 小野修平 手塚里奈 加藤泰奈 齋藤伸夫
産科婦人科学	小林陽一	谷垣伸治	田嶋 敦 森定 徹	松本浩範 百村麻衣	濫谷裕美 松島実穂	渡邊百恵	小林千絵 北村亜也
放射線医学	横山健一		須山淳平 片瀬七朗	小野澤志郎	五明美穂	大原有紗	
放射線腫瘍学	江原 威						
麻酔科学	萬 知子 徳嶺譲芳	森山 潔	中澤春政 関 博志		小谷真理子	本保晃 神山智幾	田渕沙織 足立 智
臨床検査医学	大西宏明		安戸裕貴		大塚弘毅	山崎聰子	
総合医療学	(松田剛明) 長谷川浩	岡本 晋 倉井大輔	徳永健吾		井田陽介	三好佐和子 嶋崎鉄兵	井坂 葵 田村仁樹
リハビリテーション 医学	山田 深			田代祥一			
脳卒中医学	平野照之		海野佳子	河野浩之		本田有子	竹丸 誠

所属	教授	研究教授	准教授	講師	学内講師	助教	助教(任期制)
肉眼解剖学	長瀬美樹			上野仁之 大石篤郎			
顕微解剖学		秋元義弘	宮東昭彦			菅原大介	
統合生理学	大木 紫		八木淳一	渋谷 賢 中島 剛			
病態生理学	寺尾安生			三嶋竜弥		中山高宏	寺田さとみ 渥美剛史
代謝生化学	後藤田貴也			田原義和	山本隆史		
細胞生化学		今泉美佳	青柳共太				
薬理学	櫻井裕之			木村 徹		福富俊之 堅田智久 田中 弦 末弘淳一	
病理学	柴原純二	藤原正親		長濱清隆 林 玲匡		里見介史	
感染症学	三戸部治郎	大崎敬子 花輪智子	竹尾 晓	米澤英雄 新倉 保			
衛生学 公衆衛生学		苅田香苗	吉田正雄	櫻井拓也 白土 健	菅田慎一		
法医学	北村 修		桐生京佳	高篠 智	吉田昌記	武市敏明 山田真嗣	
ゲノム・遺伝学	栗崎 健			平井和之 加藤健太郎			
生体物理工学	(平形明人)		高原哲士 大谷宗久				
分子機能生化学	丑丸 真		須賀 圭	山本幸子			

医学研究科共同研究施設担当教職員

2022年4月1日

施設名称	部門長	講師	学内講師	助教	助教(任期制)	実験助手
電子顕微鏡部門	秋元義弘					松原幸枝 早川純理
放射性同位元素部門 (R I 部門)	後藤田貴也			小藤剛史		佐藤康彦
フローサイトメトリー部門 (FCM部門)	大山 学	高橋 良				
蛋白質・核酸解析部門	大西宏明					
生体機能実験部門	寺尾安生					岡田智香子
実験動物施設部門	永根基雄		北条 史			

担当教員専門分野・研究テーマ

【脳神経内科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	千葉 厚郎	神経病学	臨床神経学、神経免疫学、神経生化学
臨床教授	市川 弥生子	神経内科学、遺伝医学	1.遺伝性神経筋疾患の臨床および分子遺伝学 2.ゲノム医療

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	宮崎 泰	臨床神経学	パーキンソン病など神経変性疾患の臨床の解析と disease-modifying therapy など早期介入により有効な治療法および機能外科などに関する検討
助教	内堀 歩	臨床神経学、神経免疫	専門は神経免疫で、免疫性神経疾患における自己抗体の検索などを行っています。ギラン・バレー症候群における抗糖脂質抗体・傍腫瘍性神経症候群関連抗体・脱瑞性ニューロパチーにおける抗 MAG 抗体・急性小脳炎における抗 TPI 抗体などの抗神経抗体を測定しています。
助教 (任期制)	大石 知瑞子	神経内科学臨床一般、臨床神経生理学	臨床神経生理学に関連した臨床研究を中心に行っております。
助教 (任期制)	徳重 真一	眼球運動、時間認知、脳磁図	パーキンソン病をはじめとする神経変性疾患と眼球運動の関係について研究を行っています。

【呼吸器内科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	石井 晴之	呼吸器病学、稀少肺疾患、胸部画像診断学	呼吸器内科一般 特にびまん性肺疾患(肺胞蛋白症、間質性肺炎)の臨床研究、疫学研究、基礎研究(肺胞マクロファージの形態解析)
准教授	皿谷 健	診断学、感染症学、びまん性肺疾患(膠原病など)	膠原病肺 胸水の鑑別診断 ウイルス感染症と呼吸器疾患 General Medicine と身体所見(聴診など) マイコプラズマ肺炎の重症化に関する病態の解明 無線(電子)聴診器を用いた遠隔医療システムの構築

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
学内講師	高田 佐織	呼吸器全般・肺癌	呼吸器内科一般
助教	中本 啓太郎	呼吸器内科学	気管支喘息 慢性閉塞性肺疾患 呼吸器感染症
助教 (任期制)	本多 紘二郎	呼吸器内科学	びまん性肺疾患(特に間質性肺炎)
助教 (任期制)	石田 学	呼吸器内科学	サルコイドーシスや肺胞蛋白症における気管支肺胞洗浄液に含まれる各種細胞の評価
助教 (任期制)	麻生 純平	呼吸器内科学	呼吸器内科一般
助教 (任期制)	中元 康雄	呼吸器内科学	呼吸器内科一般
助教 (任期制)	布川 寛樹	呼吸器内科学	呼吸器内科一般

【腎臓・リウマチ膠原病内科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	要 伸也	腎臓病学、透析、膠原病・血管炎、高血圧、水電解質	当教室の研究テーマを統括するとともに、以下のテーマに取り組む。 ・腎臓病および血管炎の病態解明と治療法の開発：とくに様々な病態モデルを用いた腎炎および進行性腎障害の基礎的検討。 ・腎炎・ANCA 関連血管炎、透析療法、水電解質に関する臨床研究。 ・慢性腎臓病（CKD）の重症化予防および療養指導に関する疫学研究。
臨床教授	駒形 嘉紀	リウマチ・膠原病学、基礎・臨床免疫学	ANCA 関連血管炎発症メカニズムに関する研究：好中球、LDGs、NETs 產生細胞、IL-5 とその役割について 自己免疫疾患（関節リウマチ・全身性エリテマトーデスなどの膠原病）の発症メカニズムとその治療に関する研究：制御性 T 細胞（Treg）、末梢ヘルパー T 細胞（Tph）、B 細胞活性化因子（BAFF）とその役割について
准教授	岸本 暁将	リウマチ・膠原病学、脊椎関節炎および乾癬性関節炎	1.厚労科研（難治性疾患政策研究事業）令和 3 年度～分担医師：強直性脊椎炎に代表される脊椎関節炎及び類縁疾患の医療水準ならびに患者 QOL 向上に資する大規模多施設研究 2.厚労科研（難治性疾患政策研究事業）令和 3 年度～協力医師：ベーチェット病に関する調査研究 3.AMED 令和 3 年度～：高齢発症 RA 疫学研究開発研究分担者 4.ASAS PerSpA 研究 日本 Principal Investigator 5.APLAR Spondyloarthritis Scientific Interest Group member

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	福岡 利仁	腎臓病学、リウマチ膠原病学、透析医学、内科学	自己炎症疾患・血管運動浮腫の病態に関する研究 膠原病における補体遺伝子異常による TMA の研究 関節リウマチの生物製剤を用いた寛解導入・維持療法の研究 高血圧症における RAS の関与に関する研究 有機代謝産物としての腹膜透析液の有効利用 慢性腎臓病のミネラル代謝に関する研究 多職種連携による患者教育に関する研究
講師	川上 貴久	腎臓病学、ネフローゼ症候群、糸球体腎炎、膠原病関連腎疾患、慢性腎臓病、透析、自然免疫・炎症	<自然免疫・炎症としての慢性腎臓病・急性腎障害の病態解明と新規治療の開発> 慢性腎臓病の腎機能障害はある閾値を超えると進行が不可逆となり、いずれ透析などの腎代替療法が必要な状態に至ってしまいます。また、急性腎障害は慢性腎臓病の原因かつ増悪因子です。両者とも病態生理が未解明であるため、決定的な治療がないのが現況です。 これらは臨床的には炎症性疾患ではないですが、実は病態としては尿細管細胞・マクロファージなどの炎症細胞・線維芽細胞などが纏りなす、自然免疫による炎症です。この自然免疫・炎症の病態を解明し、腎の修復・再生を促す新規治療の開発を目指す研究をしています。
助教	池谷 紀子	腎臓病学 リウマチ膠原病学	SLE および膠原病患者の NETs の意義に関する機能解析
助教	川嶋 聰子	腎臓病学、リウマチ膠原病学	腎臓病および膠原病の病態解明と臨床的解析（とくに ANCA 関連血管炎などの血管炎）

助教	鮎澤 信宏	腎臓病学、高血圧	高血圧および関連する心血管・腎障害の形成機序の解明： アルドステロンの受容体であるミネラロコルチコイド受容体を介した病態形成メカニズムの解析。 高血圧発症に関わる遠位ネフロンの応答について、新知見に基づく構造的・機能的解析。
----	-------	----------	--

【循環器内科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	副島 京子	不整脈治療 循環器	ICD ショックをなくすため的心室性頻拍に対するカテーテルアブレーションを専門としています。心内膜、そして心外膜からのアブレーションにて根治を目指します。不整脈の原因となる基質の研究、基質を完全に焼灼して不整脈を根治するための方法を研究しています。また日本で日本で最初に leadless ペースメーカー植え込みを行い、その後もその開発、より安全な植え込みに関して検討を続けています
臨床教授	河野 隆志	心不全 心筋症 睡眠時無呼吸	急性心不全多施設共同レジストリーによる前向き調査研究により、本邦の心不全診療の現状や課題を明らかにするとともに、より理想的な心不全診療を追求しています。また患者・家族の視点の理解につとめ、理想的な患者・家族一医療者関係に関して検討を続けています。

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	合田 あゆみ	循環器内科 運動生理	運動中の肺循環応答に関する研究 心不全のレジストリー研究 循環器疾患における睡眠障害に関する研究
講師	松尾 征一郎	心房細動・カテーテルアブレーション	カテーテルアブレーションをはじめとした心房細動治療
学内講師	伊波 巧	虚血性心疾患、肺循環、カテーテルインターベンション	冠攢縮及び血管内皮障害と心機能の関係 慢性血栓塞栓性肺高血圧症に対する経皮的肺動脈形成術の効果
学内講師	小山 幸平	虚血性心疾患、冠動脈内画像診断	1. 高リスク冠動脈疾患患者における、近赤外線分光法血管内超音波を用いた冠動脈プローブの進展に関する前向き観察研究 2. 近赤外線分光法血管内超音波を用いた安定狭心症患者と急性冠症候群患者における責任病変の違いに関する研究
学内講師	南島 俊徳	心血管疾患の画像診断	三次元経食道心エコーを用いた弁膜症解析
助教	星田 京子	循環器内科学	不整脈関係
助教	野々口 紀子	不整脈の診断と治療、カテーテルアブレーション	房室ブロック症例における心臓 MRI 所見の検討 心室性不整脈に対する自律神経修飾 終末期における除細動器の作動状況、除細動機能継続の有無についての検討 デバイス植込み後の MRI 撮影の安全性に関する検討
助教	山崎 博之	虚血性心疾患	虚血性心疾患
助教	竹内 かおり	肺高血圧症、心臓リハビリテーション、睡眠時無呼吸	肺動脈性高血圧症患者における、運動負荷右心カテーテル検査を用いた薬物加療の離脱判定と離脱後の長期経過 ニフェジピン点滴を用いた急性血管反応試験の安全性
助教	竹内 真介	心不全、大動脈解離	心不全のレジストリー研究 大動脈解離に関する疫学研究
助教	斉藤 竜平	虚血性心疾患	慢性冠動脈疾患患者に対するカテーテル治療効果に関する研究

助教 (任期制)	菊池 華子	肺循環、心臓リハビリテーション、肺高血圧症	肺高血圧症患者の薬物療法及び治療効果に関する研究 高血圧症患者の運動中の肺循環応答に関する研究
助教 (任期制)	田代 身佳	循環器内科学 不整脈	不整脈に対するアブレーション治療前後の症状に関する研究
助教 (任期制)	若林 典弘	虚血性心疾患	末梢循環不全と創傷治癒
助教 (任期制)	勝目 有美	不整脈、カテーテルアブレーション	カテーテルアブレーションにおける合併症および予防に関する検討 動態撮影によるクライオバルーンアブレーション後の横隔神経麻痺の経過に関する検討
助教 (任期制)	西 智子	心臓超音波学、心臓弁膜症	左心耳血栓の評価法に関する研究 心不全、肺高血圧患者に対する負荷心エコー検査に関する研究
助教 (任期制)	三浦 陽平	虚血性心疾患	虚血性心疾患

【血液内科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	高山 信之	血液病学、造血器腫瘍の治療、造血幹細胞移植	造血幹細胞移植による造血器腫瘍の治療 悪性リンパ腫の治療 多発性骨髄腫の治療
准教授	佐藤 範英	血液病学	血小板巨核球系の分化機構 多発性骨髄腫における血管新生

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
助教 (任期制)	小林 誠	血液内科全般	血液内科全般

【糖尿病・内分泌・代謝内科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	安田 和基	糖尿病学、内分泌代謝学、臨床分子栄養学	糖尿病・内分泌代謝疾患の病態と診断・治療に関する研究 疾患のオミックス解析など

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	近藤 琢磨	糖尿病学、内分泌代謝学	転写因子群を介した臍β細胞の機能調節とストレス反応 生活習慣病の成因・病態・治療方法の開発
学内講師	田中 利明	糖尿病学・内分泌学・代謝学・栄養学	FGF23 関連疾患 肝臓での糖代謝
助教	高橋 和人	インスリン抵抗性発症機序の解明	脂肪細胞より分泌されるアディポカインはインスリン抵抗性制御に密接に関連していると考えられています。しかしこれらの制御機構には不明な点が多いいため、その解明を目的として研究しています。 さらに、最近注目を集めている糖尿病骨代謝異常の基盤病態を明らかにすること、さらに病態進展の抑制因子の同定に関する検討を加えています。
助教	炭谷 由計	糖尿病学、内分泌代謝学	運動が血糖変動に与える影響について臨床的な研究。 糖尿病薬物療法が血糖変動および血管内皮機能に与える効果について臨床的な研究。

【消化器内科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	久松 理一	消化器病学、炎症性腸疾患、粘膜免疫学	炎症性腸疾患の病態解明と新規治療法の確立。腸内細菌と腸管免疫の応答性。メタボローム解析を用いた炎症性腸疾患バイオマーカーの確立。マクロファージ分化における代謝の影響。難治性小腸潰瘍症の病態解明と治療法確立。
准教授	松浦 稔	消化器病学、炎症性腸疾患、消化器内視鏡学	細胞増殖因子を用いた炎症性腸疾患における新規治療法の開発。炎症性腸疾患の病態生理における鉄および鉄関連因子の役割。炎症性腸疾患における腸管粘膜再生の内視鏡的評価法と新規モダリティの開発。

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	川村 直弘	消化器病学	肝臓疾患における栄養治療 超音波エラストグラフィによる非アルコール性脂肪肝炎の診断
講師	土岐 真朗	胆膵疾患の診断・治療	胆癌早期発見 胆道3Dナビゲーションを用いたERCP関連手技
講師	三好 潤	消化管疾患、炎症性腸疾患、腸内微生物叢	炎症性腸疾患の病態生理、宿主免疫機構の発達における腸内微生物叢の役割、炎症性腸疾患の疾患活動性モニタリングおよび治療効果予測
学内講師	大野 亜希子	消化器病学 内視鏡治療	内視鏡診断学、内視鏡治療
学内講師	齋藤 大祐	消化器病学	炎症性腸疾患
学内講師	林田 真理	小腸、大腸疾患	小腸疾患の病態、診断法
助教	三浦 みき	消化器病学	小腸大腸疾患
助教(任期制)	落合 一成	消化器病学	胆膵疾患の病態、診断法、治療
助教(任期制)	關 里和	消化器病学	肝疾患の病態、診断法、治療

【腫瘍内科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
臨床教授	長島 文夫	腫瘍内科学、消化器内科学、臨床薬理学	消化器癌のがん薬物療法、ゲノム薬理学

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	水谷 友紀	腫瘍学、呼吸器内科学、臨床研究	高齢がん患者を対象とした臨床研究の適切なエンドポイントに関する研究
助教	岡野 尚弘	腫瘍内科学	腫瘍内科学

【高齢医学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	神崎 恒一	老年医学、認知症、循環器	老年医学、認知症、動脈硬化
臨床教授	大荷 満生	臨床栄養学、脂質代謝、老年病学、骨格筋減少症	メタボリック症候群の発症機序の解明、脂肪酸の生体機能に及ぼす影響、高齢者の栄養評価法の確立と筋肉減少症の発症機序の解明
准教授	海老原 孝枝	高齢者誤嚥性肺炎、高齢者摂食嚥下障害、認知症、栄養	認知症高齢者の誤嚥性肺炎・摂食嚥下障害のメカニズム解明と包括的アプローチ法の確立

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
助教(任期制)	井上 慎一郎	老年医学	老年医学
助教(任期制)	長田 正史	老年医学、老年循環器学、認知症	感染制御
助教(任期制)	輪千 督高	老年病学	老年病学

【精神神経科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	渡邊 衡一郎	臨床精神医学、臨床精神薬理学	・向精神薬の副作用・効果研究、及び患者さんが服用継続すること(アドヒアランス) ・患者さんの主觀に焦点を当てて、それを反映させた治療方針の決定法 Shared Decision Making(SDM:共同意思決定) ・難治性うつ状態の病態解明
准教授	坪井 貴嗣	臨床精神薬理学、漢方医学	精神科薬物療法を含めた治療の最適化 精神疾患のガイドラインの作成及び普及

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	櫻井 準	・臨床精神医学全般(特に気分障害)・精神科薬物療法	なかなか良くならないうつ病は、どうすれば良くなるか
助教	今村 弥生	社会精神医学	精神障害を持つ人の家族の感情表出(Expressive Emotion :EE)とうつ病の難治化や摂食障害の経過について検討しています。また、人気のマンガを使って精神医学をより身近に感じてもらうための研究を少しずつ進めています
助教	片桐 建志	対人関係療法、リエゾン精神医学、精神腫瘍学	整形外科患者に対するせん妄予防プロトコルを用いた介入の有効性について。 対人関係療法がもたらすパーソナリティ特性への影響について。
助教(任期制)	栗原 真理子	心理検査 精神療法	難治性うつ病患者のパーソナリティと発達的研究
助教(任期制)	大江 悠樹	臨床心理学	各種精神疾患および身体疾患に対する認知行動療法の開発
助教(任期制)	渡邊 菜保子	精神神経科学	精神神経科学

【小児科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	成田 雅美	小児科学、アレルギー学、免疫学	・小児アレルギー疾患の発症機序・病態の解明及び発症予防法の開発 ・食物アレルギーの診断・評価・治療法の改善に向けた臨床研究 ・重症アレルギー疾患患者への患者教育法の改善・開発に向けた臨床研究 ・医療従事者に対する専門医療研修プログラムの開発
臨床教授	吉野 浩	小児の血液腫瘍疾患	小児の血液腫瘍疾患
准教授	保崎 明	小児科一般・循環器	一般小児科医が行う集中治療が必要な小児患者の治療について
准教授	細井 健一郎	新生児学、小児呼吸器	新生児呼吸器疾患

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	田中 絵里子	小児腎臓病学	・小児特発性ネフローゼ症候群の病態解明と治療法の開発 ・腎糸球体上皮細胞(ポドサイト)の機能解析 ・小児腎疾患の発症に関与する免疫学的因子の解明
講師	福原 大介	小児科学、小児腎臓病学、小児膠原病学	私たちは T cell specific adopter (TSAd) という分子が、血管内皮増殖因子の誘導する血管新生に関わる新たな分子であることを明らかにしました (Sci Signal. 9:ra72, 2016)。現在、網膜症の動物モデルを用い、この分子の未熟児網膜症における役割を調べ、更にこの分子を標的とした創薬の研究を行っています。この研究から、将来的に、より安全な未熟児網膜症の治療を目指しています。

学内講師	野村 優子	小児科学	小児科学
助教	宮田 世羽	小児科学、小児神経学	小児神経学
助教	川口 明日香	小児科学	小児アレルギー疾患有する児に対する疾患教育
助教	麓 聖子	新生児学	新生児
助教	木内 善太郎	小児科学、小児腎臓病学、小児膠原病学	・ GLCCI1 を介した糖質ステロイド感受性・抵抗性機序の解明
助教(任期制)	鶴田 雅俊	循環器、新生児	循環器、新生児
助教(任期制)	那須 ゆかり	アレルギー、新生児	アレルギー、新生児
助教(任期制)	小澤 悠里	新生児	シミュレーション教育
助教(任期制)	浜野 翔	小児呼吸器学 小児アレルギー学	Food protein induced enterocolitis syndrome の診断バイオマーカーについての研究
助教(任期制)	橋本 悟	小児科内分泌	検討中

【消化器・一般外科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	須並 英二	消化器・一般外科学 下部消化管	大腸がん低侵襲治療に関する臨床研究 直腸癌集学的治療に関する臨床研究 癌転移に関する基礎的研究 腫瘍マーカーに関する基礎的研究
教授	阿部 展次	外科系専攻 消化器・一般外科学	・内視鏡治療と腹腔鏡下手術の融合に関する臨床研究 ・腹腔鏡下胃切除術・脾切除術に関する臨床研究 ・胃癌に対するロボット支援下手術に関する臨床研究 ・十二指腸腫瘍に対する腹腔鏡下手術の開発 ・内視鏡的胃全層切除術に関する臨床研究
教授	阪本 良弘	肝胆脾外科、特に悪性腫瘍の外科治療	安全で正確な肝胆脾外科手術方法の確立 肝胆脾領域悪性腫瘍の予後因子の解析や周術期化学療法の効果 肝胆脾外科手術解剖
准教授	鈴木 裕	消化器・一般外科、肝胆脾外科	肝胆脾疾患に対する画像診断・外科治療 ・脾切除術の合併症対策における臨床研究 ・脾管内粘液乳頭腫瘍の悪性度評価・手術適応に関する臨床研究 ・肝内結石症の胆管癌発癌に関する臨床研究 ・急性脾炎重症化に関する臨床研究 胆脾疾患に対する内視鏡治療 ・内視鏡的乳頭切開術の偶発症と長期成績に関する研究

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	竹内 弘久	上部消化管内視鏡・腹腔鏡治療	・内視鏡治療器具の開発 ・早期胃癌における未分化型混在比率の病理学的定量測定法の確立
講師	吉敷 智和	消化器・一般外科、下部消化管外科、外科教育学	大腸癌の進展や分子標的治療の効果に影響する分子異常解析研究 Stage4 大腸癌予後予測因子研究 大腸癌血管新生関連因子解析研究 シミュレーションモデルを利用した外科教育学研究
学内講師	大木 亜津子	消化器外科疾患	・胃癌手術時の自動縫合器に付着する細胞に関する臨床研究 ・胃癌の内視鏡治療に関する臨床研究 ・胃内遊離癌細胞に関する臨床研究 ・胃癌リンパ節転移危険因子に関する臨床研究 ・下縦隔周囲のリンパ管解剖に関する研究

助教	小暮 正晴	消化器・一般外科 肝胆脾	安全な肝胆脾外科手術の確立
助教	橋本 佳和	消化器・一般外科（上部消化管外科）	胃癌に対する内視鏡外科手術成績に関する研究 研修医に対する内視鏡外科手術の技術教育に関する研究
助教（任期制）	松木 亮太	肝胆脾外科領域	高齢者に対する肝胆脾外科手術の安全性の検討 進行浸潤性膵管癌に対する化学療法後の切除成績の検討 肝切除における術後管理法の検討（ドレーン非留置管理法）
助教（任期制）	鶴見 賢直	消化器外科	消化器・一般外科
助教（任期制）	片岡 功	消化器・一般外科	消化器・一般外科
助教（任期制）	小島 洋平	上部消化管外科	十二指腸腫瘍の網羅的遺伝子解析 Minimal invasive surgery General skills training
助教（任期制）	金 翔哲	消化器一般外科 下部消化管	大腸癌の肝転移 ヒストン修飾

【呼吸器・甲状腺外科学】

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	近藤 晴彦	外科腫瘍学、呼吸器外科学、胸部画像診断学	外科腫瘍学、呼吸器外科学、肺癌の集学的治療、転移性肺腫瘍の外科治療、外科教育学
教授	安樂 真樹	胸部腫瘍外科、重症呼吸不全治療、肺移植、人工臓器	腫瘍外科学、重症呼吸不全 人工臓器（長期呼吸補助システム）研究開発
臨床教授	平野 浩一	甲状腺外科	甲状腺外科、頭頸部腫瘍外科、機能温存手術
教授（特任）	宮 敏路	肺癌治療	固形癌の集学的治療、抗がん剤の薬理学
准教授	田中 良太	外科、呼吸器外科、呼吸器病理、臨床細胞学、気管支学	肺癌の外科治療、肺癌の画像診断、呼吸器細胞診、外科シミュレーション教育

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	橘 啓盛	呼吸器外科、呼吸器細胞診、胸腔鏡手術、ロボット手術	肺癌の画像診断と病理、胸腔鏡手術、ロボット支援手術
学内講師	長島 鎮	外科学一般、癌治療学、臨床腫瘍学、肺癌	肺癌手術療法、化学療法、分子標的薬治療
学内講師	須田 一晴	呼吸器外科	胸腔鏡手術、胸部画像診断
助教（任期制）	三ツ間 智也	甲状腺外科	甲状腺外科
助教（任期制）	平田 佳史	呼吸器外科学	胸腔鏡手術、胸部画像診断

【乳腺外科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	井本 滋	腫瘍外科学 腫瘍免疫学	センチネルリンパ節生検の臨床試験 宿主癌免疫動態の解明 バイオマーカーによる乳癌治療の個別化 ラジオ波焼灼治療による非切除治療の開発 希少転移乳癌の局所及び全身療法に関する国際共同後向きコホート研究

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	麻賀 創太	乳腺外科学、外科腫瘍学	乳癌の個別化治療
学内講師	伊坂 泰嗣	外科学（乳腺）	TNBC 乳癌の予後・バイオマーカーの検討 新規乳がん治療薬の効果について

【小児外科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	浮山 越史	新生児外科、小児一般外科、小児救急	Hirschsprung病、新手術手技、悪性腫瘍、小児救急、性分化

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
学内講師	渡邊 佳子	小児外科疾患全般	小児外科疾患全般

【救急医学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	山口 芳裕	救急・集中治療、外傷外科、特殊災害(CBRNE)、安全保障	外科侵襲学、集団災害、特殊災害(NBCRE)、安全保障、重症外傷、中毒学、IVR
教授	松田 剛明	重症感染症、敗血症性ショックの病態生理・免疫反応、北米型ERの管理・運営	微小電図法による交感神経活動電位の導出(日本光電との共同研究)、キチン類スponジ止血剤による止血効果に関する研究(甲陽ケミカルとの共同研究)、救急初期診療、切断肢再接着

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	海田 賢彦	救急・集中治療、熱傷、再生医療	熱傷 再生医療
学内講師	宮国 泰彦	救急医療、集中治療、災害医療、外科	救急医療、集中治療、災害医療分野
学内講師	加藤 聰一郎	救急・集中治療、災害医療、航空医療、病院前医療・救護、熱傷、外傷、軟部組織感染症、社会疫学、医用工学	外傷、熱傷、集中治療といった臨床領域から、医工連携による診療の高度化、公衆衛生・社会疫学研究に基づく医療システムの検討など、急性期医療が抱える課題を幅広く研究テーマとしている。
助教	持田 勇希	救急・集中治療、大動脈外科、外傷、母体救命	腎臓の障害と遺伝子発現
助教	荻野 聰之	救急・集中治療、精神科	集中治療 せん妄 薬物中毒 自殺関連行動 精神疾患における身体合併症
助教	落合 剛二	救急医療、集中治療、外傷診療、一般外科	救急医療、集中治療、外傷診療、一般外科
助教	稻田 成作	救急、四肢多発外傷、重症軟部感染症、外傷一般	家兔骨延長モデルにおけるPTH至適投与時期の検討
助教	守永 広征	救急・集中治療、救急放射線、IVR	救急・集中治療、救急放射線、IVR
助教(任期制)	吉川 慧	救急医療、熱傷、創傷外科	救急医療、熱傷、創傷外科
助教(任期制)	西沢 良平	救急・集中治療、麻酔	救急・集中治療、麻酔
助教(任期制)	松本 淑恵	脳神経外科	脳神経外科
助教(任期制)	清水 裕介	救急・集中治療、精神科	集中治療 せん妄 薬物中毒 自殺関連行動 精神疾患における身体合併症
助教(任期制)	田中 佑也	救急・集中治療、熱傷、形成外科	救急・集中治療、熱傷、形成外科
助教(任期制)	舟橋 紗耶華	循環器内科	循環器内科

【脳神経外科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	塩川 芳昭	脳血管障害、良性脳腫瘍、頭蓋底疾患	脳卒中の外科治療、脳神経外科手術教育
教授	中富 浩文	脳血管障害、良性脳腫瘍、頭蓋底疾患	脳動脈瘤、脳動静脈奇形の遺伝子変異に基づく病理病態研究
臨床教授	永根 基雄	悪性脳腫瘍、分子生物学	悪性脳腫瘍の治療、化学療法、薬剤耐性、分子生物学、臨床試験
准教授	野口 明男	良性腫瘍、頭蓋底腫瘍、脳血管障害	頭蓋底解剖と術野の定量解析、頭痛、認知症、特発性正常圧水頭症

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	丸山 啓介	脳血管障害、良性脳腫瘍、神経内視鏡、定位放射線治療	3次元コンピューターグラフィックスなどを駆使した脳血管障害・良性脳腫瘍に対する低侵襲・安全な治療
講師	小林 啓一	悪性脳腫瘍	悪性脳腫瘍の基礎及び臨床研究（臨床試験）、悪性脳腫瘍の治療（手術、化学療法、放射線療法を含めた集学的治療）
講師	齊藤 邦昭	悪性脳腫瘍	・グリオーマのジェネティクス、エピジェネティクス ・トラクトグラフィによる白質線維の描出と脳腫瘍手術への応用
助教（任期制）	吉田 裕毅	脳血管障害 頭部外傷	脳血管障害 多発性囊胞腎と脳動脈瘤
助教（任期制）	佐々木 重嘉	悪性脳腫瘍	悪性脳腫瘍、特に中枢神経系悪性リンパ腫の基礎研究、臨床研究を行っております。
助教（任期制）	今井 大也	脳血管障害、良性腫瘍	良性脳腫瘍の基礎研究および臨床

【心臓血管外科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	窪田 博	成人心臓・大血管外科学	成人心疾患の外科治療（虚血性心疾患、弁膜疾患など）、大血管疾患の外科治療（胸部大動脈瘤、胸腹部大動脈瘤、大動脈解離など）、不整脈、特に心房細動の外科治療、肺塞栓症の外科治療
臨床教授	布川 雅雄	末梢血管外科学	腹部大動脈瘤の成因に関する研究 バスクьюラーアクセスの長期開存のための要素 周術期、ハイリスク症例の深部静脈血栓症
臨床教授	細井 溫	末梢血管外科学	静脈疾患
准教授	遠藤 英仁	成人心臓・大血管外科学	大動脈手術時の逆行性脳灌流法の臨床応用と評価

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	峯岸 祥人	成人心臓・大血管外科学	成人心臓血管疾患の外科治療
講師	伊佐治 寿彦	末梢血管外科学	動脈環境下における静脈の内膜肥厚制御
助教	稻葉 雄亮	成人心臓・大血管外科学	成人心臓・大血管外科学
助教（任期制）	市川 洋平	末梢血管疾患	内臓動脈瘤の自然経過に関する臨床研究 重症下肢虚血と血中脂質の関連についての臨床研究
助教（任期制）	古暮 洋太	末梢血管一般	末梢血管一般

【整形外科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	細金 直文	脊椎・脊髄	脊椎疾患の臨床的・基礎的研究、脊柱変形疾患に関する研究
教授	森井 健司	骨・軟部腫瘍	骨軟部腫瘍の臨床的および基礎的研究

准教授	高橋 雅人	脊椎・脊髄	脊髄神経生理学、脊髄モニタリング、脊椎脊髄腫瘍、靭帯骨化症、脊柱変形
-----	-------	-------	------------------------------------

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
学内講師	佐野 秀仁	脊椎・脊髄、骨粗鬆症	上肢運動機能の解析、骨粗鬆症性椎体骨折
学内講師	佐藤 行紀	膝関節、スポーツ	膝関節の形態計測、日本人に適した人工膝関節の開発及び臨床評価
学内講師	田島 崇	骨・軟部腫瘍	骨軟部腫瘍の臨床的および基礎的研究
助教	坂倉 健吾	肩関節、膝関節	人工膝関節の動態解析
助教	竹内 拓海	脊椎・脊髄	脊髄電気生理学、低侵襲脊椎手術、びまん性特発性骨増殖症に対する固定術の生態力学的評価
助教(任期制)	宇高 徹	骨・軟部腫瘍	骨軟部腫瘍の臨床的および基礎的研究
助教(任期制)	新井 謙太郎	膝関節	膝関節疾患の臨床的研究
助教(任期制)	小西 一斎	脊椎・脊髄	錐体路と末梢神経の連合刺激によるヒト間接的皮質-脊髄路興奮の長期増強に関わる因子の検討
助教(任期制)	安部 一平	股関節疾患	股関節疾患の臨床的研究
助教(任期制)	渡邊 隼人	膝関節	膝関節疾患の臨床的研究

【皮膚科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	大山 学	毛髪疾患、自己免疫性疾患、再生医学、幹細胞生物学	1) 脱毛症の診断・治療技術の向上 主として重症円形脱毛症に対する診断・治療技術のさらなる向上のための臨床研究。 2) ヒト皮膚・付属器の再生の試み 組織幹細胞・iPS 細胞を用いた皮膚・付属器の再生。 3) 薬疹の病態解明 厚生労働省研究班班員として重症薬疹のデータの集積や臨床研究を遂行。 4) 発汗異常疾患の病態解明 発汗障害を来す疾患の病態解明とそれに基づく治療法の開発
臨床教授	水川 良子	皮膚免疫アレルギー	アレルギー性疾患、アトピー性皮膚炎、ウイルス感染症、膠原病、薬疹、臓器移植後拒絶反応、発汗障害

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	倉田 麻衣子	皮膚免疫アレルギー	アレルギー性疾患、アトピー性皮膚炎、ウイルス感染症、薬疹、皮膚科一般
学内講師	木下 美咲	毛髪疾患、トリコスコピ、疫学	毛髪疾患における非侵襲的画像診断技術の開発、毛髪疾患における疫学、EBM (evidence based medicine) の構築
助教	佐藤 洋平	皮膚腫瘍	皮膚悪性腫瘍
助教	下田 由莉江	発汗障害、皮膚付属器疾患、皮膚感染症	アトピー性皮膚炎等の皮膚疾患における発汗障害について、 汗腺を標的とした自己免疫性疾患における汗腺・汗管の免疫学的特権の破綻の関与について。
助教(任期制)	福山 雅大	皮膚科学	脱毛症の病態解明、皮膚付属器の再生

【形成外科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	多久嶋 亮彦	顔面神経麻痺、マイクロサーボジヤリー、美容外科	顔面神経麻痺、マイクロサーボジヤリー、頭頸部再建外科

臨床教授	大浦 紀彦	難治性潰瘍、褥瘡、熱傷、創傷治癒、微小循環	難治性潰瘍、褥瘡、熱傷、創傷治癒、微小循環
臨床教授	尾崎 峰	頭蓋頸顔面外科、血管腫・血管奇形	難治性血管奇形に対する治療法の開発。顔面骨骨折後遺症や頭蓋頸顔面変形に対する治療法の開発。

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
助教	成田 圭吾	再建外科学	再建外科学
助教	白石 知大	形成外科学、再建外科学	顔面神経麻痺、微小血管吻合
助教(任期制)	岩科 裕己	形成外科学	血管腫・血管奇形に関する研究
助教(任期制)	今村 三希子	形成外科学	創傷治癒、超音波装置を用いた悪性腫瘍の切除範囲決定
助教(任期制)	北 幸紘	再建外科、外傷	形成外科学
助教(任期制)	大島 直也	頭蓋頸顔面外科、GID(性同一性障害)	性同一性障害・顔面女性化手術
助教(任期制)	屋宜 佑利香	形成外科学	顔面外傷、手外傷

【泌尿器科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	福原 浩	泌尿器腫瘍学、腹腔鏡・ロボット手術、ウイルス療法	1.がん治療用ウイルスを用いたウイルス療法 2.泌尿器癌におけるがんゲノム医療 3.泌尿器癌におけるメタボローム解析
准教授	多武保 光宏	泌尿器腫瘍学、尿路結石症、男性更年期障害	上部尿路結石内視鏡手術の標準化 尿路敗血症のバイオマーカー

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
学内講師	金城 真実	泌尿器科学 女性泌尿器科	女性泌尿器科（疫学、予防、診断、治療）
学内講師	中村 雄	泌尿器腫瘍学、前立腺肥大症（内視鏡手術）	膀胱癌における遺伝子変異に関する研究 前立腺肥大症内視鏡手術に関する研究
助教	舛田 一樹	排尿機能学	1. 慢性糖尿病モデルラットにおける下部尿路機能障害の病態と NO/cGMP シグナル伝達経路 2. 前立腺癌における Liquid biopsy 3. 多発性囊胞腎におけるアミノ酸トランスポーターの分析 4. 臨床データベースを用いた、泌尿器癌のレトロスペクティブ解析
助教	宮川 仁平	泌尿器腫瘍学	上部尿路上皮癌における遺伝子変異に関する研究

【眼科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	平形 明人	眼科学、網膜硝子体疾患、眼病理	網膜硝子体疾患、眼科手術、眼病理
教授	岡田アナベル あやめ	眼炎症（ぶどう膜炎）、黄斑疾患（加齢黄斑変性など）	眼炎症や黄斑疾患の薬物療法
教授	山田 昌和	角膜疾患 臨床疫学	ドライアイなどの角膜疾患を対象にして涙液や角膜試料の生化学的分析を行い、疾患や病態のバイオマーカーの探索を行っている。また、臨床研究として複数の多施設共同研究を主導するとともに、成人を対象とした眼科検診の医学的效果や費用対効果を検討するための医療経済学的分析を行っている。
教授	井上 真	網膜硝子体、小切開硝子体手術	小切開硝子体手術、画像診断

臨床教授	慶野 博	眼炎症性疾患	ぶどう膜炎の病因解明と新規治療法の開発
准教授	厚東 隆志	網膜硝子体疾患、硝子体手術	網膜硝子体疾患の手術治療、小切開硝子体手術、眼内広角観察システム
准教授	北 善幸	眼科学	緑内障の画像診断

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	廣田 和成	一般眼科、網膜硝子体手術	さまざまなタイプの網膜剥離の治癒率向上
講師	鈴木 由美	斜視弱視・小児眼科	弱視斜視治療・小児眼瞼疾患
講師	松木 奈央子	一般眼科、水晶体	水晶体疾患、白内障手術
講師	片岡 恵子	網膜硝子体、黄斑疾患	加齢黄斑変性、近視性黄斑症等黄斑疾患を対象とした画像解析による病態解明および新規治療法の開発
講師	石田 友香	網膜硝子体	網膜疾患の画像診断 網膜硝子体手術
学内講師	中山 真紀子	眼炎症性疾患、黄斑疾患	ぶどう膜炎の画像診断、薬物療法

【耳鼻咽喉科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	斎藤 康一郎	喉頭・音声	・音声と QOL ・加齢と音声 ・音声治療効果の最適化 ・喉頭乳頭腫に対する診療体制の確立 ・Cadaver を用いた喉頭機能の解明と音声外科のシミュレーション ・超高精細 CT を用いた喉頭気管の機能・形態ならびに病態の解明 ・ハイスピードカメラを用いた声帯振動の臨床研究 ・気管切開と摂食・嚥下機能の関連など
准教授	横井 秀格	耳鼻咽喉科学、鼻科学、免疫アレルギー	内視鏡下鼻副鼻腔手術、内視鏡下頭蓋底手術、アレルギー性鼻炎や慢性副鼻腔炎の病態と治療に関する基礎的検討（マスト細胞、好酸球、神経増殖・反発因子、神経ペプチド）他
准教授	増田 正次	神経耳科学	蝸牛外側壁（らせん靭帯、血管条）障害による難聴発症機序の解明、遺伝性難聴、難聴と認知症の関係、耳管機能障害
准教授	池田 哲也	口腔粘膜疾患、薬剤性顎骨壊死、周術期口腔管理	口腔粘膜疾患、顎関節症、EBウイルスの感染維持、舌痛症、有病者の抜歯、薬剤性顎骨壊死、周術期口腔管理

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	宮本 真	音声言語医学、嚥下医学、小児気道	音声・言語・嚥下障害の診断と治療、小児気道障害の診断と治療（特に気管カニューレの管理） cadaver を用いた音声生理学的研究
学内講師	佐藤 大	頭頸部癌	頭頸部癌
助教	濱之上 泰裕	耳科学 頭頸部腫瘍	耳科学 頭頸部腫瘍
助教 (任期制)	湯本 愛実	口腔外科学	次世代シーケンシング解析による咀嚼筋腱・腱膜過形成症患者の側頭筋腱に特異的に発現する遺伝子群の同定
助教 (任期制)	小野 修平	耳鼻咽喉科学	耳鼻咽喉科学
助教 (任期制)	手塚 里奈	口腔外科学	薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）に関する基礎的ならびに臨床的研究
助教 (任期制)	加藤 泰奈	耳鼻咽喉科一般	耳鼻咽喉科一般
助教 (任期制)	斎藤 伸夫	耳鼻咽喉科一般 耳科学	耳鼻咽喉科一般 耳科学

【産科婦人科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	小林 陽一	婦人科がん、子宮内膜症、メラトニン、癌幹細胞	子宮内膜症性囊胞の癌化に関する新規バイオマーカーの探索、メラトニンと婦人科癌、卵巣癌幹細胞の特性解析
臨床教授	谷垣 伸治	合併症妊娠、産科救急、シミュレーション教育	1. 級毛膜羊膜炎に対する新規治療法開発にむけた基礎的検討 2. 妊娠経過中の腔内細菌叢の推移と胎児・新生児免疫能への影響 3. 新規胎児心機能評価を用いた胎児発育不全児の周産期管理
准教授	田嶋 敦	周産期学、臨床遺伝学、	妊娠初期における産科合併症の予知マーカーの研究
准教授	森定 徹	婦人科腫瘍学、がん検診	がん予防としての子宮頸がん検診、婦人科癌リシンパ行性転移の分子機構

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	松本 浩範	婦人科腫瘍学	ロボット手術の安全性や技術の向上
講師	百村 麻衣	婦人科腫瘍学	閉経後女性の超音波所見における子宮内膜の肥厚と子宮体癌との関連について
学内講師	瀧谷 裕美	婦人科腫瘍学 内視鏡手術	婦人科疾患における内視鏡下手術
学内講師	松島 実穂	周産期 出生前診断 臨床遺伝	胎児出生前診断
助教	渡邊 百恵	内視鏡手術、婦人科腫瘍学	卵巣内膜症性囊胞の薬剤抵抗性に関わるバイオマーカーの探索
助教(任期制)	小林 千絵	女性医学 周産期学	女性医学 周産期学
助教(任期制)	北村 垣也	産科婦人科学	産科婦人科学

【放射線医学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	横山 健一	放射線医学(画像診断)	呼吸器・循環器の画像診断
准教授	須山 淳平	核医学	心筋血流 脳血流 ドバミントランスポーター等の核医学について
准教授	片瀬 七朗	画像診断全般	画像診断

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	小野澤 志郎	IVR 全般	抗がん剤灌流療法 IVRにおける遠隔医療 塞栓物質
学内講師	五明 美穂	画像診断学、神経放射線診断学	脳神経領域の画像診断 「脳腫瘍鑑別における造影及び非造影灌流画像の有用性」 「脳腫瘍鑑別における DCE perfusion の有用性」 「非造影MRDSA の臨床応用」 「血管壁 imaging を用いた血管内評価」など
助教	大原 有紗	頭頸部領域	超高精細 CT を用いた頭頸部領域画像の研究 Deep learning を用いた頭頸部領域 CT, MRI 画像の研究

【放射線腫瘍学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	江原 威	肺癌の放射線治療、放射線全般	放射線治療における腫瘍制御と正常臓器障害

【麻酔科学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	萬 知子	医学教育、シミュレーション、CVC 安全管理	中心静脈カテーテル安全管理、中心静脈カテーテル関連血流感染症、医学教育、シミュレーション教育、周術期管理
教授	徳嶺 謙芳	麻酔科学	安全な中心静脈穿刺手技と教育体制の構築
臨床教授	森山 潔	麻酔科学	急性肺傷害
准教授	中澤 春政	心臓血管麻酔、敗血症、熱傷における骨格筋代謝異常	マウスの敗血症、熱傷モデルを用いて、重症病態における骨格筋の代謝異常（インスリン抵抗性、高乳酸血症など）、ミトコンドリア機能障害、炎症性反応の起きるメカニズムを研究しています。
准教授	閔 博志	麻酔科学、周術期医学	周術期医学、術後悪心嘔吐の予防、術前評価と術後アウトカム、電子問診システムの開発と臨床応用、術後疼痛管理

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
学内講師	小谷 真理子	集中治療医学 麻酔科学	重症集中治療管理、中心静脈カテーテル関連血流感染症
助教	本保 晃	産科麻酔、シミュレーション教育	酸素療法、シミュレーション教育、無痛分娩
助教	神山 智幾	麻酔科学・集中治療医学	Pulse Oximeter の低酸素領域における精度評価
助教 (任期制)	田渕 沙織	麻酔全般、小児麻酔	小児麻酔
助教 (任期制)	足立 智	心臓血管麻酔、敗血症	心臓血管麻酔

【臨床検査医学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	大西 宏明	臨床検査医学、小児科学、血液腫瘍学、造血細胞治療学	悪性腫瘍における遺伝子異常 非結核性抗酸菌の遺伝子解析 安全な採血法の確立
准教授	安戸 裕貴	臨床検査医学、小児科学、アレルギー学、免疫学	食物アレルギーの高精度診断法の確立 稀少先天性小児免疫異常症の原因遺伝子の探索・解析

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
学内講師	大塚 弘毅	がん分子診断	がん分子診断、がんの先制医療、発がんメカニズム解明、がん予防および早期発見、進行がん診療のバイオマーカー探索
助教	山崎 聰子	臨床検査医学、輸血細胞治療学、循環器内科学	心音・心機図を用いた心臓診察による肺高血圧症早期診断の試み

【総合医療学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	長谷川 浩	高齢者救急、老年医学、認知症、老年循環器学	高齢者救急、老年循環器学、認知症の臨床的研究、嚥下障害の臨床的研究、
臨床教授	岡本 晋	消化器内科（炎症性腸疾患）、人間ドック	炎症性腸疾患の病態解明と新たな治療法の開発
臨床教授	倉井 大輔	呼吸器感染症	呼吸器感染症、呼吸不全
准教授	徳永 健吾	H. pylori 感染症、生活習慣病、上部消化管	Helicobacter pylori 感染症の病態 Helicobacter suis 感染症の病態

研究指導補助教員

専門分野	研究テーマ	専門分野	研究テーマ
学内講師	井田 陽介	人間ドック、内視鏡診断・治療	内視鏡診断・治療

助教	三好 佐和子	消化器内科、上部消化管、人間ドック	消化器疾患と腸内細菌叢、がん幹細胞
助教	嶋崎 鉄兵	腸内細菌叢	抗菌薬使用に伴う腸内細菌叢の変化と多剤耐性菌の獲得のメカニズム
助教 (任期制)	井坂 葵	心血管疾患の画像診断	心不全患者における予後

【リハビリテーション医学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	山田 深	障害評価、脳卒中リハビリ、宇宙医学生物学、ICF	日常生活動作評価尺度 軌道上での効率的・効果的運動 微小重力環境下での歩行動作解析 国際生活機能分類

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	田代 祥一	ニューロリハ、再生リハ、神経生理学、非侵襲的脳刺激	経頭蓋交流電気刺激の脳卒中リハへの応用 慢性期脳卒中に対するニューロリハ 慢性期脊髄損傷に対する再生リハ 最重度末梢神経障害に対する装具療法 災害と嚥下機能

【脳卒中医学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	平野 照之	脳卒中医学	脳梗塞の急性期画像診断に基づく治療法の開発；虚血性脳卒中に対する抗血栓療法の最適化；遺伝性脳卒中の病態解明；ほか
准教授	海野 佳子	脳卒中医学、臨床神経学、頭痛	頭痛を呈する脳卒中の病態解析 臨床指標に基づく脳卒中診療の最適化に関する研究

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	河野 浩之	脳卒中医学、神経内科学	脳卒中の治療と画像診断
助教	本田 有子	脳卒中医学 脳神経外科学	脳小血管病の病態解明；骨と脳卒中の関連についての解明
助教 (任期制)	竹丸 誠	脳卒中医学、神経内科学	脳卒中のカテーテル治療

【肉眼解剖学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	長瀬 美樹	解剖学、細胞生物学、分子生物学、腎・高血圧学	1) 高血圧、腎臓病とメカノバイオロジー 2) 肉眼解剖学研究（自律神経など） 3) 形態解析イメージング 4) 生活習慣病と Rho ファミリー、核内受容体 5) 遺伝子変動動物を用いた機能解析

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	上野 仁之	解剖学、細胞生物学	腎糸球体ポドサイトの形態学的研究
講師	大石 篤郎	解剖学・薬理学・糖尿病学・内分泌学	G 蛋白質共役型受容体、Orphan 受容体、バイオセンサー開発、がん、糖代謝・脂質代謝異常

【顕微解剖学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
研究教授	秋元 義弘	免疫組織細胞化学、発生生物学	1. 糖尿病におけるタンパク質の O-GlcNAc 化の解析 2. 細胞外マトリックスの組織細胞化学的検討 3. 皮膚の発生における Homeobox 遺伝子の機能解析 4. プラズマ照射による組織、細胞への影響の分子形態学的解析

准教授	宮東 昭彦	組織細胞化学、生殖内分泌系	・精巣の精細管精上皮周期の加齢による変化 ・下垂体前葉におけるホルモン分泌細胞の動態 ・組織細胞化学分野におけるデジタル画像解析手法の適用
-----	-------	---------------	---

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
助教	菅原 大介	組織細胞化学、糖鎖生物学、グライコプロテオミクス	糖鎖関連分子の組織細胞化学

【統合生理学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	大木 紫	神経生理学、運動制御	ヒトの脊髄内回路の可塑性変化誘導、身体保持感に関わる脳活動
准教授	八木 淳一	神経生理学（疼痛学）	痛覚情報の受容と符号化のメカニズム

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	渋谷 賢	認知神経科学、実験心理学、スポーツ科学	1. 身体性自己意識に関する研究 [国内共同] 2. 頸髄症患者の到達把持運動に関する研究 [学内共同] 3. 多種感覚統合による脳内身体表現に関する研究
講師	中島 剛	神経生理学	運動調節に関わる脊髄神経機構とその可塑性について

【病態生理学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	寺尾 安生	神経生理学、運動生理、眼球運動、磁気刺激法	磁気刺激法を用いた大脳皮質機能の解明 磁気刺激法を用いた神経疾患の病態解明および治療法開発 神経疾患における眼球運動障害の解析と病態の解明 ヒトにおける時間的情報処理機構の解明と神経疾患者における病態の研究 深部電極治療が大脳基底核に及ぼす影響に関する生理学的研究

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	三嶋 竜弥	神経生理学	シナプス伝達における Syntaxin 1A/HPC-1、syntaxin 1B の生理機能の解析 シンタキシン 1B の機能欠損によるてんかん発症メカニズムの解析
助教	中山 高宏	分子神経生物学、細胞内小胞輸送	Syntaxin 1 遺伝子発現制御機構の解明と疾患治療へ向けた研究 小胞輸送・微小管ダイナミクスに関わる Syntaxin 1 機能解析
助教(任期制)	寺田 さとみ	神経生理学 神経内科学	眼球運動や手足の動きなどの計測による、主に神経変性疾患における病態生理の解明
助教(任期制)	渥美 剛史	認知神経科学、自閉症、比較認知科学、実験心理学	脳内イメージングによる自閉スペクトラム症の特殊な感覚処理の解析や、障害のモデル動物を用いて、社会性や感覚処理障害に関わる神経生理基盤の理解を目指しています。

【代謝生化学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	後藤田 貴也	代謝内科学、分子生物学、分子遺伝学	メタボリックシンドロームとその関連病態（糖尿病、脂質異常症、高血圧症、肥満症）の遺伝素因の解明

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	田原 義和	構造生物学・生体膜・輸送体	イオンポンプによる ATP 加水分解と共にイオンの膜輸送を、分子構造やエネルギーの観点から理解すること。
学内講師	山本 隆史	代謝生化学・糖尿病学	高血圧自然発症ラット(SHR(spontaneously hypertensive rat))より見いだされたメタボリックシンドローム関連遺伝子の生理的機能の解明

【細胞生化学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
研究教授	今泉 美佳	細胞生物学・細胞内物質輸送	1. 細胞生物学 2. 開口放出機構の分子機構
准教授	青柳 共太	分子生物学・分子細胞生物学	1. インスリン分泌の分子機構 2. 極性分泌の分子機構

【薬理学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	櫻井 裕之	腎臓発生、上皮輸送、上皮の細胞生物学、癌	腎臓発生のメカニズム、腎尿細管上皮の細胞生物学、再生医学、癌の浸潤、尿酸トランスポーター

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	木村 徹	上皮輸送、細胞生物学	「トランスポーターと疾患」
助教	堅田 智久	発生生物学	アフリカツメガエルおよびマウスを用いて、輸送体(トランスポーター)の発生期における発現と機能の解析を行っている。
助教	末弘 淳一	分子細胞生物学、血管生物学	生活習慣病(がん、脳血管疾患、心疾患)に対する創薬を目的とした、 1. 血管内皮細胞における遺伝子発現、転写調節機構の解析 2. アミノ酸トランスポーターを介した血管機能解析 3. 癌細胞、血管内皮細胞を用いたエピゲノム解析
助教	田中 弦	分子細胞生物学 ペプチド・タンパク質化学	腎における尿酸輸送機構の解明 尿酸トランスポーターの発現調節機構の解析
助教	福富 俊之	分子細胞生物学、プロテオミクス	「腎尿酸輸送分子複合体形成とその動的制御機構の解明」 「トランスポーターに関わるタンパク質間相互作用解析」

【病理学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	柴原 純二	病理診断学	脳腫瘍の病理 肝疾患の病理
研究教授	藤原 正親	肺癌の病理	肺の病理、癌とテロメア・テロメラーゼ

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	長濱 清隆	人体病理学、実験病理学	非腫瘍性腎疾患の病理
講師	林 玲匡	病理診断学、分子病理学(特に肝胆膵領域腫瘍)	肝胆膵領域腫瘍(特に膵癌)の組織形態学的および分子遺伝学的検索
学内講師	里見 介史	人体病理学	脳腫瘍の組織形態学的および分子生物学的解析、およびDNAメチル化プロファイルの病理診断への応用

【感染症学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	三戸部 治郎	細菌学 分子微生物学	「赤痢菌の病原遺伝子発現機構の解析」「赤痢ワクチン候補株の開発」「桿菌の桿状形態を形成する内膜蛋白 RodZ の機能解析」
研究教授	大崎 敬子	微生物学、感染症学	家族間感染したヘリコバクター・ピロリの遺伝子解析と家族内感染の現状 ヘリコバクター・ピロリ感染者のマイクロビオータの解析
研究教授	花輪 智子	感染免疫学、分子微生物学	「百日咳菌の病原性発現制御機構の解明」「バクテリオファージを用いた多剤耐性菌感染症治療の開発」
准教授	竹尾 暁	寄生虫学、分子生物学	@宿主・寄生体関係における寄生体側、とくにマラリア病態発現期の原虫側分子機構の解析 @マラリアワクチンの開発

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	米澤 英雄	細菌学	Helicobacter pylori 感染におけるバイオフィルムの役割 口腔内フローラと腸内フローラの相互作用
講師	新倉 保	寄生虫学、原生生物学、分子細胞生物学、感染免疫学	「妊娠によるマラリアの病態重症化機構の解明」「マラリア原虫の mRNA 輸送機構の解明」

【衛生学・公衆衛生学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
研究教授	苅田 香苗	健康科学、環境衛生学、疫学、産業保健学	大気汚染物質の健康影響評価、環境有害因子の自律神経機能影響、重金属曝露におけるバイオジカルモニタリング、女性のヘルスプロモーションと健診の有効性
准教授	吉田 正雄	生命倫理、高齢者の保健・医療・福祉・介護、臨床疫学	高齢者の保健・医療・福祉・介護の精度と連携、死と終末期ケア、生活習慣病のリスクファクターに関する臨床疫学研究

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	櫻井 拓也	生活習慣病、運動分子生物学	肥満による生活習慣病発症の分子メカニズムの解析、運動分子生物学
講師	白土 健	衛生学、生理学一般、環境生理学	マクロファージを標的とした、 1) 習慣的運動の感染防御能改善効果および全身炎症抑制効果の解析 2) 機能性食品の炎症抑制効果とその作用機序の解析 3) 炎症性応答能の調節機構の解析
学内講師	菅田 慎一	生化学、生理学、分子細胞生物学、環境衛生学	・マイクロプラスチックの生体影響の解析 ・小型魚類を用いた DNA 修復遺伝子の解析 ・糖尿病網膜症・白内障モデル生物の解析

【法医学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	北村 修	法医病理学、精神神経薬理学	薬物依存、法医病理診断学
准教授	桐生 京佳	法医病理学、内分泌病理学	法医病理診断学の精度向上

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	高篠 智	肉眼解剖学、組織化学、エンバーミング	肉眼解剖における変異の研究、脳ヘルニアにおける脳幹部の免疫組織化学的研究、心臓の刺激伝導系における免疫組織化学的研究、Embalming(エンバーミング)

学内講師	吉田 昌記	歯科的個人識別、臨床歯科法医学	歯科的個人識別、臨床歯科法医学、遺体修復に用いる材料の開発
助教	武市 敏明	法医病理学	法医病理学的自殺の指標の確立 病理組織学的手法を用いた刺激薬物乱用のスクリーニング検査の開発
助教	山田 真嗣	法医学、皮膚科学一般	法医病理診断学、組織線維化、パラコート中毒、プランクトン検査

【発生・遺伝学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	栗崎 健	神経生物学 発生遺伝学	1. ショウジョウバエ脳神経組織をモデル実験系に用いた、1) 神経幹細胞の発生・分化・進化機構の解明、2) 神経グリア相互作用の基本原理の解明。 2. ショウジョウバエ近縁種を用いた環境適応の進化的機構の解明 (NBRP プロジェクト「ショウジョウバエ種ストックセンター KYORIN-FLY」の運営と管理 http://shigen.nig.ac.jp/fly/kyorin/)

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	平井 和之	遺伝学・細胞遺伝学・生化学	受精期における染色体 DNA 複製および染色体分配機構
講師	加藤 健太郎	神経科学、発生生物学	ショウジョウバエ中枢神経系をモデルとして、(1) 損傷応答におけるグリア細胞の役割とその細胞・分子基盤 (2) グリア細胞の発生

【生体物理工学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
准教授	高原 哲士	原子核構造、生物物理学	原子核構造の理論的研究 生物物理学の理論的研究
准教授	大谷 宗久	ハドロン物理理論：核子・中間子の性質や構造の解析	核子および中間子の性質や構造に関する理論的研究 カイラル対称性と質量起源に関する理論的研究

【分子機能生化学】

研究指導教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	丑丸 真	物質輸送のエネルギー論・イオン輸送機構	・分泌経路型 Ca ²⁺ -ATPase (SPCA) の Ca ²⁺ 輸送機構 ・イオン輸送 ATPase のイオン選択性原理
准教授	須賀 圭	神経生化学、細胞生物学、細胞内小胞輸送	神経科学の分野における Syntaxin ファミリー分子と Ca ²⁺ -ATPase の構造とそれらの生理的役割および神経変性疾患発症機構における役割の解明

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	山本 幸子	酵素化学・応用微生物学	骨格筋小胞体 Ca ²⁺ -ATPase の Ca ²⁺ 輸送機構の解析

【共同研究施設 放射性同位元素部門】

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
助教	小藤 剛史	分子神経生理学、細胞生物学、放射性物質の安全管理	・グリア細胞における syntaxin1 の機能解析 ・ヒト精神神経疾患と syntaxin1 遺伝子異常の関連 ・放射性物質の管理測定

【共同研究施設 フローサイトメトリー部門】

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
講師	高橋 良	皮膚免疫学	・重症薬疹の病態解明

【共同研究施設 実験動物施設部門】

研究指導補助教員

職位	氏名	専門分野	研究テーマ
学内講師	北条 史	微生物学（細菌、原虫）	H. pylori の胃内定着に関与する因子の解析 実験動物の感染症

医学研究科 授業科目一覧

別表 1-2

医学研究科における授業科目及び単位

(平成27年度入学者から適用)

専攻	専門分野	授業科目												単位数
生 理 系	器官構築学	肉眼解剖 肉眼解剖 顎顎ノム 顎顎ノム 顯顯ゲゲ 顯顯ゲゲ 官官器器	眼解剖 眼解剖 微解剖 微解剖 ・遺伝 ・遺伝 ・構築 ・構築	剖解剖 剖解剖 剖解剖 剖解剖 ・遺傳 ・遺傳 ・構築 ・構築	学学学学 学学学学 学学学学 学学学学 講義 実験 講義 実験 講義 実験 講義 実験 課題 研究 研究論文 演習	・演習 ・実習 ・演習 ・実習 ・演習 ・実習 ・演習 ・実習 ・演習 ・研究 ・研究論文 ・演習	4 8 4 8 4 8 8 4							
	病態生物学	分子代謝 分子代謝 分子代謝 分子代謝 分子病病	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	講義 実験 講義 実験 講義 実験 講義 実験 課題 研究 研究論文 演習	4 8 4 8 4 8 8 4
	生体機能制御学	分子細胞生物学	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞 細胞細胞	講義 実験 講義 実験 講義 実験 講義 実験 課題 研究 研究論文 演習	4 8 4 8 4 8 8 4
	分子細胞薬理学	分子細胞生物学	分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞	分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞	分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞	分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞	分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞	分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞	分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞	分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞	分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞 分子細胞	講義 実験 課題 研究 研究論文 演習	4 8 8 4	
病 理 系	病理学	病病病病	病病病病	病病病病	病病病病	病病病病	病病病病	病病病病	病病病病	病病病病	病病病病	病病病病	講義 実験 課題 研究 研究論文 演習	4 8 8 4
	感染症・熱帯病学	感染感染感染感染	感染症 感染症 感染症 感染症	・熱熱熱熱	・熱熱熱熱	・熱熱熱熱	・熱熱熱熱	・帶帶帶帶	・帶帶帶帶	・帶帶帶帶	・病病病病	・病病病病	講義 実験 課題 研究 研究論文 演習	4 8 8 4
	臨床検査医学	臨臨臨臨	臨床床床床床	臨床床床床床	臨床床床床床	臨床床床床床	臨床床床床床	臨床床床床床	検査検査検査	検査検査検査	検査検査検査	医医医医	医医医医	講義 実験 課題 研究 研究論文 演習

社会医学系	社会医療情報学	社会社会社会社会社会社会	医療医療医療医療医療医療	情報情報情報情報情報情報	報報報報報報	学学学学学学学学	講義実習課題研究論文演習	・演習・実習・研究論文演習	4 8 8 4
	法科学	法法法法法法	科科科科科科	学学学学学学	講義実習課題研究論文演習	・演習・実習・研究論文演習		4 8 8 4	
内科系	内科学	呼吸神経腎臓・腎臓循環血液消化糖尿病・糖尿病	呼吸器内内内内内内内内内内	内内内内内内内内内内	科科科科科科科科科科	学学学学学学学学学学	講義実習課題研究論文演習	・演習・実習・研究論文演習	4 8 4 8 4 8 4 8 4
		呼神腎・腎循環消化糖尿病・糖尿	吸經膠原病原病膠原病	吸神腎・腎循環消化糖尿病・糖尿	呼呼呼呼呼呼呼呼呼呼	内内内内内内内内内内	科科科科科科科科科科	・演習・実習・研究論文演習	4 8 4 8 4 8 4 8 4
		腎臓・腎臓循環消化糖尿病・糖尿	膠原病原病膠原病	膠原病原病膠原病	膠原病原病膠原病	原病原病原病原病	科科科科科科科科科科	・演習・実習・研究論文演習	4 8 4 8 4 8 4 8 4
		腎臓・腎臓循環消化糖尿病・糖尿	膠原病原病膠原病	膠原病原病膠原病	膠原病原病膠原病	原病原病原病原病	科科科科科科科科科科	・演習・実習・研究論文演習	4 8 4 8 4 8 4 8 4
		腎臓・腎臓循環消化糖尿病・糖尿	膠原病原病膠原病	膠原病原病膠原病	膠原病原病膠原病	原病原病原病原病	科科科科科科科科科科	・演習・実習・研究論文演習	4 8 4 8 4 8 4 8 4
		腎臓・腎臓循環消化糖尿病・糖尿	膠原病原病膠原病	膠原病原病膠原病	膠原病原病膠原病	原病原病原病原病	科科科科科科科科科科	・演習・実習・研究論文演習	4 8 4 8 4 8 4 8 4
		腎臓・腎臓循環消化糖尿病・糖尿	膠原病原病膠原病	膠原病原病膠原病	膠原病原病膠原病	原病原病原病原病	科科科科科科科科科科	・演習・実習・研究論文演習	4 8 4 8 4 8 4 8 4
		腎臓・腎臓循環消化糖尿病・糖尿	膠原病原病膠原病	膠原病原病膠原病	膠原病原病膠原病	原病原病原病原病	科科科科科科科科科科	・演習・実習・研究論文演習	4 8 4 8 4 8 4 8 4
		腎臓・腎臓循環消化糖尿病・糖尿	膠原病原病膠原病	膠原病原病膠原病	膠原病原病膠原病	原病原病原病原病	科科科科科科科科科科	・演習・実習・研究論文演習	4 8 4 8 4 8 4 8 4
科系	脳卒中医学	脳脳脳脳	卒卒卒卒卒卒	中中中中中中	医医医医医医	学学学学学学	講義実習課題研究論文演習	・演習・実習・研究論文演習	4 8 8 4
	加齢医学	加加加加加加	齡齡齡齡齡齡	医医医医医医	学学学学学学	講義実習課題研究論文演習	・演習・実習・研究論文演習	4 8 8 4	
	総合医学	総総総総	合合合合合合	医医医医医医	療療療療療療	学学学学学学	講義実習課題研究論文演習	・演習・実習・研究論文演習	4 8 8 4
	小児科学	小小小小	児児児児児児	科科科科科科	学学学学学学	講義実習課題研究論文演習	・演習・実習・研究論文演習	4 8 8 4	
	精神神経科学	精精精精精精	神神神神神神	経経経経経経	科科科科科科	学学学学学学	講義実習課題研究論文演習	・演習・実習・研究論文演習	4 8 8 4
	皮膚科学	皮皮皮皮皮皮	膚膚膚膚膚膚	科科科科科科	学学学学学学	講義実習課題研究論文演習	・演習・実習・研究論文演習	4 8 8 4	
	放射線医学	放放放放放放	射射射射射射	線線線線線線	医医医医医医	学学学学学学	講義実習課題研究論文演習	・演習・実習・研究論文演習	4 8 8 4

外 科 科 系	外 科 学	消化器 · 一般 外科 消化器 · 一般 外科 呼吸器 · 甲状腺外 呼吸器 · 甲状腺外 乳 腺 外 乳 腺 外	科学 学 科学 学 科学 学 科学 学 科学 学 科学 学	講義 · 演習 実習 · 実演 講義 · 演習 実習 · 実演 講義 · 演習 実習 · 研究 課題研究論文演習	4 8 4 8 4 8 8 4		
	救 急 医 学	救急 救急 救急 救急 医医 医医	学学 学 学学 学 学学 学	講義 · 演習 実習 · 実習 課題研究論文演習	4 8 8 4		
	整 形 外 科 学	整形 整形 リハビリテーション 整形 整形 リハビリテーション	外科 科 医医 医	講義 · 演習 実習 · 演習 講義 · 実習 課題研究論文演習	4 8 4 8 8 4		
	脳 神 経 外 科 学	脳神 脳神 脳神 脳神 脳神 脳神 脳神 脳神	経外 外科 経外 外科 経外 外科 経外 外科	講義 · 演習 実習 · 実習 課題研究論文演習	4 8 8 4		
	心 臓 血 管 外 科 学	心臓 心臓 心臓 心臓 心臓 心臓 心臓 心臓	血管 血管 血管 血管 血管 血管 血管 血管	講義 · 演習 実習 · 実習 課題研究論文演習	4 8 8 4		
	産 科 婦 人 科 学	産科 産科 産科 産科 産科 産科 産科 産科	婦婦 婦婦 婦婦 婦婦 婦婦 婦婦 婦婦 婦婦	人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	科 学 科 学 科 学 科 学	講義 · 演習 実習 · 実習 課題研究論文演習	4 8 8 4
	眼 科 学	眼眼 眼眼 眼眼 眼眼 眼眼 眼眼 眼眼 眼眼	科科 科科 科科 科科 科科 科科 科科 科科	學學 學學 學學 學學 學學 學學 學學 學學	講義 · 演習 実習 · 実習 課題研究論文演習	4 8 8 4	
	耳 鼻 咽 喉 科 学	耳耳 耳耳 鼻鼻 鼻鼻 咽咽 咽咽 喉喉 喉喉	喉喉 喉喉 科科 科科 科科 科科 科科 科科	學學 學學 學學 學學 學學 學學 學學 學學	講義 · 演習 実習 · 実習 課題研究論文演習	4 8 8 4	
	泌 尿 器 科 学	泌泌 泌泌 尿尿 尿尿 泌泌 泌泌 尿尿 尿尿	尿器 尿器 尿器 尿器 尿器 尿器 尿器 尿器	科科 科科 科科 科科 科科 科科 科科 科科	講義 · 演習 実習 · 実習 課題研究論文演習	4 8 8 4	
	麻 醉 科 学	麻麻 麻麻 醉醉 醉醉 麻麻 麻麻 醉醉 醉醉	科科 科科 科科 科科 科科 科科 科科 科科	學學 學學 學學 學學 學學 學學 學學 學學	講義 · 演習 実習 · 実習 課題研究論文演習	4 8 8 4	
	小 児 外 科 学	小小 小小 小兒 小兒 小兒 小兒 小兒 小兒	外外 外外 科科 科科 科科 科科 科科 科科	學學 學學 學學 學學 學學 學學 學學 學學	講義 · 演習 実習 · 実習 課題研究論文演習	4 8 8 4	
	形 成 外 科 学	形形 形形 形成 成形 形形 形形 形成 成形	外外 外外 科科 科科 科科 科科 科科 科科	學學 學學 學學 學學 學學 學學 學學 學學	講義 · 演習 実習 · 実習 課題研究論文演習	4 8 8 4	
專 攻 共 通 科 目		基礎 基礎 臨床 臨床 床共 共通 通講 講義	I	4			
		基礎 基礎 臨床 臨床 床共 共通 講義	II	2			

別表 1-3

医学研究科における授業科目及び単位

(平成31年度入学者から適用)

専攻	専門分野	授業科目										単位数
生 理 系	器官構築学	肉肉顎顎ゲゲ器器 肉肉微微ムム官官 眼眼解解解解 眼眼伝伝構構 剖剖遺遺築築	剖剖剖剖剖剖 剖剖傳傳築築	学学学学学学 学学学学学学 学学学学学学 学学学学学学 学学学学学学 学学学学学学	義義義義義義 義義義義義義 實實實實實實 講講講講講講 實實實實實實 課課課課課課	演演演演演演 習習習習習習 實實實實實實 演演演演演演 研研研研研研 論論論論論論	4 8 4 8 4 8 8 4					
	病態生化学	分子代代分分病病 分子子子謝謝病病 細細機機子子子子 細細化化子子子子 胞胞化化子子子子 物物化化子子子子 生物化化子子子子 生生物化化子子子子 生生化化子子子子 物物化化子子子子 理理化化子子子子 工工工工子子子子 御御御御子子子子 御御御御子子子子	講講講講 實實實實 義義義義 實實實實 課課課課 研研研研 論論論論	演演演演 習習習習 實實實實 演演演演 研研研研 論論論論	4 8 4 8 4 8 8 4							
	生体機能制御学	分子細胞薬理学 分子細胞細胞細胞 細細細細細細細細 細細細細細細細細 胞胞藥藥藥藥藥藥 藥藥藥藥藥藥藥藥 理理理理理理理理 工工工工工工工工 御御御御御御御御 御御御御御御御御	講講講講 實實實實 義義義義 實實實實 課課課課 研研研研 論論論論	演演演演 習習習習 實實實實 演演演演 研研研研 論論論論	4 8 4 8 4 8 8 4							
	分子細胞薬理学	分子細胞細胞細胞 分子細胞細胞細胞 細細細細細細細細 細細細細細細細細 胞胞藥藥藥藥藥藥 藥藥藥藥藥藥藥藥 理理理理理理理理 工工工工工工工工 御御御御御御御御 御御御御御御御御	講講講講 實實實實 義義義義 實實實實 課課課課 研研研研 論論論論	演演演演 習習習習 實實實實 研研研研 論論論論	4 8 8 4							
病 理 系	病理学	病病病病 病病病病 病病病病 病病病病	理理理理 理理理理 理理理理 理理理理	学学学学 学学学学 学学学学 学学学学	講講 實實 義義 課課 題題 研研 論論	演演 習習 實實 研研 論論	4 8 8 4					
	感染症・熱帯病学	感染染染染染 感染染染染染 感染染染染染 感染染染染染 症症症症症症 症症症症症症 症症症症症症 症症症症症症	・・・・・ ・・・・・ ・・・・・ ・・・・・ 熱熱熱熱 熱熱熱熱 熱熱熱熱 熱熱熱熱 帶帶帶帶 帶帶帶帶 帶帶帶帶 帶帶帶帶 病病病病 病病病病 病病病病 病病病病	学学学学 学学学学 学学学学 学学学学	講講 實實 義義 課課 題題 研研 論論	演演 習習 實實 研研 論論	4 8 8 4					
	臨床検査医学	臨臨臨臨臨臨 床床床床床床 檢檢檢檢檢檢 查查查查查查 医医医医医医 医医医医医医 医医医医医医	講講 實實 義義 課課 題題 研研 論論	演演 習習 實實 研研 論論	4 8 8 4							
社会医学系	社会医療情報学	社会社会社会社会 社会社会社会社会 会会会会会会 医医医医医医 療療療療療療 情情情情情情 報報報報報報 學學學學學學 學學學學學學 學學學學學學 學學學學學學	講講 實實 義義 課課 題題 研研 論論	演演 習習 實實 研研 論論	4 8 8 4							
	法科医学	法法法法 法法法法 科科科科 科科科科	講講 實實 義義 課課 題題 研研 論論	演演 習習 實實 研研 論論	4 8 8 4							

外 科 系	整 形 外 科 学	整 整 整 形 形 形 外 外 外 科 科 科 医 医 医	學 學 學 學 學 學 課 課 課 研 研 研 究 研 研 論 文 演 習	義 讀 實 演 實 講 研 習 研 習 經 習 究 研 研 習 論 文 演 習	4 8 4 8 8 4
	腦 神 経 外 科 学	脳 脳 脳 神 神 神 神 神 神 脳 腦 腦	經 經 經 外 外 外 科 科 科 學 學 學 學 學 學 課 課 課 研 研 研 究 研 研 論 文 演 習	講 義 實 演 實 講 研 習 研 習 經 習 究 研 研 習 論 文 演 習	4 8 8 4
	心 臟 血 管 外 科 学	心 心 心 臟 臍 臍 血 血 血 管 管 管 心 心 心	管 管 管 外 外 外 科 科 科 學 學 學 學 學 學 課 課 課 研 研 研 究 研 研 論 文 演 習	講 義 實 演 實 講 研 習 研 習 經 習 究 研 研 習 論 文 演 習	4 8 8 4
	產 科 婦 人 科 学	產 產 產 科 科 科 婦 婦 婦 人 人 人	婦 婦 婦 人 人 人 科 科 科 學 學 學 學 學 學 課 課 課 研 研 研 究 研 研 論 文 演 習	講 義 實 演 實 講 研 習 研 習 經 習 究 研 研 習 論 文 演 習	4 8 8 4
	眼 科 学	眼 眼 眼 眼 眼 眼 眼 眼 眼 眼 眼 眼	科 科 科 科 科 科 科 科 科 學 學 學 學 學 學 學 學 學 課 課 課 研 研 研 究 研 研 論 文 演 習	講 義 實 演 實 講 研 習 研 習 經 習 究 研 研 習 論 文 演 習	4 8 8 4
	耳 鼻 咽 喉 科 学	耳 耳 耳 鼻 鼻 鼻 咽 咽 咽 喉 喉 喉	喉 喉 喉 科 科 科 學 學 學 學 學 學 課 課 課 研 研 研 究 研 研 論 文 演 習	講 義 實 演 實 講 研 習 研 習 經 習 究 研 研 習 論 文 演 習	4 8 8 4
	泌 尿 器 科 学	泌 泌 泌 尿 尿 尿 尿 尿 尿 尿 尿 尿	器 器 器 器 器 器 器 器 器 科 科 科 學 學 學 學 學 學 課 課 課 研 研 研 究 研 研 論 文 演 習	講 義 實 演 實 講 研 習 研 習 經 習 究 研 研 習 論 文 演 習	4 8 8 4
	麻 醉 科 学	麻 麻 麻 醉 醉 醉 麻 麻 麻 醉 醉 醉	科 科 科 科 科 科 科 科 科 學 學 學 學 學 學 課 課 課 研 研 研 究 研 研 論 文 演 習	講 義 實 演 實 講 研 習 研 習 經 習 究 研 研 習 論 文 演 習	4 8 8 4
	小 児 外 科 学	小 小 小 兒 兒 兒 小 小 小 兒 兒 兒	外 外 外 外 外 外 科 科 科 學 學 學 學 學 學 課 課 課 研 研 研 究 研 研 論 文 演 習	講 義 實 演 實 講 研 習 研 習 經 習 究 研 研 習 論 文 演 習	4 8 8 4
	形 成 外 科 学	形 形 形 成 成 成 形 形 形 成 成 成	外 外 外 外 外 外 科 科 科 學 學 學 學 學 學 課 課 課 研 研 研 究 研 研 論 文 演 習	講 義 實 演 實 講 研 習 研 習 經 習 究 研 研 習 論 文 演 習	4 8 8 4
專 攻 共 通 科 目		基 基 基 礎 級 級 臨 臨 臨 床 床 床 共 共 共 通 通 通 講 講 講 義 I II	講 義 I II	4 2	

別表 1-4

医学研究科における授業科目及び単位

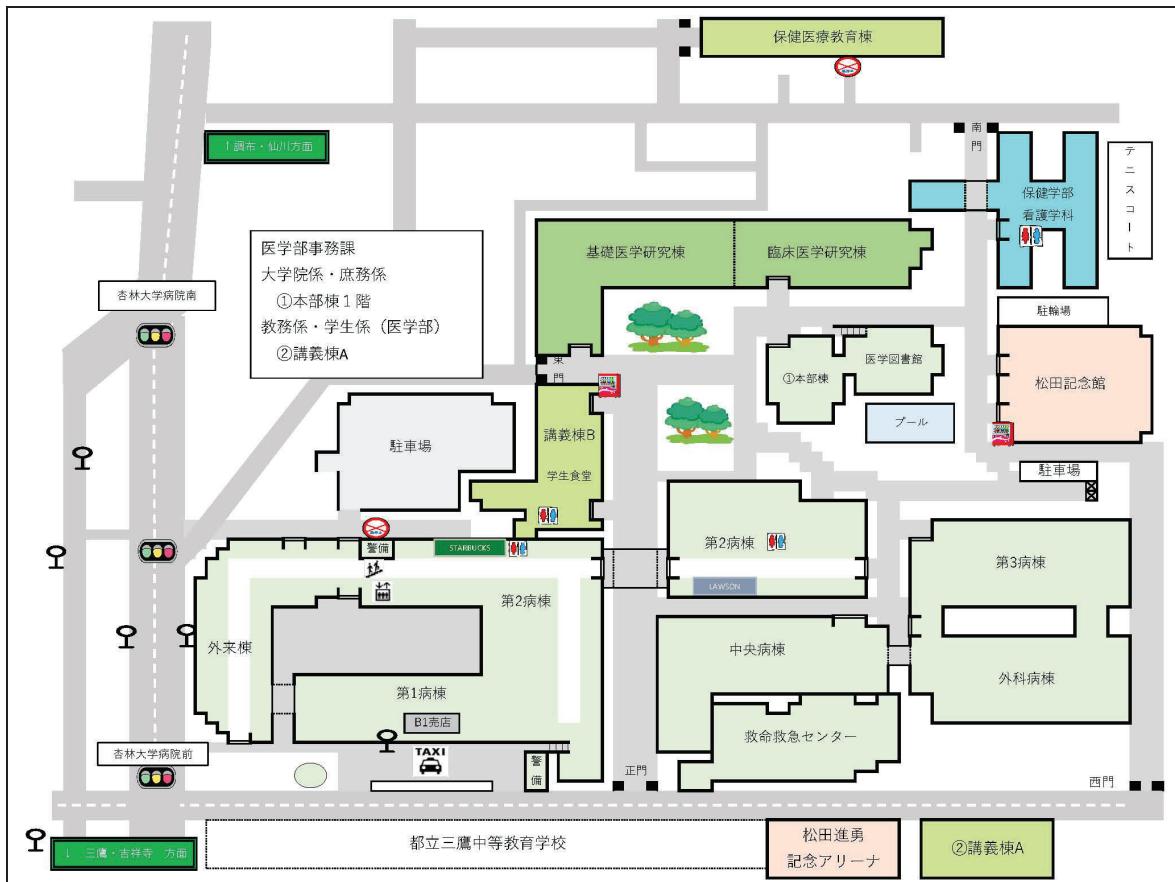
(令和4年度入学者からの適用)

専門科目

2022 年度 大学院医学研究科 行事予定

2022 年 4 月 ~ 9 月	前期 授業期間
2022 年 4 月 4 日 (月) ・ 5 日 (火)	2022 年度 春季研究報告会
2022 年 4 月 7 日 (木) 17 : 30	春学期入学生 オリエンテーション
2022 年 4 月 8 日 (金) 17 : 00	学位申請締切
2022 年 4 月 10 日 (日) 11 : 00	春学期入学生 入学式 (三鷹キャンパス)
2022 年 4 月 15 日 (金)	履修申告・研究進捗状況報告書提出締切
2022 年 5 月 下旬	春季 健康診断
2022 年 7 月上旬 ~ 9 月上旬	夏季休業期間
2022 年 9 月 14 日 (水) 11 : 00	前期 学位記授与式(三鷹キャンパス)
2022 年 9 月 15 日 (木) 11 : 00	秋学期入学生 入学式 (井の頭キャンパス)
2022 年 9 月 20 日 (火) 17 : 30	秋学期入学生 オリエンテーション (予定)
2022 年 9 月 ~ 2022 年 3 月	後期授業期間
2022 年 10 月 3 日 (月)	履修申告・研究進捗状況報告書提出締切
2022 年 10 月 17 日 (月) ・ 18 日 (火)	2022 年度 秋季研究報告会
2022 年 10 月 28 日 (金) 17 : 00	学位申請締切
2022 年 11 月 11 日 (金)	創立記念日
2022 年 11 月 下旬	秋季 健康診断
2022 年 12 月 25 日 (土) ~ 2023 年 1 月 4 日 (月))	冬季休業期間
2023 年 3 月 19 日 (日) 11 : 00	後期 学位記授与式 (三鷹キャンパス)

三鷹キャンパス構内図



医学部事務課

以下の内容に関するを取り扱っています。

大学院係：連絡先 内線 3211

- 入学試験
- 学籍
- 学位論文申請
- 履修申告・単位取得
- 留学生・科目等履修生
- 授業
- 経済援助(奨学金)
- 福利厚生(学研災)
- 証明書(学生証、在学証明書、成績証明書、学位授与証明書等)
- 学生の身上に関すること(住所変更・身上変更等)

庶務係：連絡先 内線 3222

- 研究助成金等の申請
- 研究倫理審査等
- R A・P D等の申請

学生係：連絡先 内線 3612

- 駐輪許可証の発行及び継続手続

教務係：連絡先 内線 3213

- 学部入学試験及び、授業・試験等

II. 学修要綱

1. 理念・目的

医学研究科は、本学の建学の精神である「眞・善・美の探究」に基づいて、「科学的な問題解決能力を備える臨床医、旺盛な創造性を持つ基礎医学・生命科学の研究者、社会医学に貢献する有為な人材等豊かな人間性と倫理観・使命感にあふれる医療人の養成」を理念・目的とする。

2. 教育目標

医学研究科は「医学・医療の各領域で指導的な役割を果たすべく、当該領域に関する高度な専門知識・技能を含む豊かな学識を備えるとともに、自立した研究者として研究活動を行うための基本的な研究能力を、自らの研究の実施と論文執筆を通して証明できること」を教育目標として掲げる。

3. 【新課程（2022年4月以降入学者）】教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

医学研究科は、卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力の修得のために、専門科目、共通科目の2つの区分からなる授業科目を編成し、コースワークとリサーチワークを体系的・順次的に組み合わせた授業を実施する。

教育内容、教育方法、評価については以下のように定める。

(1) 教育内容

(1-1) 社会的責任を果たすことのできる人材の育成のために

- ・生命科学・医学研究分野における最新の知見を幅広く修得するための講義を配置する。
- ・高い倫理観を身に付けるため、医学研究遂行上必要となる倫理に関する初期教育を行うほか、e-learning教材（eAPRIN）を用いた教育を行う。

(1-2) 専門知識と技術の修得のために

- ・専門領域の知識と技術を修得するため、講義、演習、実験・実習科目を体系的に配置する。
- ・専門領域の最新の知見を修得するため、学会・論文抄読会等への参加を推奨する。

(1-3) 専門分野の情報収集と分析技法の修得のために

- ・情報収集能力およびその分析技法を修得するため、医学文献収集管理の技術や実験データのデジタル画像処理・解析法の講義を配置するとともに、統計解析セミナーにおいて実践的な演習を行う。

(1-4) 問題解決能力の涵養のために

- ・計画に沿った適切な研究の実践、研究結果の分析を通じて問題解決能力を涵養する。

(1-5) 情報発信力の涵養のために

- ・論文作成の基本技術、研究成果発表の技術に関する講義・指導等を配置する。
- ・設定した研究課題の結果を論文にまとめるため、論文執筆指導を行う。

(2) 教育方法

(2-1) 専門知識・技術と幅広い学識の修得のために

上記教育内容の修得を確実なものとするために、通常の講義の他に、e-learning を積極的に活用するほか、専門科目においては指導教員による個別指導もしくは少人数指導による双方向講義やアクティブラーニングの積極的な実施など、多様な教育方法を効果的に組み合わせて実施する。

(2-2) ライフィベントによらない効率的な学習を可能にするために

- ・必修の共通科目のうち、講義はオンラインで開講する。

(3) 成果の測定

以下の方法で、研究遂行能力や論文執筆力等を測定し、博士の学位に相応しいレベルに達しているかを評価する。

(3-1) 各学年終了時に国際的成績評価である GPA (Grade Point Average) を用いて履修科目の達成度を評価する。

(3-2) eAPRIN の試験を用いて、研究倫理の修得度を測定する。

(3-3) 中間報告会と学位論文審査において、卒業認定・学位授与の方針で示した能力の修得度を測定する。

【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

医学研究科では、教育目標を達成するために、卒業時点までに獲得すべき能力を以下のように定め、修了の要件を満たし、これらをすべて修得したと認められる学生に、博士（医学）の学位を授与する。

(1) 社会的責任

- ・豊かな人間性、幅広い学識、高い倫理観を身につけ、医学・医療の分野において指導的な役割を担うことができる。

(2) 専門知識と技術

- ・専門領域に関する知識と技術を身につけ、実践に活かすことができる。

(3) 情報収集と分析

- ・医学・医療に関わる諸分野に関して、適切な情報の収集と分析ができる。

(4) 問題解決能力

- ・医学・医療分野に関わる課題設定ならびにその課題追求のための研究計画を策定し、適切に研究を遂行できる。

(5) 情報発信力

- ・研究によって得られた知見を客観的に評価し、研究論文として発信できる。
- ・プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を身につけ国際学会や国際誌に、研究内容を説得力をもって発表することができる。

4. 【旧課程（2021年9月以前入学者）】教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

医学研究科は、卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力などの修得のために、主科目、共通科目の2つの区分からなる授業科目を編成し、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育を行う。主科目（専門科目）を体系的かつ順次的に編成し、講義、実験、実習を適切に組み合わせた授業を実施する。共通科目は体系的に編成し、専門以外の幅広い学識の獲得を可能にする。

教育内容、教育方法、評価については以下のように定める。

(1) 教育内容

(1-1) 社会的責任を果たすために

- ・高い倫理観を身につけるため、基礎臨床共通講義 I では、「動物実験に関する基本的事項」「医学研究の倫理」などの初期教育を充実させる。
- ・研究倫理についての e-learning (Aprin) を取り入れる。
- ・一般教養の習得のために基礎臨床共通講義 I と II を実施し、専門分野に関わらず、「疫学研究の基礎」「がん治療の現状と将来」などの講義を行う。
- ・世界の先進的な研究者の研究内容を学ぶため、Henry Stewart Talks の視聴を基礎臨床共通講義 II として認める。

(1-2) 知識と専門技術を身につけるために

- ・専門科目の知識と技術の習得のために、講義・演習は初年度、実験・実習は 1~2 年次に終了するよう配置する。

(1-3) 専門分野の情報収集と分析法を習得するために

- ・基礎臨床共通講義 I で、「医学文献収集管理の技術」「実験データのデジタル画像処理・解析」を実施する。
- ・基礎臨床共通講義 I では「統計解析セミナー」を行い、エクセル、SPSS を用いた演習を行う。

(1-4) 問題解決能力を獲得するために

- ・研究課題の設定、その課題追求のための研究計画の策定、計画に沿った適切な研究の遂行、研究結果の分析を、主科目の課題研究を通じて、2~3 年次に行うよう配置する。

(1-5) 情報発信力を身につけるために

- ・基礎臨床共通講義 I では、「論文作成の基本技術」「研究成果発表の技術」の講義を配置する。
- ・設定した研究課題の結果を論文にまとめるため、主科目の研究論文演習を配置する。

(2) 教育方法

(2-1) 知識を身につけるために

通常の講義の他に、e-learning を積極的に取り入れる。

(2-2) 専門技術を身につけるために

専門科目は、指導教員の個別指導もしくは少人数指導を行う。

(2-3) 専門分野の情報収集と分析法を習得するために

PC 室での演習など、アクティブラーニングを積極的に取り入れる。

(2-4) 情報発信力を身につけるために

個別指導による双方向講義を取り入れる。

(2-5) ライフィベントによらない効率的な学習を可能にするために

育児・介護など通学が困難な学生には、基礎臨床共通講義の録画のDVDを貸し出し、自宅での視聴を認める。

(3) 成果の測定

以下の方法で、研究遂行能力や論文執筆力等が、博士の学位に相応しいレベルに達しているかを評価し、課程として目的に沿った成果があがっているかを測定する。

(3-1) 履修科目の総合判定は、各学年終了時に国際的成績評価である GPA (Grade Point Average) で評価する。

(3-2) 研究倫理が身についたことを測定するため、Aprin の試験を導入する。

(3-3) 中間報告会と学位論文審査において、卒業認定・学位授与の方針で示した能力が身についているかを測定する。

【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

医学研究科では、教育目標を達成するために、卒業時点までに獲得すべき能力を以下のように定め、修了の要件を満たし、これらをすべて修得したと認められる学生に、博士（医学）の学位を授与する。

(1) 社会的責任

- ・豊かな人間性、幅広い学識、高い倫理観を身につけ、医学・医療の分野において指導的な役割を担うことができる。

(2) 知識と専門技術

- ・各専門領域に関する専門的知識と技術を身につけ、実践に活かすことができる。

(3) 専門分野の情報収集と分析

- ・医学・医療に関わる諸分野に関して、適切な情報の収集と分析ができる。

(4) 問題解決能力

- ・医学・医療分野に関わる課題を設定して、その課題追求のための研究計画を策定し、適切に研究を遂行できる。

(5) 情報発信力

- ・研究によって得られた知見を客観的に評価し、研究論文として発信できる。
- ・プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を身につけ国際学会や国際誌に、研究内容を説得力を持って発表することができる。

5. 課程の修了要件

本研究科博士課程を修了するためには、同課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績を挙げた者については、同課程に3年以上在学すれば足りるものとする（大学院学則第26条の2）。

6. 学位

博士課程の修了要件を満たした者には「博士（医学）」を授与する。

7. 指導教授

研究科における研究の指導および授業は、原則として本学の教授が担当する（大学院学則第5条）。学生は専攻課程に従って、それぞれの指導教授を定める。

指導教授は必要に応じて2名以上とすることができる（大学院学則第19条）。

8. 授業科目および履修申告、履修認定について

【新課程（2022年4月以降入学者）】

- (1) 研究科の授業科目は、当該専門分野の授業科目および特別研究を主科目とし、他の専門分野の授業科目および医学研究講義Ⅰ・Ⅱを副科目とする。
- (2) 修了に必要な単位数は、次の科目を含め30単位以上とする（大学院学則第26条の2第1号）。
 - (1) 主科目は専門科目16単位、特別研究8単位、計24単位以上を必修とする
 - (2) 副科目は医学研究講義Ⅰ・Ⅱ計6単位を必修とする
- (3) 履修計画の立案・申告については指導教授の承認を受け、「研究計画・研究指導計画および履修計画書」（別紙様式1）により以下の指定された期日までに行う。
 - (1) 春学期入学者：2022年4月15日（金）17時まで
 - (2) 秋学期入学者：2022年10月3日（月）17時まで
- (4) 「研究計画・研究指導計画および履修計画書」には、必修科目と選択科目それぞれについて履修する科目名等を記入し履修申請を行うこと。
- (5) 当該専門分野以外の副科目については、全ての科目を履修することができる。自らが学びたい知識・技能等や関連分野の研究指導を受けたい場合には、指導教員に相談のうえ、副科目としての履修申請を行うこと。
- (6) 科目の履修認定は、学期末または学年末に試験または研究報告によって行い、その方法は学科目担当教授が定める（大学院学則第23条）。認定は、春学期入学生の場合、翌年の3月末に、秋学期入学生の場合、翌年の9月14日までに行う。
- (7) 他大学大学院又は研究所等と予め協議の上当該機関の授業科目を履修した場合、15単位を超えない範囲で本学において履修したものとみなすことができる。但し、この場合は、履修証明書又は成績証明書等を医学部事務課教務係（大学院担当）へ提出すること。科目内容を確認したうえで単位認定を行う。なお、単位認定を受けた科目の評語はNとなる。（医学研究科履修規程第5条第3項）
- (8) 医学研究講義（旧科目名称：基礎臨床共通講義）については下記のとおりとする。

【医学研究講義（旧科目名称：基礎臨床共通講義）について】

〈目的〉

広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野について研究者として自立した研究活動を行うに必要な研究能力、及び将来学術研究の指導者たる資質養成の一

助とする。

(講義の位置付け)

- (1) 取扱いは、副科目とし必修科目とする。
- (2) 原則 WEB 講義で開講し、アンケートの提出をもって出席とする。
なお、指導教授の許可を得て他の大学院及び学術団体等が主催する講演会、セミナー等に出席する場合、あらかじめ医学部教務係に届け出て本講義出席の振替ができるものとする。
- (3) 1 年毎に講義計画を立て、1 年毎の単位の認定を行う。
- (4) 事前準備について

各講義の講義内容を提示するので、各学生はこれに基づき関連分野について事前に下調べをしたうえで講義に臨むこと。

- (5) 履修の認定について
 - ① 医学研究講義 I (旧科目名称：基礎臨床共通講義 I (医科学研究基礎講座))全講義の 20 回以上の出席を以って 4 単位とする。
 - ② 医学研究講義 II (旧科目名称:基礎臨床共通講義 II (医科学研究特論))全講義の 12 回以上の出席を以って 2 単位とする。

※フィードバックについて

アンケートに記載された質問に対しては担当教員がコメントを送る。

- (6) 講義日程・時間

詳細な日程については、日程表を参照のこと。

- (7) 医学研究講義への振替受講について

研究報告会、公開学位論文発表会、特別講演、医学研究科が開催するイブニングセミナーへの参加は、医学研究講義の出席へ振替が可能である。

- ① 公開学位論文発表会へ参加した場合、参加 1 回で医学研究講義 II を 1 回を受講したものとみなす。但し上限 2 回とする。
- ② 研究報告会、特別講演及び、医学研究科イブニングセミナーへ参加した場合、参加 1 回で医学研究講義 II を 1 回受講したものとみなす。
- ③ ①及び②の日程については、医学研究科HP 又は掲示板等で確認すること。

【旧課程（2021年9月以前入学者）】

- (1) 研究科の授業科目は、当該専門分野の授業科目を主科目とし、他の専門分野の授業科目を副科目とする。
- (2) 修了に必要な単位数は、次の科目を含め 30 単位以上とする（大学院学則第 26 条の 2 第 1 号）。
 - (1) 主科目は 12 単位以上を必修とする
 - (2) 専攻共通科目（基礎臨床共通講義）は 6 単位を必修とする
- (3) 主科目のうち、専門分野共通科目は必修とする。

- (4) 履修計画の立案・申告については指導教授の承認を受け、「研究計画・研究指導計画および履修計画書」(別紙様式1)により以下の指定された期日までに行う。
- (1) 春学期入学者：2022年4月8日（金）17時まで
 - (2) 秋学期入学者：2022年10月28日（金）17時まで
- (5) 「研究計画・研究指導計画および履修計画書」には、必修科目（主科目・共通科目）と選択科目（主科目・副科目）それぞれについて履修する科目名等を記入し履修申請を行うこと。
- (6) 当該専門分野以外の副科目については、全ての科目を履修することができる。自らが学びたい知識・技能等や関連分野の研究指導を受けたい場合には、副科目としての履修申請を行うこと。
- (7) 科目の履修認定は、学期末または学年末に試験または研究報告によって行い、その方法は学科目担当教授が定める（大学院学則第23条）。認定は、春学期入学生の場合、翌年の3月末に、秋学期入学生の場合、翌年の9月14日までに行う。
- (8) 他大学大学院又は研究所等と予め協議の上当該機関の授業科目を履修した場合、15単位を超えない範囲で本学において履修したものとみなすことができる。但し、この場合は、履修証明書又は成績証明書等を医学部事務課教務係（大学院担当）へ提出すること。科目内容を確認したうえで単位認定を行う。なお、単位認定を受けた科目的評語はNとなる。（医学研究科履修規程第5条第3項）
- (9) 専攻共通科目（基礎臨床共通講義（新科目名称：医学研究講義））については下記のとおりとする。

【専攻共通科目（基礎臨床共通講義（新科目名称：医学研究講義））について】
〈目的〉

広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野について研究者として自立した研究活動を行うに必要な研究能力、及び将来学術研究の指導者たる資質養成の一助とする。

〈講義の位置付け〉

- (1) 取扱いは、副科目とし必修科目とする。
- (2) 原則WEBで開講し、アンケートの提出をもって出席とする。

なお、指導教授の許可を得て他の大学院及び学術団体等が主催する講演会、セミナー等に出席する場合、あらかじめ医学部教務係に届け出て本講義出席の振替ができるものとする。

- (3) 1年毎に講義計画を立て、1年毎の単位の認定を行う。
- (4) 事前準備について

各講義の講義内容を提示するので、各学生はこれに基づき関連分野について事前に下調べをしたうえで講義に臨むこと。

- (5) 履修の認定について

- ① 基礎臨床共通講義Ⅰ（医科学研究基礎講座）（新科目名称：医学研究講義Ⅰ）
全講義の20回以上の出席を以って4単位とする。
- ② 基礎臨床共通講義Ⅱ（医科学研究特論）（新科目名称：医学研究講義Ⅱ）
全講義の12回以上の出席を以って2単位とする。

※フィードバックについて

アンケートに記載された質問に対しては担当教員がコメントを送る。

(6) 講義日程・時間

詳細な日程については、日程表を参照のこと。

(7) 共通講義への振替受講について

研究報告会、公開学位論文発表会、特別講演、医学研究科が開催するイブニングセミナーへの参加は、基礎臨床共通講義の出席へ振替が可能である。

- ① 公開学位論文発表会へ参加した場合、参加 1 回で基礎臨床共通講義Ⅱを 1 回を受講したものとみなす。但し上限 2 回とする。
- ② 研究報告会、特別講演及び、医学研究科イブニングセミナーへ参加した場合、参加 1 回で臨床共通講義Ⅱを 1 回受講したものとみなす。
- ③ ①及び②の日程については、医学研究科HP 又は掲示板等で確認すること。

9. 成績評価

各科目の評価は以下の様に行う。

- ①シラバスに記載されている各授業科目の到達目標の達成度を、〈成績評価方法〉により、5段階（1～5）で評価する。

5：特に優れている

4：優れている

3：普通

2：劣っている

1：特に劣っている

- ②各到達目標の達成度の平均値を求める。

- ③上記②の平均値／5 の値に基づき 5 段階評価を行う。

成績評価

（設定した到達目標の達成度（100%）に対する総合判定を 100 点とした場合）

5段階評価（S、A、B、C、D） S A B C を合格とする

S：90点以上

A：80点以上90点未満

B：70点以上80点未満

C：60点以上70点未満

D：60点未満（不合格）

10. 時間割

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1 時限 (9 : 00~10 : 30) | 2 時限 (10 : 45~12 : 15) |
| 3 時限 (13 : 15~14 : 45) | 4 時限 (15 : 00~16 : 30) |
| 5 時限 (16 : 45~18 : 15) | 6 時限 (18 : 30~20 : 00) |
| 7 時限 (20 : 15~21 : 45) | |

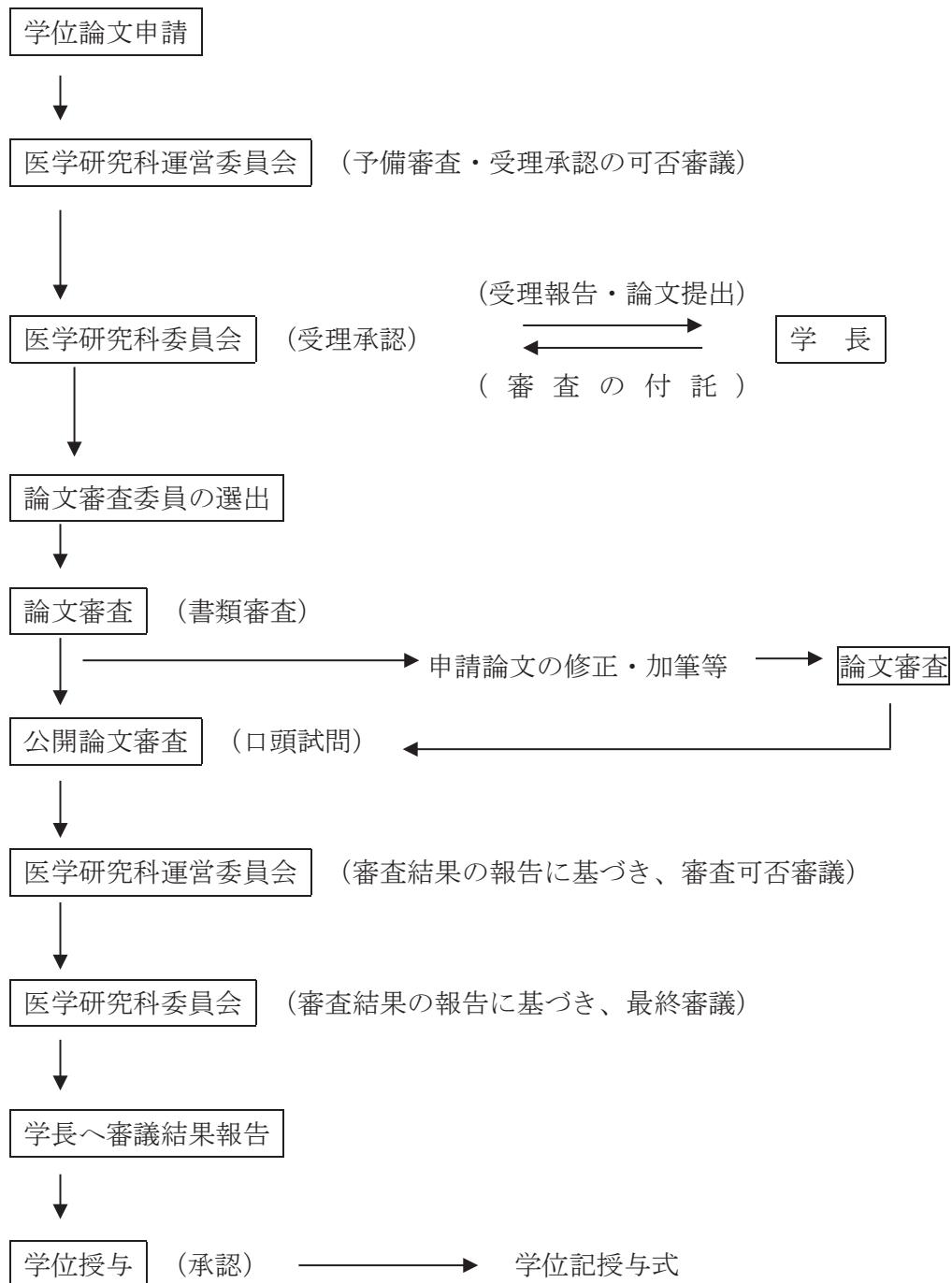
※夜間開講の授業時間 5、6、7 時限

11. 学位論文作成に至る研究指導の態勢について

- (1) 学位論文のための研究、論文作成についての指導等（以下「研究指導」という）は、当該専門分野の指導教授のもとで行われる。指導教授は指導教員を 1 名以上指名し、共に研究指導にあたる。研究課題が複数の分野にまたがる場合には、他の専門分野から指導教員を選任することも可能である。
- (2) 入学時には「研究計画・研究指導計画および履修計画書」（別紙様式 1）により、研究課題、年度別研究計画の概要を記載し、大学院教務担当（大学院教務委員会）に提出する。
指導教授は年度別研究指導計画を、学生の同意のもとに立案する。
- (3) 各学年年度末には「研究進捗状況報告・研究計画書および研究指導計画書」（別紙様式 2）により、研究の進捗状況、次年度以降の研究計画の概要を大学院教務担当（大学院教務委員会）に報告する。
指導教授は指導教員とともに学生に面接・試問を実施し、研究に関する理解度等の評価と進捗状況の確認を行い、その結果を報告する。また、進捗状況を踏まえた次年度以降の研究指導計画を、学生の同意のもとに立案する。
大学院教務担当（大学院教務委員会）は報告書を点検し、必要に応じて、学生本人、指導教授、指導教員間の調整を行う。
- (4) 学位論文提出予定の 1 年半前（通常三年次）には、研究科教員の参加する「研究報告会」において以下の点を含め学位論文論文作成の進捗状況の報告を行い、出席者からの助言、指導を受ける。
 - ① 研究課題
 - ② 背景 関連分野の現況。専攻研究に関する概説
 - ③ 目的 何をどこまで明らかにする予定かを説明
 - ④ 方法 この目的を達成するための実験計画について
 - ⑤ 結果 その時点での研究の進行状況
 - ⑥ 学位論文完成までの予定

12. 学位取得の手続き

1. 学位申請から授与までの過程は下図のとおりです。



2. 学位の申請（規程抜粋）

博士の学位を申請する者は、在学期間に主科目担当の指導教授の指示する時期までに論文並びに論文審査手数料を添えて、研究科長を経て学長に提出するものとする。
(学位規程第8条)

- (1) 博士課程履修者が学位論文の申請を行う場合は、指導教授の指示により、指定の期日までに次の書類を提出する。(学位論文取扱内規第2条第1項)
 - ① 学位論文 (THESIS)
 - ② 論文目録 (様式2)

- ③ 学位論文要旨（様式3）
 - ④ 履歴書（様式4）
 - ⑤ 論文審査手数料
 - ⑥ 単位取得表
- (2) 申請者は、必要に応じて主論文・副論文を提出することができる。
- (3) 論文審査手数料は50,000円とする。

3. 提出書類について

(1) 提出書類

1. 学位論文（THESIS）	10部及び電子データ
2. 図表	10部及び電子データ
3. 主論文（印刷公表されている場合）*	10部
4. 副論文*	各10部
5. 論文目録（様式2）	10部
6. 学位論文要旨（様式3）	10部及び電子データ
7. 履歴書（様式4）	10部
8. 学位申請論文に関するチェックリスト	1通
9. 承諾書（様式6）*（共著者1名に付き1部）	共著者全員分
10. 論文審査委員候補者推薦（様式10）	1通
11. 提出書類のチェックリスト	1通
12. 封筒（角2サイズ）	30枚
13. 論文審査手数料払込控（銀行発行）	1通

註1) 書類は全て縦A4版、片面、横書きとする。

註2) *は、場合によって提出が必要となるもの。

註3) 電子データは、まとめて1つの電子媒体（CD、USB）又は、Eメールで提出する。

- (2) 学位申請に際しては、必ず指導教授の内諾を得ること。
- (3) 単位取得表は、医学部事務課大学院・学位申請係が作成するため、提出は不要。但し、単位未取得者は学位を申請することができない。

4. 提出先

- (1) 提出にあたり、医学部事務課大学院・学位申請係に申請者本人が直接持参し、提出する。
やむを得ない事情により、代理人が提出する場合又は、郵送での提出を希望する場合には、予め大学院・学位申請係までその旨を連絡すること。
- (2) 受付は、月曜日から金曜日の午前9時30分から11時30分まで及び、午後13時30分から17時までとする。但し、大学の事情により受付を休止することもあるので、大学院・学位申請係まで確認すること。
- (3) 申請書類の事前確認（論文目録、学位論文要旨、履歴書等）を希望する場合は、遅くとも提出予定日の1週間前までに、Eメールにて提出予定の書類を送付し、事前

確認を希望する旨を申し出ること。

- (4) 論文審査手数料は、学位論文提出期限までに振込み手続を行い、提出書類と併せて
【論文審査手数料払込控】を提出すること。

(5) 提出先

医学部事務課 大学院・学位申請係（医学資料情報センター棟1階）

〒181-8611 東京都三鷹市新川 6-20-2

TEL 0422-47-5511（内線 3211）

FAX 0422-44-1858

E-Mail gakui-med@ks.kyorin-u.ac.jp

5. 提出書類の作成要領

(1) 学位論文（THESIS）

- ① 提出する学位論文（THESIS）は、未公表であっても差し支えない。但し、学位を授与された日から 1 年以内にその論文を公表しなければならない。
- ② 既に学位論文の主要部分が査読制度のある学術雑誌に公表されたもの、又はその掲載証明書又は学術雑誌からの「受理」を伝えるメールの写しがあれば、併せて提出する。
- ③ 作成要領は、「8. 学位論文の作成について」を参照すること。
- ④ 邦文、英文どちらで作成しても構わない。
- ⑤ 研究題目が英文の場合は、題目の下に括弧で和訳を付ける。
- ⑥ 学位論文（THESIS）は原則単著とする。学位論文取扱内規第 4 条第 2 項に基づき、共著論文は審議のうえ、受理を認めることがある。この場合、申請者が筆頭著者であることを原則とする。

※承諾書については、(9) を参照すること。

(2) 図表

- ① 図表は学位論文とは別綴じで提出すること。
- ② 作成要領は、「8. 学位論文の作成について」を参照すること。なお、図表はページ番号・行番号は不要とする。

(3) 主論文

- ① 学位論文の主たる内容が印刷公表されている又は掲載証明書を添付できる場合は、主論文として別刷又は写しを提出する。
- ② 主論文は、申請者が主著者となっているもので、かつ査読制度のある学術論文に公表された論文とする。
- ③ 必要に応じて提出することができるが、特に提出がなくとも学位審査に影響しない。但し、その場合には、論文目録に「なし」と記入する。

(4) 副論文

- ① 申請者が主著者となっている原著論文で、かつ査読制度のある学術雑誌に公表された論文とする。
- ② 必要に応じて提出することができるが、特に提出がなくとも学位審査に影響しない。但し、その場合には、論文目録に「なし」と記入する。

③ 申請する学位論文との関係の有無は問わない。

(5) 論文目録（様式 2）

- ① 研究題目は学位論文の題目と一致させること。英文の場合は和訳を括弧で付記する。
- ② 主論文・副論文の題目は別に記載し、提出する別刷等と完全一致（大文字、小文字、半角全角、記号、スペース、下付き数字、上付き数字、和訳等含）させる。
- ③ 作成については、（註）を参照すること。
- ④ 片面 1 枚に収まるように作成する。

(6) 学位論文要旨（様式 3）

- ① 邦文 1,000 字以内で作成する（英文不可）。
- ② 所属名は大学院における所属（○○系××専攻）を記載する。
- ③ 研究題目が英文の場合は、題目の下に括弧で和訳を付ける。
- ④ 研究題目の記載を完全一致（大文字、小文字、半角全角、記号、スペース、下付き数字、上付き数字、和訳等含）させる。
- ⑤ 片面 1 枚に収まるように作成する。

(7) 履歴書（様式 4）

- ① 学位記に表記する氏名と生年月日は、履歴書の記載に基づき作成する。
- ② 提出部数全てに記名押印する。
- ③ 生年月日は和暦で記載する。但し、外国籍の場合は西暦表記で記載する。
- ④ 学歴は、高等学校卒業以降、年次を追って記載する。
- ⑤ 医師国家試験合格日及び医籍を記載する。医籍登録日と医師国家試験合格日は異なるため、医師国家試験合格年月日を確認して記載すること。
- ⑥ 学歴、研究歴、職歴は、それぞれの事項毎に記載する。職歴と研究歴に重なる期間があったとしてもそれぞれ記載すること。

※大学院在学中での研究を学位論文として学位申請を行うことから、研究歴の記載は必須としない。研究歴としての記載事項が特にない場合には、履歴書の「研究歴」を削除する。

- ⑦ 職歴の期間は断絶することができないように記載する。
- ⑧ 本学付属病院へ勤務してからの経歴（年月日、職名等）が不確かな場合は、病院庶務課へ問い合わせること。
- ⑨ 賞罰がない場合には、“なし”と記載する。
- ⑩ 日付は、申請日（提出日）とする。
- ⑪ 片面 1 枚に収まるように作成する。

(8) 学位申請論文に関するチェックリスト

- ① チェックリストおよび添付文書「書き上げ論文について」を確認し、内容を満たしている項目にチェック（）をつけること。全ての項目を確認後、申請者・指導教授署名の上で提出すること。
- ② 該当しない項目がある場合は斜線（/）をつけること。
- ③ 必要に応じてチェックリストに記載されている書類を提出すること。

(9) 承諾書（様式 6）

- ① 主論文に共著者がいる場合、提出すること。
- ② 署名（自署／サイン）の場合、押印不要とする。
- ③ 記名の場合は、押印する。
- ④ 共著者が外国在住であっても承諾書の提出は必須である。FAX や PDF 等の写しは認められない。原本を提出すること。
- ⑤ 共著者が故人の場合は承諾書の提出は不要とする。

(10) 提出書類のチェックリスト

- ① 提出する書類等をチェック（☑）し、申請者氏名及び連絡先を記載する。
- ② 本リストと併せて、提出書類等を提出すること。

(11) 封筒

- ① 角形 2 号（A4 版の用紙が入る大きさ）を 100 枚提出する。
- ② 学位申請書類等の送付等、審査の過程において使用する。
- ③ クラフト封筒、茶封筒等で可。また、テープ付きでなくとも構わない。

(12) 論文審査手数料払込控

- ① 「6. 学位論文提出期限」までに金融機関発行の払込控（写し）を貼付して、他の提出書類と併せて提出すること。
なお、払込控（原本）は各自保管とする。
- ② インターネットバンキングの場合、振込明細照会等の確認画面を印刷したものを貼付すること。

6. 学位論文提出期限

入学時期	提出期限
秋学期入学者	4月8日（金）17:00まで
春学期入学者	10月28日（金）17:00まで

注 1.) 提出期限以降の提出も受付するが、審査が遅れることから年度内での学位授与が難しくなることを考慮する。

注 2.) 提出期限内に提出したとしても審査の過程において、審査コメント等に対する回答及び追記・修正等により時間を要する場合には、年度内での学位授与が難しくなることがある。

7. 論文審査手数料の振込先

振込銀行 三菱UFJ銀行 西荻窪支店
口座番号 普通預金 0504701
口座名義 杏林大学医学部

8. 学位論文の作成について

学位論文の主たる内容を印刷公表している場合は、
【主論文】として別刷又はコピーを添付すること。
申請する学位論文は、次の要領で作成すること。

(1) 原稿は可能な限りMicrosoft Officeによる。

用紙はすべて縦A4判、40字×20行で作成する。

英文の原稿はダブルスペースとし、

TimesまたはTimes New Roman [14ポイント]、Courier またはCourier New [12ポイント]を使用する。また、原稿には頁を付与し、片面印刷とする。

邦文の原稿は特にフォントの指定はしない。

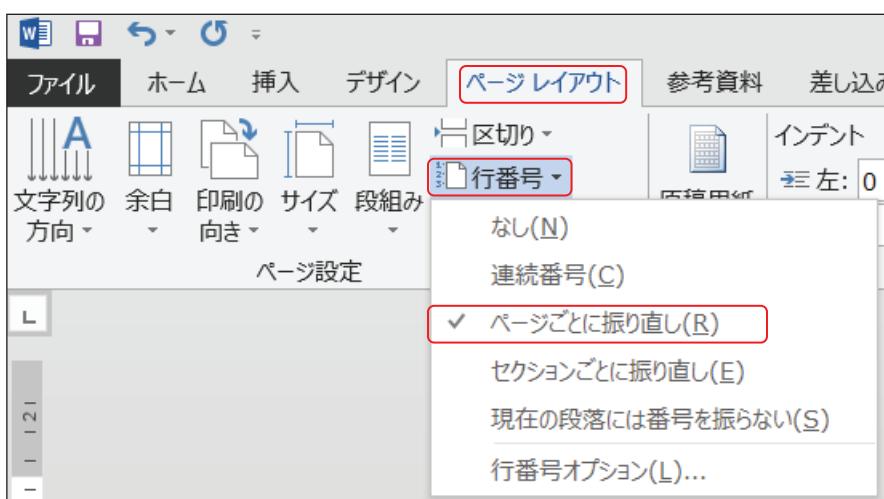
1
2
3
18
19
20
1/35

【原稿の作成について】

- 行番号を付ける

[ページレイアウト] の [行番号] から

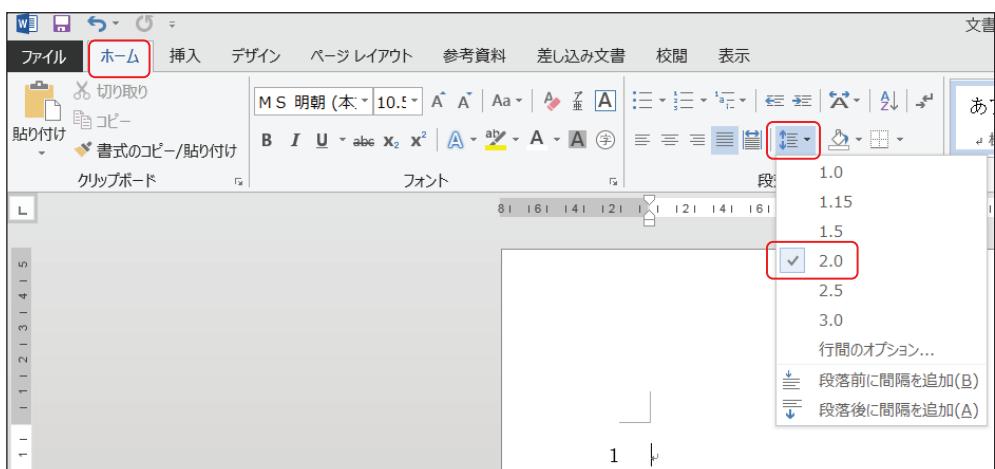
[ページごとに振り直し] に☑する。



- ダブルスペースにする

[ホーム] の [段落] グループから、

[行と段落の間隔] をクリックし、[2.0] を選択する。



- (1) 原稿は標題 (Title) , 要旨 (Summary) , 本文 (Text) , 引用文献 (References) , 図説明文 (Figure Legends) , 英文抄録 (Summary in English) の順序とし、ホチキスで綴じること。図 (Figures) ・表 (Tables) は別に綴じる。学位論文と図表は各 10 部提出すること。なお、英文論文の場合は邦文要旨を記載すること。
- (2) 第1頁は、標題 (Title) として、研究題目・大学院における所属・その他の所属 (教室、診療科等) ・職位・著者氏名 (共著者がある場合は共著者氏名) ・発表学会名及び開催年月日・掲載誌、巻、号及び発行年月日 (予定を含む) を記載する。
- (3) 第2頁は、要旨 (Summary) を概ね250-400字で記入する。論文が英文の場合、要旨は邦文で作成する。
- (4) 第3頁以降に本文 (Text) を記入する。
 1. 本文は、原則として緒言 (Introduction) , 材料と方法 (Materials & Methods) , 結果 (Results) , 考察 (Discussion) , 結論 (Conclusion) の順序とする。
 2. 略語は、初回は正式名を用いた後に括弧に入れて記入し、2回目以後からはそのまま使用してもよい。
- (5) 引用文献 (References) は下記の要領で記入する。
 1. 引用は本文中に片カッコ付きで上付けした引用番号順に記載する。
 2. 雑誌の場合、著者 (全員) : 題名、雑誌名、巻:頁一頁、発行年の順で記載する。なお、外国雑誌名は「List of Journals in Index Medicus」、国内雑誌名は「医学中央雑誌収載誌目録」に準拠した略誌名とする。
- (6) 図説明文 (Figure Legends) は英文で作成し、まとめて記載する。
図には短い表題を付ける。
(論文が邦文の場合、図説明文 (Figure Legends) も邦文で構わない)
- (7) 図 (Figures) は図毎にA4判で作成する。図やグラフの作成は掲載論文を参照して作成する。
- (8) 表 (Tables) は表毎にA4判で作成する。表題は表の上に、脚注は表の下に作成する。
- (9) 英文抄録 (Summary in English) には以下を記載し、抄録本文は概ね400words以内とする。
 1. 英文標題
 2. 著者名
 3. 所属
 4. 抄録
- (10) 英文内容についてはネイティブスピーカーの校閲を受けることが望ましい。
- (11) 上記の内容以外のことについては、杏林医学会雑誌投稿規程に準じる。

9. 学位論文審査基準

(1) 学位論文審査要領

学位論文取扱内規第 5 条(7) 学位論文審査委員会は別に定める審査基準により審査

する。

1. 甲乙いづれも既に印刷公表されているかに係わらず、学位申請論文の審査のための、書き上げ論文（THESIS）を提出する。
2. 論文審査は、書き上げ論文に対して行なう。
3. 論文審査委員会の指示があれば、その評価及びコメントに従って訂正・改善を行い再提出する。
4. 既に印刷公表されている場合は、書き上げ論文に別刷りを添えて提出する。

(2) 学位論文審査基準

審査項目

論文審査

1. 研究課題の背景の明確性・課題設定の妥当性
2. 研究の方法論の妥当性（実験方法及びデータ処理法含む）
3. 結果の表現・表示（図表等）の適切性
4. 結果に関する考察の適切性
5. 先行研究との関連についての考察の適切性
6. 全体を通じた論旨の展開の適切性
7. 文章表現の妥当性
8. 研究の独創性
9. 倫理面での適切性

試問及び最終試験

10. 論文のプレゼンテーションが適切に行われたか
11. 論文内容についての質疑に適切に対応できたか
12. 論文に関連した内容も含め、当該専門領域に関する試間に適切に答えられたか

上記の各項目をふまえて総合評価を行う

評価（1～5の5段階評価）

- 5：秀逸である
4：優れている
3：概ね妥当
2：大幅な改善が必要
1：根本的な改善が必要、不適

合格の基準

論文審査・試問及び最終試験の全ての項目で3以上、総合評価で4以上となること。

10. 学位論文審査について

(1) 論文審査委員

- 論文審査委員は5名を原則とし、医学研究科委員会において指名される。
- そのうち1名は主査として審査委員会の取りまとめを行う。
- 指導教授及び、指導教授と同教室の教員は審査委員となることはできない。
- 共著者及び謝辞に掲載されている教員は審査委員となることはできない。

- 審査のため必要がある医学研究科委員会が認めたときは、学外審査委員を審査委員会の委員として加えることができる。
- 審査に関わる教員等は、法令その他本学が定める諸規程を遵守することはもとより、高い倫理観と社会的良識を持って、公正かつ誠実な職務の遂行を行うこととする。
- 学位申請者及び研究題目並びに論文審査委員名は公表する。

(2) 論文審査委員会

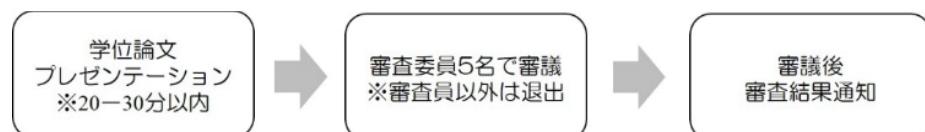
- 論文審査委員 5 名が、学位論文審査基準 (9. (2) 学位論文審査基準) により審査を行う。
- 審査の結果は、主査が取りまとめ 1-2 週間以内に学位申請係を通して申請者へ通知する。
- 審査委員会からの指示があれば、その評価及びコメントに従って訂正・改善を行い再提出すること。
- 全審査委員が論文審査に関する全ての評価項目及び総合評価で 3 以上と判断した場合、公開論文審査会（試問及び最終試験）を実施する。

(3) 再提出

- 再提出にあたっては次のとおりとする。
 - 提出先：医学部事務課（医学資料情報センター棟 1 階）学位申請係
 - 提出書類：①論文要旨（様式 3）
②学位論文（修正版）
③学位論文（訂正及び追加等の変更履歴が分かるもの）
④回答書（審査委員からのコメントに対し一問一答で作成）
※②及び③については、学位論文の作成について (2) と同様
 - 提出部数：各 6 部
 - 提出期限：主査より提出期限の指示があれば、それまでに提出すること。
特に指示がない場合には、可能な限り速やかに再提出すること。

(4) 公開論文発表会（試問及び最終試験）

- 学位論文のプレゼンテーションを 20-30 分以内で行う。但し、事前に主査より発表時間の指示があった場合は、指示された時間内で行う。
- プレゼンテーションは、PowerPoint, Keynote 等を用い、学位論文の内容として、当該研究を行うに至った背景、考察等及び、審査委員から発表会において説明を求められた内容等についてスライドを作成すること。
- スライドの枚数制限は特に設けない。
- 当該研究内容を専門分野としないものにも分かるようにプレゼンテーションを行うこと。
- プレゼンテーション（20-30 分以内）に引き続き、質疑応答と試問を行った後、審査委員が審議を行う。結果は本人に通知する。（プレゼンテーションから結果通知まで 1 時間程度。）



- ・開催にあたっては、開催通知を掲示するとともに、医学研究科ホームページにおいて公表する。
- ・論文審査及び公開論文発表会（試問及び最終試験）の結果をふまえ、全審査委員が全ての評価項目で3以上、総合評価で4以上と判断すれば、論文審査委員による審査は合格とする

(5) 審査結果の報告

- ・論文審査を終了した場合、主査は、学位論文審査結果要旨（様式5）を作成し、副査4名の確認のうえ、医学研究科委員会に報告する。

(6) 合否の決定

- ・医学研究科委員会は杏林大学学位規程第14条及び15条に基づき合否を決定し、第16条に基づき学長に結果を報告する。

(7) 審査期間

- ・論文審査は、医学研究科委員会において受理承認後、できるだけすみやかに終了しなければならない。但し、特別の理由があるときは、その期間を1年以内に限り延長することができる。

11. 学位論文（最終版）の提出について

論文審査及び最終試験終了後、提出論文の内容の訂正又は追加の指摘をうけたときは修正後の論文、論文要旨並びに論文目録を指導教授及び学位論文審査委員会主査の校閲終了後に電子データ（PDFおよびWord）を提出すること。

12. 論文要旨及び論文審査結果要旨の公表について

杏林医学会雑誌において掲載する。

13. 学位記授与式

前期学位記授与式は9月、後期学位記授与式は3月で行う（三鷹キャンパス）。

14. 通報・相談窓口

通報窓口：審査に係る不正等の本学内外からの通報（告発）受付

大学事務部（内線3272～3274）

相談窓口：審査に係る相談窓口

医学部事務課教務係（大学院担当）（内線3211）

13. 特例（早期修了）学位審査について

申請資格

- (1) 所定の単位を既に修得していること。
- (2) 指導教授より推薦されること。
- (3) 主論文（学位申請論文）が、査読制度が確立されている学術雑誌に掲載または掲載証明書が添付されていること。
- (4) 掲載雑誌のimpact factor(IF)が4点以上であること。または、各研究領域別

IFランキングで上位3誌以内の雑誌であること。

※原著、短報は問わない。

申請書類

- (1) 特例学位審査申請書（研究科長宛）
- (2) 指導教授による推薦書（研究科長宛）
- (3) 学位論文
- (4) 研究業績一覧表

特例学位審査資格の事前確認

大学院教務委員会において次のとおり事前確認を行う。

- 申請書類をもって、申請者の申請資格確認および申請論文の可否審議。
- 学位申請の特例可の場合、報告書を以って運営委員会に諮る。

修了時期 3年次の学期末

14. 国内留学について

教育研究上有益と認めるときは、他大学大学院及び研究機関等へ研究指導等の委託を依頼し、当該機関において研究学生として研究活動を行うことができる。

申請される場合には、「大学院学生の研究指導委託について（申請）」様式により、申請手続を行うこと。

提出先： 医学資料情報センター棟1階 医学部事務課教務係（大学院担当）

15. 海外留学について

海外研修又は留学する場合には、必要な手続等の説明を行うので、医学部事務課教務係（大学院担当）まで届け出ること。期間によっては休学手続が必要となる。

16. 社会人学生について

平成21年度より「働きつつ大学院に就学する人」に対して、教育上の特別な配慮を行う措置を開始した。

これは、大学院設置基準第14条に定められた教育方法の特例「教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。」を適用するものである。

対象となる学生は、官公庁、民間企業、病院、教育・研究機関等に正規の身分で勤務しており、入学後も在職のままで就学を行う学生（以下、社会人学生）とする。

(1) 特別措置

- 対象者には、授業及び研究指導が、夜間や土曜日、その他特定の時間又は時期において行われる。※研究指導体制については、志望する分野の指導教授と事前によく相談すること。
- 修業年限（4年間）を超えて引き続き在籍する場合は、以後の学納金が半額となる

場合がある。（適用条件は、大学院担当へ確認ください）

- ・特別措置に関する事項以外については、社会人学生の出願資格、入学試験、成績評価の基準、学位審査等の基準は、一般の学生と同等とする。

(2) 在籍中の変更

- ・在籍中の学生が新たに職に就く場合、中途より社会人学生の取り扱いを希望することができる。この場合は、(1) 勤務先の就学承諾書を提出するとともに、(2) 指導教授と教育研究指導体制の変更について十分な打合せをすること。
- ・社会人学生が勤務先を退職する場合、社会人学生の取り扱いを解くことができる。この場合も、指導教授と事前に教育研究指導体制の変更についてよく打合せをし、医学部事務課教務係（大学院担当）へ連絡すること。

III . 学 生 生 活

1. 身分関係（学籍番号・学生証・学生カード）

学籍番号

本研究科の学生には、学籍番号が与えられる。学籍番号は 10 桁で学生証に記載されており、専攻変更その他特別な事由がない限り変更されない。

学籍番号は、氏名と一体として、またその番号のみで、該当する学生を表し、学内の連絡、指示などに用いられるので、各自の学籍番号には十分に留意すること。

	1	0	0	2	2	1	1	1	0	1
大学院コード	-----									
課程コード	-----									
研究科コード	-----									
入学年度コード	-----									
入学年度の西暦 2 桁を示す										
専攻コード	-----									
1: 生理系 2: 病理系 3: 社会医学系 4: 内科系 5: 外科系 6: 医学専攻										
セメスターコード	-----									
1: 春学期入学 2: 秋学期入学										
個人番号コード	-----									

学生証

学生証は、本学の学生であることを証明する身分証明書です。常に携帯し紛失したりするとのないよう、大切に扱って下さい。

また、身分証明書のほか、学割証発行控・通学定期乗車券発行控になっています。

1. 学生証の交付

新入生にはオリエンテーション時に交付します。

2. 学生証の呈示

次の場合は、学生証を呈示して下さい。

(1) 通学定期券や学生割引乗車券を購入するとき

通学に利用する交通機関で「通学証明書」を必要とする場合は、学生係で手続きをとって下さい。

帰省、研究旅行、体育・文化活動等のために片道 100 km 以上の交通機関を利用する場合は、自動発行機で「学校学生生徒旅客運賃割引証」の手続きをして下さい。1 人が 1 回に交付を受けることができる枚数は 2 枚で、原則として 1 年間 10 枚までとします。

(2) 各種証明書の交付を受けるとき

各種証明書の交付を受けるときは、事務室窓口で学生証を呈示して申請・

交付を受けて下さい。

- (3) 本学施設や備品を使用するとき
 - (4) 本学の教職員又は鉄道係員等から請求のあったとき
3. 学生証をなくしたとき
- 学生証を紛失（盜難、遺失）すると他人に悪用されて思わぬ迷惑を受けることがあります。
- 紛失した時は直ちに最寄りの警察に届け出たのち、自動発行機より申請書を購入し、写真1枚を添えて教務係に提出して下さい（再発行1,000円）。再交付後に発見されたときは最初に発行した学生証を直ちに返還して下さい。
- なお、洗濯等により汚・破損した場合は、その学生証を添えて再交付手続をとって下さい。
4. その他の注意
- (1) 学生証は、他人に貸与したり、譲渡したり、汚損してはいけません。
 - (2) 学生証は、卒業又は退学等により本学学生の身分がなくなると同時に失効しますので直ちに教務係に返還して下さい。

学生カード

学生カードは、大学と学生の間を常に結ぶ絆として、緊急時等に必要な連絡先を把握するために設けられたものです。記載事項を漏れなく正確に（特に氏名は戸籍通りの書体で）記入して提出して下さい。記入事項に変更が生じたときには、その都度教務係に届け出て下さい。

学生カードは「個人情報保護法」に基づき厳重に管理します。「学生カード」は学生本人・保証人への連絡・通知など各種学内外への事務手続や教育活動をするための資料として必要な場合に利用しますが、その他の目的には利用されません。

2. 学生活の留意事項（学納金・本人及び保証人変更・各種証明書）

学納金

新入生の学納金及びその他の納付金は、入学手続と一緒に納入していただきますが、次学期以降は次のとおりとなります。

1. 「学納金振込通知書」が学生本人宛に送られますので、納入期限までに、本学が指定する銀行口座に払い込んで下さい。
(納入期間：前期4月上旬、後期9月下旬)
(払い込みの際渡された振込金領収証が本学発行の領収証となります。)
2. 学納金が期日までに納入されないと、学生本人宛に督促を行いますが、さらに納入がないと学則38条により除籍になりますので注意して下さい。
3. 氏名・住所が変更になったときは、必ず所定の変更届を教務係に提出して下さい。

学納金の延納

やむを得ない理由により学納金を延納したい場合は教務係にすみやかに「学納金延納願」を提出し所定の手続きを行って下さい。提出のない場合は学則38条により除籍されます。（延納期限は3ヶ月まで）。

学納金の減免について

休学の期間が 1 学期（半年）以上にわたる者で、学期の始めまでに休学願を提出し、学長が承認した場合、その学期の学納金の 20%が減免されます。

【休学願の提出期限】

前期：3月 31 日まで 後期：9月 14 日まで

※上記期限を過ぎて提出された場合、原則として学納金減免の対象となりません。

本人及び保証人の変更

在学中に本人又は誓約書に記入した保証人につき以下の変更があった場合、直ちに所定の変更届の用紙に必要事項を記入し教務係に提出して下さい。

- (1) 保証人が死亡その他の理由により変更になったとき。
- (2) 改姓・改名・本籍地の変更など戸籍記載事項に変更が生じたとき。（戸籍抄本等の提出が必要です。）
- (3) 住居表示などによる地番変更のとき。
- (4) 本人又は保証人の住所・電話番号が変更になったとき。

現住所が訂正されないまま放置されていたため大学からの事務連絡等が到着しなかった例がありますので十分注意して下さい。

掲 示

大学院医学研究科から学生への通知・連絡は、ホームページ又は掲示板及び郵便、メールにて行います。通知先の変更は教務係に申し出て下さい。

医学研究科HP (<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/medicine/>)

- ① 掲示した（または通知した）事項は、学生に周知されたものとして取り扱われます。
学生は掲示（または通知文）を見なかったことを理由に責任を免れることはできません。

各種証明書

次項各種証明書を受ける場合は、看護・医学教育研究棟 1 階に設置している【自動発行機】をご利用のうえ、“証明書発行願”を提出して下さい。

証明書の種類によって即時交付できないものもあるので“証明書発行願”は早目に提出して下さい。

自動発行機にて申請する場合

設置場所：看護・医学教育研究棟 1 階

利用時間：平 日 9:00 ~ 17:00 (但し木曜日のみ 9:00 ~ 16:30)

土曜日 9:00 ~ 12:30

使用方法：① 発行証明書ボタンを押して下さい。

② カードの有無 ⇒ カード無を選択して下さい。

③ 学籍番号を入力して下さい。

④ パスワード（10桁：A 生年月日 a）を入力して下さい。

- ⑤ メニューから必要な証明書、部数を選択して下さい。
- ⑥ 確認のうえ、手数料を入金して下さい。
- ⑦ 発行された“証明書発行願”を担当窓口へ提出して下さい。

備考：春季・夏季・冬季休み期間中時間変更及び一時停止します。
(掲示板に貼り出し)

直接窓口で申請する場合

場所：医学情報資料センター棟1階 医学部事務課教務係

申請時間：平日 9:30～17:00

土曜日 9:30～13:00

必要書類：身分証明書（学生証、運転免許証、パスポート等）

① 代理人の方が申請する場合、又は証明書を受け取る場合は、代理人の方の身分証明書が必要です。

② 証明書を郵送で受け取られる場合は、返送用の切手をご持参下さい。

発行日数：申請書類によって異なります。

和文証明書 申請後（又は、交付願が到着後）3日程度

英文証明書 申請後（又は、交付願が到着後）1週間程度（土日祝除く）※

但し、年度末・学期末前後・夏季冬季休暇期間等は、日数を多く要することがありますので、日程に余裕をもって申請して下さい。

問合せ先：平日 9:30～17:00

医学部事務課教務係（医学資料情報センター棟1階）

0422-47-5511（内線3211）

窓口発行（取扱証明書他）

※証紙の“証明書発行願”を提出のこと

種類	担当窓口	申請方法	手数料
学生旅客運賃割引証	学生係	自動発行機より証明書発行	不要
通学証明書	学生係	通学証明書用紙に必要事項記入	不要
在学証明書（和文）	教務係	自動発行機より証明書発行	1通 200円
在学証明書（英文）	教務係	証明書発行願を提出	1通 500円
在籍証明書（和文）	教務係	〃	1通 200円
在籍証明書（英文）	教務係	〃	1通 500円
成績証明書（和文）	教務係	〃	1通 200円
成績証明書（英文）	教務係	〃	1通 500円
単位取得証明書（和文）	教務係	〃	1通 200円
単位取得証明書（英文）	教務係	〃	1通 500円
修了証明書（和文）	教務係	〃	1通 200円
修了証明書（英文）	教務係	〃	1通 500円
修了見込証明書（和文）	教務係	〃	1通 200円
修了見込証明書（英文）	教務係	〃	1通 500円

学位授与証明書（和文）	教務係	〃	1通 200円
学位授与証明書（英文）	教務係	〃	1通 500円
その他証明書（和文）	教務係	〃	1通 200円
その他証明書（英文）	教務係	〃	1通 500円
健康診断証明書	人事課	証明願（あんずNETからDL又は 人事課にあります）を提出 ※公印が必要な場合は、指導教授の 押印が必要となります。	不要

身分に関する願・届出

[願]

種類	受付窓口	提出期限及び時期	適用
休学願	教務係	事由の生じたとき	保証人の連署押印、 病気の場合は、医師の診断書
退学願	教務係	〃	〃
復学願	教務係	事由が消滅したとき	保証人連署、病気の場合は本学付属病院の医師の診断書
再入学願	教務係	〃	保証人連署・押印
学納金延納願	教務係	学納金納入期日まで に提出すること	保証人連署・押印

※休学（学則第30条）・復学（学則第32条）・退学（学則第36条）・再入学（学則第37条）

[届]

種類	受付窓口	提出期限及び時期	適用
改姓・改名届	教務係	その都度	戸籍抄本
住所（本籍）変更届	教務係	〃	
保証人変更届	教務係	〃	新保証人の署名押印
保証人住所変更届	教務係	〃	保証人の署名押印

※各種願出・届出は大学院HPよりダウンロードが可能です。

<http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/medicine/students/certificates/>

3. 自転車・バイク及び自動車の乗り入れについて

通学で自転車・バイク（50cc以下）を利用する場合は、許可を受けた上で構内の臨時駐輪場を利用することができます。学生係で駐輪許可証を発行してもらい指定された場所に駐輪して下さい。（50ccを超えるバイクの乗り入れは禁止しています。）

また、本学では学生のキャンパス内自動車乗り入れは禁止になっています。学内駐車場も使用出来ません。

東門は土曜、日曜、休日及び学生の休日を除く平日で開閉されます。

[開門時間] 午前 7 時 40 分～午前 9 時 10 分まで

午後 4 時 30 分～午後 5 時 30 分まで

なお、開門にあたっては次のとおり遵守して下さい。

- (1) 東門及び南門から構内に入構する者は、歩行者並びに承認登録された自転車のみとする。
- (2) 自転車利用者は、病院駐車場東側一方通行路から下車して歩行により進行する。
- (3) オートバイによる東門からの構内進入は禁止する。なお、50 cc以下のオートバイについては、南門からの入構を認める。
- (4) 通学路での歩行喫煙及び大声の会話、その他騒音は禁止する。
- (5) 駐車場東側一方通行路を含め道路等の駐輪、駐車を禁止する。
- (6) 道路等に空き缶、紙くず、吸殻等ゴミのポイ捨てを禁止する。
- (7) その他他人に対する迷惑行為を禁止する。

4. 経済生活

育英奨学制度について、次のようなものがあります。

- (1) 杏林大学奨学金給付制度
- (2) 日本学生支援機構奨学金制度
- (3) その他

(1) 杏林大学奨学金給付制度

ア. 杏林大学奨学生

学業成績・人物ともに優れた者で当奨学金を授業料等の納入に充てる者に対して願書出願者の中から選考により、当該年度年額 18 万円を給付します。

イ. 緊急時奨学生

保護者（家計支持者）の経済的な状況が急変し、極めて学業継続の意思が認められるにもかかわらず、修学の継続が困難になった者を緊急時奨学生とし選考により年額 50 万円を上限とし一括給付します。

但し、在学中 1 回のみの適用です。

緊急時奨学生を志望する者は、願書、保護者（家計支持者）の家計急変事由（事由発生から 1 年以内とする）及び担当教員の意見書を提出する必要があります。

ウ. 海外研修・留学奨学生

各学部又は大学院研究科が定める海外研修・留学に参加する者で、成績優秀で勉学意欲に富み、海外研修・留学の成果が期待でき、研究科長が推薦する者を対象とします。

給付金額は、海外研修・留学プログラムの期間・費用等により決定します。

エ. 私費留学外国人奨学生

正規課程に在籍する外国人留学生（出入国管理及び難民認定法別表第一に定める在留資格「留学」を有する者）で、かつ国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者で、経済的な理由により授業料等の納入が困難であり、かつ成績優秀な者を対象とします。

(2) 日本学生支援機構奨学金制度

下記のとおり、第一種（無利息）、第二種（利息付）に分けて採用しています。日本学生支援機構から推薦依頼があれば直ちに掲示板に掲示しますので貸与希望者は早めに医学部教務係で所定の出願手続の説明指導を受けて下さい。

【第一種奨学金（無利息）】

申込資格	学力基準 ① 大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動をおこない、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められる者 家計基準 本人及び配偶者の収入（目安） 340万円（注：442万円） (注) 研究能力が特に優れている者、特別な事情があると認められる者などについての収入基準超過額の許容範囲。
貸与月額	80,000円又は122,000円
貸与期間	貸与開始の月から修了するまでの標準修業年限 (毎年「奨学金継続願」の提出と学業成績等の審査があります)
貸与方法	原則として月1回本人の銀行口座に振り込みます。
返還方法	貸与終了後にリレーオロ座（ゆうちょ銀行（旧郵便局）、銀行、信用金庫又は労働金庫の預貯金口座からの自動引落）に加入し、卒業後に月賦等で返還します

【第二種奨学金（利息付）】在学中は無利息、卒業後3%を上限とする利息付

申込資格	学力基準（次のいずれかに該当する者） ① 大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動をおこない、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められる者 ② 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者 家計基準 本人及び配偶者の収入（目安） 718万円以下
貸与月額	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択
貸与期間	貸与開始の月から修了するまでの標準修業年限 (毎年「奨学金継続願」の提出と学業成績等の審査があります)
利 息	申込時に利率固定方式又は利率見直し方式のいずれかを選択します。
貸与方法	原則として月1回本人の銀行口座に振り込みます。
返還方法	貸与終了後にリレーオロ座（ゆうちょ銀行（旧郵便局）、銀行、信用金庫又は労働金庫の預貯金口座からの自動引落）に加入し、卒業後に月賦等で返還します

※ 第一種と第二種の貸与を併せて受けることもできます。

【保証制度の選択について】

保証制度について、申込時に次の（1）（2）のいずれかを選択します。

（1）人的保証制度

連帯保証人と保証人を選任して、奨学生本人が奨学金を返還できなくなった場合に連帯し

て責任を負う制度です。

あらかじめ、連帯保証人及び保証人の承諾を得てください。

(2) 機関保証制度

保証料を支払うことにより、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）が連帯保証します。連帯保証人・保証人は不要です。ただし、本人と連絡が取れない場合に本人の住所・電話番号を照会できる人を1人届け出る必要があります。

- ◆ 保証料の支払いは原則として毎月の奨学生から差し引かれます。
- ◆ この制度を利用した場合は、「返還誓約書」の提出時に連帯保証人・保証人は不要です。
- ◆ 保証機関の保証を受けても、奨学生は奨学生自身が返還しなければなりません。

【利率算定方法について】

利率の算定方法として、第二種奨学生の申込時に次の(1)(2)のいずれかを選択します。

- (1) 利率固定方式：貸与終了時に決定した利率が返還完了まで適用。
- (2) 利率見直し方式：返還期間中、おおむね5年ごと（返還の期限を猶予されている期間を除く。）に見直された利率が適用。

【適格認定】

学業を続けていくために、奨学生が継続して必要か否かを奨学生自身が判断して、引き続き奨学生の貸与を希望する人は、毎年1回「奨学生継続願」を提出します。

提出された「奨学生継続願」の以下の点について厳格に審査し、奨学生継続の可否を認定したうえで、本学から日本学生支援機構へ報告します。

- (1) 人物について、生活全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、奨学生の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込があること
- (2) 健康について、今後とも引き続き修学に耐えうるものと認められること
- (3) 学業について、おおむね標準的に修得すべき単位を修得しているとともに学修の意欲があり確実に卒業（修了）できる見込があること
- (4) 経済状況について、修学を継続するため引き続き奨学生の貸与が必要であると認められること

なお、「奨学生継続願」を提出しない場合は、奨学生としての資格が廃止されます。

【申込方法と手続】

在学採用	<p>入学後の申込 毎年春に募集を行います。 希望者は、教務係まで申し出て下さい。</p>
緊急採用 応急採用	<p>緊急の申込 家計の急変で奨学生を緊急に必要とする場合は、教務係まで申し出て下さい。 第一種奨学生（無利子）は緊急採用、第二種奨学生（有利子）は応急採用と呼びます。</p>

(3) その他の奨学金

- ・各地方公共団体の行う育英奨学金制度
貸与希望者は、出身都道府県に問い合わせてください。
なお、各都道府県から推薦依頼があれば直ちに掲示します。
- ・民間育英事業団奨学制度
各団体により、詳細が異なるので募集があれば直ちに掲示します。
- ・私費外国人留学生に対しては、学業成績、経済的事情を審査の上、日本学生支援機構が主催する学修奨励費に推薦する。

5. 健康管理

健康管理について

(1) 本学医学部付属病院の利用

学生が在学中、疾病その他身体に異常が生じたとき、本学医学部付属病院を利用することができきます。付属病院で診察を受けるための手続は、原則として一般外来患者と同様です。また、診察を受ける際には必ず健康保険証と学生証を持参してください。

(2) 定期健康診断

在学中の健康管理の第一歩として、「学校保健法」の定めによる「定期健康診断」を実施します。

社会人学生は勤務先で健康診断を受診されても構いません。

ア. 実施時期

春季及び秋季健康診断は日程が決まり次第、掲示板並びに郵便、メール等にて実施案内を通知します。

イ. 受診内容

内科・胸部直接撮影・血液検査・視力・聴力等

ウ. 「健康診断証明書」の交付を必要とするときは、人事課窓口で証明書を申し込んで下さい。

エ. 放射線業務従事者（ガラスバッジ装着者）は電離健康診断（皮膚科・眼科）も併せて受診となります。

6. 学生相談

相談制度について

学生生活を送っていく中で様々な問題（人間関係、健康、学業に関すること等…）に直面した時、ひとりで悩まずに気軽に学生相談室（学生カウンセラー）を利用し、相談して下さい。

(1) 学生相談室

○開室日

- 火・木 11:00～18:00

○利用の仕方

- 電話で予約 0422-47-5511 (代) 内線 2919

○場所

- 医学資料情報センター（本部棟）5階 杏会事務室内
(但し、図書館入口からは行くことが出来ませんので本部棟エレベーターをご利用下さい。)
※井の頭キャンパスの学生相談室も利用可能ですので、お問い合わせ下さい。
(9:00～17:00、月・水)

(2) ハラスメントに関する相談について

ハラスメントの被害にあったときは、学生係まで申し出て下さい。
相談員との面談の受付を行っています。

7. 学生教育研究災害傷害保険制度

学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）について

教育研究活動中および通学中に生じた、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を被った場合に保険金が支払われます。ただし「病気」はこの保険の対象となりません。

この保険で対象となる事故が生じた場合は、ただちに、事故の日時、場所、状況、傷害の程度を東京海上日動の損害サービス課へ事故通知を行う必要があるため、学生係へ連絡して下さい。事故発生日から 30 日以内に保険会社に「事故通知」を提出しないと、保険金が支払われない場合がありますので注意してください。

教育研究活動中とは

- ・正課中の講義、実験、実習などを受けている間
- ・大学主催の各種学校行事に参加している間
- ・大学施設内にいる間（大学が禁じた時間もしくは場所にいる間は除く）

接触感染予防保険金について

臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合、保険金が支払われます。

※詳細は、「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照して下さい。

※「学研災 付帯学生生活総合保険」については、各自手続きを行って下さい。

8. 医師国民健康保険の加入について

本学医学部付属病院 病院庶務課において三鷹市医師会加入手続きを行っています。また、医師国民健康保険への加入を希望される場合には、手続書類等もお渡ししますので、病院庶務課へ問合せください。

9. 図書館

大学は文字通りに大いに学ぶところです。学ぶということは、まず先人の遺産、業績をたどることから始められます。古今東西の先人の遺産すなわち人類の知恵は、主として図書、学術雑誌というかたちで伝えられ、現在もなお日々生み出され蓄積され続けています。

したがって、学ぶためには大いに図書館を利用する事が不可欠です。図書館を効果的に利用するには、まず図書館の中を自分の足で歩き、自分の目で確かめ、多くの資料群と親しくなることから始めましょう。

医学図書館の規程の概略は以下のとおりです。

1. 開館日・開館時間

ア. 次の日を除き毎日開館

創立記念日（11月11日）、年末年始休館日（12月29日～1月3日）、
その他整備点検等のための臨時休館日（その都度HP等でお知らせします）。

イ. 平　　日　　8:30～22:30

土・日・祝日　9:00～22:30

（ただし、必要に応じて臨時に変更することがあります。）

2. 館内閲覧と貸出

ア. 入館

学生証を必ず携帯して下さい。（学生証がないと入館できません）又、飲食物の持込みはご遠慮下さい。

※社会人学生の方は職員証でもご利用できます。

イ. 館内閲覧

必要な図書・雑誌は、自由に書架から取り出して利用できます。

館内で利用した資料は、書庫内の返却台に返却して下さい。

ウ. 館外貸出

a. 貸出を希望する資料に学生証を添えてカウンターに持参して下さい。なお、週日（月～金）の館外貸出受付は22:00までとなっております。

b. 貸出日数及び冊数

① 単行本　　14日

② 製本雑誌・A V資料　7日

③ 未製本雑誌　3日

貸出冊数は上記①②③合計で30冊（点）までとなっています。

貸出期間の更新は、予約者のない単行本・A V資料に限り1回だけ可能です。更新手続きは貸出期限内に行って下さい。

My Library というポータルサイトから、オンラインで更新手続することもできます。

c. 返却

返却の際はカウンターに持参して下さい。なお、閉館時は2階の入口のブックポストに入れて下さい。

d. 休暇中の貸出

春季、夏季、冬季休暇中の貸出期間はその都度 HP 等でお知らせします。

e. 貸出の資料を紛失・汚損した場合は、原則として相当金額で弁償していただきます。

f. 延滞資料がある場合は新たな貸出はできません。なお、31 日を越えた延滞資料がある場合、その延滞日数から 30 日を引いた日数の間、貸出停止となります。

3. 複写サービス

図書館の資料はカウンターで販売しているコピーカードでコピーできます。

1 枚 500 円と 1000 円のコピーカードを販売しています。コピーの単価は白黒 1 枚 10 円、カラー 1 枚 50 円です。カウンターで受付ける委託コピーサービスは白黒 1 枚 20 円、カラー 1 枚 70 円です。図書館の資料のみ受付けております。

4. オンラインサービス

図書館では各種オンラインサービスを提供しております。医学部ホームページよりアクセスして下さい。<http://lib.kyorin-u.ac.jp/>

1. MyLibrary
2. 藏書検索（杏林大学図書館所蔵目録）
3. 各種データベース（医中誌 Web、PubMed 他）
4. 電子ジャーナル、電子ブック
5. 文献管理ソフト（RefWorks）
6. リモートアクセスサービス

5. 図書館にない資料の利用について

他の機関との協力体制により次のサービスが利用できます。

1. 文献複写取寄せ（有料）

普通便の場合、3 日～1 週間で入手出来ます。料金は申込先の料金規定によります。

海外からの取寄せの場合、所要日数は 2 週間～1 ヶ月、料金は約 2,000 円です。

2. 図書取寄せ（有料）

現物を取寄せることができます。往復の送料をご負担頂きます。

3. 他大学図書館での閲覧

紹介状を発行しますのでカウンターにお問い合わせ下さい。

6. パソコンの利用

図書館には文献検索などを行うインターネット用パソコンが 24 台あり、レポート作成も可能です。※PC 室のパソコンを利用する際の ID と PW と同様です。

利用は無料ですが、全ての学内 LAN 認証システムにログインする必要があります。また、2F 閲覧室では個人所有のノートパソコンやモバイル機器を学内ネットワークに無線で接続することができます。

7. プリンタの利用

年間ひとり 1,000 ポイントまで自由に使えます。年度をまたいだポイントの持ち越しはできません。

印刷ポイント数

印刷ポイント数	A4 片面	A4 両面	A3 片面	A3 両面
白黒	1	2	2	4
カラー	4	8	8	16

付与されたポイント数以上印刷する場合は、1 ポイント 1 円、100 ポイント単位で購入してください。ポイントの追加購入はカウンターにお申し込み下さい。

追加購入したポイントは年度をまたいで持ち越せます。

8. その他の注意事項

館内への密閉容器に入った飲み物以外の飲食物の持ち込み、喫煙や携帯電話の使用は禁止です。静謐な雰囲気づくりにご協力を願いいたします。

館内のパソコンは、学習・研究目的の利用に限らせていただきます。また、私用のプリントアウトは禁止です。詳細は図書館にお問い合わせ下さい。

10. コンピューター室の利用について

PC 室前の案内板に使用予定表が掲示されています。掲示が「開放」と書かれている日時が利用可能です。但し、開放は PC 室 2 のみとなります。

ログイン（初期設定）

ID： 学籍番号 PW： A 生年月日 a(10 ケタ)

例) ID: 1002161101 PW: A19961111a

11. 杏林大学学内 LAN

杏林大学学内 LAN とは、本学内に敷設された情報ネットワークの名称です。

学内 LAN・メールアカウント取得を希望される方は、教務係に申請用紙がありますので、お問い合わせ下さい。

学内 LAN を利用する場合は、下記の杏林大学学内 LAN 利用心得を遵守して下さい。

杏林大学学内 LAN 利用心得

(1) 利用における遵守事項

- ① 他人のプライバシーを侵害しない。例えば
 - ・他人のファイルやディレクトリ（フォルダ）を許可なく参照しない。
 - ・他人のアカウント名やパスワードを許可なく公開しない。
- ② 公序良俗に反する行為をしない。例えば、ハッキング、他人のプライバシー損害やストーカー行為、デマ情報の発信、わいせつ画像の公開、いやがらせ・脅迫・迷惑メール等の発信をしない。
- ③ 特定宗教の布教または宣伝に利用しない。
- ④ 政治活動または選挙活動またはこれに類する行為をしない。

- ⑤ 特定の個人や団体を誹謗中傷しない。
- ⑥ 物品等の購入契約及び団体等の入会契約を行わない。
- ⑦ 営利を目的とした行為をしない。
- ⑧ 著作権を侵害しない。

ホームページの情報内容には著作権が存在するので、利用する場合には著作権保有者に承諾を得る必要があります。以下の行為は著作権の侵害に当たります。例えば：

- ・他人のホームページや電子掲示板に載っている文章や画像、書籍・雑誌・新聞の記事や写真を無断で自分のホームページに転載すること。
- ・無許可の音楽ファイル（MIDI、MP3 等）をダウンロードすること。
- ・音楽 CD などから取り込んだデータを無断で掲載したり頒布すること。
- ⑨ 法律、及び杏林大学や情報教育センターが別に定める規程等に違反しない。
- ⑩ 他の利用者に迷惑もしくは損害を与えない。
- ⑪ コンピュータ等を利用して他人の人権を損なう行為をしない。
- ⑫ コンピュータは許可された資源（記憶媒体、CPU 等）のみを使用する。
- ⑬ コンピュータ等の正常な運用を妨げるような行為をしない（コンピュータウィルス等）。
- ⑭ 安易に個人情報（氏名・住所・生年月日・カード No. 等）を入力し発信しない。
個人情報を悪用されて、身に覚えのない請求が来たり犯罪に巻き込まれる恐れがあります。

(2) 電子メール利用における遵守事項

- ① 不正に他人のメールアカウント名、パスワードを使用しない。
- ② 自分のメールアカウント名、パスワードを他人に使用させない。
- ③ 許可されたメールアカウント名で電子メールを送受信する。
- ④ 他人のプライバシーを侵害しない。例えば
 - ・他人のメールを許可なく公開しない。
 - ・他人のメールを許可なく見ない。

(3) ホームページ閲覧における遵守事項

- ① 著作権を侵害しない（ホームページの情報内容には著作権が存在するので、利用する場合には著作権保有者に承諾を得る必要があります）。
- ② むやみに個人またはその他の情報を入力し発信しない。
- ③ 大学の品位を損なうような情報にはアクセスしない。
ネットワークを通して本学のドメイン名（kyorin-u.ac.jp）が外部に発信されることを忘れないで下さい。

(4) 注意事項

学内 LAN または外部ネットワークにおいて、保守作業や停電、天災などの不可抗力、その他の異常が発生し正常な運用に支障を来す場合、またはその恐がある場合は、予め通知できる場合を除き予告なしに緊急に運用を停止することがあります。重要なデータなどは各自でバックアップをとって下さい。

12. ソーシャルメディアの利用について

情報社会の急速な進展に伴って、ブログやTwitter、facebook、Instagram、Youtube、LINEなど、様々なソーシャルメディアが登場し、情報を効果的に伝えられる便利なコミュニケーションツールとして社会に広く浸透しています。

一方で、これらのソーシャルメディアは、いったん発信すれば削除をしても履歴や第三者による保存などによって完全に消し去るのは困難になるというオンラインサービスの特性から、不用意な言葉や映像を投稿したために多数の閲覧者から非難が殺到していわゆる“炎上”するケースがたびたび起きていることは皆様ご承知のとおりです。

自由な言論活動・コミュニケーション活動は尊重されるべきですが、不適切な投稿によって個人の尊厳を侵すようなことがあってはならず、思慮を欠いた言動や映像の発信は刑事罰や民事上の係争にもつながりかねません。

学生をはじめ本学園の皆さんがあなたがソーシャルメディアを利用するにあたっては、下記の事項に十分留意した上で、責任あるコミュニケーション活動をされるようお願いいたします。

(学園の一員としての自覚)

ソーシャルメディアの利用にあたっては、杏林学園の一員であることを自覚し、また社会を構成する一員として、品位ある態度を保った、責任ある行動を心掛けること。

本学園構成員であることを明らかにした上でコミュニケーション活動を行う場合は、自身の意見・見解が学園の意見・見解を代弁するものではないことを明らかにすること。

(人権の尊重)

コミュニケーション活動の基本として、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる意見や考え、生き方を互いに認め合うことを心掛けること。

(法令の遵守)

法令の遵守はもとより、利用サービスの規約等を充分に理解し、遵守した上で行うこと。
特に、基本的人権・著作権・肖像権・商標権を侵害しないよう、他者が著作権を有する著作物を利用する場合は、使用許諾を得るとともに、第三者による複製、引用等に関する注釈を明記することや、人物の画像を使用する場合は、肖像権を侵害しないようにするなど、留意すること。

(情報発信にあたっての遵守事項)

次のような情報は発信してはならない。

- ・他者に対する誹謗中傷、名誉棄損、嫌がらせ等
- ・他人のプライバシーに関すること
- ・職務等で知りえた守秘義務のある情報
- ・公序良俗に反する内容
- ・差別的な内容

(自身のプライバシーの保護)

利用サービスの内容を吟味し、自他（自身及び家族、友人、関係者等）を問わず個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）を登録・公開する際に充分な注意を払うこと。

剽 窺 防 止

マ ニ ュ ア ル

論文や研究レポート作成時における資料・データの利用について

1. 「論文」「研究レポート」を書くということ

高等教育・研究機関である大学院では、研究の成果を「論文」「研究レポート」の形で発表することが求められます。いうまでもなく「論文」「研究レポート」とは、「学問的な問題意識について、資料分析の結果得られた見解を述べるもの」です。図書館での文献調査、様々なフィールドにおけるインタビューや観察、実験室における実験など、地道な努力によって収集された客観的な資料・データから多くの事実を読み取り、批判的な検討を加えて、新たな理論や見解を構築しようとする真摯な営みの記録こそが「論文」「研究レポート」であり、いかに権威ある研究者による文章であっても、何らかの資料によらず自らの思考のみに基づいて見解を述べたにすぎないのならば、それは「試論」や「思いつき」にすぎません。

「論文」「研究レポート」の価値は、執筆者の研究活動に対する態度の真摯さによって裏づけられ、それは、資料の豊富さ、分析の緻密さの形で著作の中に如実に反映されることを、よく認識してください。

2. 資料・データの重要性、取扱い上の基本的心構え

このような「論文」「研究レポート」の意義に照らせば、その作成にあたっての、資料・データの重要性は自ずと明らかです。説得力のある見解や新たな発見は、数多くの資料・データによって初めて可能になるのです。

ところで、資料・データは、決して一人の研究者によってのみ得られるものではありません。我々はほとんどの場合、先達達の調査や思索、実験等の記録である各種の文献等を通じて、検討に必要な資料・データに接することができます。偉大な見解や発見も、こうした先達達の努力がなければ生まれないでしょう。

ですから、研究に携わる者は等しく、資料・データの取扱に関しては、慎重かつ謙虚な姿勢で臨むとともに、先達達が世に出した資料・データに接する場合には、彼らの努力に対して敬意を払わなければなりません。

このような意味で、以下の2点には特に注意を払ってください。

<資料・データ取扱上の厳守事項>

① 資料・データの隠蔽、改ざん、捏造の禁止

第一に、資料・データは、私達が真に説得力のある学問的見解や発見を生みだすために、私心を加えずこれに接し、分析されるべきものです。ですから、自らの見解を正当化するため、不都合なデータを故意に隠蔽したり、まして改ざん、捏造するようなことがあってはなりません。

これらの行為は、先人達の努力を冒涜し、学問を中傷する行為です。自らの作成した「論文」「研究レポート」の価値はもちろん、ひいては研究者として地位を失わせる可能性のある愚かな行為ですから、厳に慎むべきです。

② 剥窃の禁止

第二に、他人の「論文」や「研究レポート」の内容を、あたかも自らの研究の成果であるかのように「論文」「研究レポート」として発表するなどの行為（いわゆる「剽窃行為」）をしてはなりません。

このような行為は、「論文」「研究レポート」の価値を無にし、研究者としての地位を失わせるばかりか、場合によっては著作権法違反の犯罪として刑罰（5年以下の懲役または500万円以下の罰金）、損害賠償ないし謝罪広告の請求などの対象にすらなり得ます。

3. 資料・データの正しい利用方法

では、「論文」「研究レポート」を作成するにあたって、資料・データを適切に用いるためには、どのような点に気をつけるべきでしょうか。

なによりも必要なのは、「引用」に関する基本的なルール、マナーをしっかりと身に付け、遵守することです。

引用とは、「論文」「研究レポート」の作成に際して、自らの視点や見解を確立するため、既存の資料・データを参照することです。

<「引用」を行う場合の基本的留意事項>

① 本文と、引用部分とを区別する。

本文中で、既存の資料・データを用いる場合には、必ず、それが現在執筆している研究論文・レポートの一部ではなく、他人の手による（あるいは自らが別の機会に発表した）ものであることがわかるよう明確に区別しなければなりません。

※ 例えば、本文中で文献資料を引用する場合、引用する文章全体を「　」でくくる（引用部分が短い場合）方法や、改行して行頭2文字程度を空け、字体、ポイントを変えるなどして、本文と明確に区別できるような体裁にする（引用部分が長い場合）、などの方法があります。

ただし、引用する範囲は本論の記述を行うために必要最低限の範囲にとどめるべきで、不必要に長い引用は剽窃となることがありますから注意が必要です。

また、資料をそのまま引用するのではなく、自分の言葉で要約した上で引用する場合には、資料の著作者の意図を曲解し、無意識に捻じ曲げて伝えることのないよう注意すべきです。

② 出典を明示する。

また、引用した資料・データについてはその出典（著作、論文タイトル、掲載誌名、巻号、頁、公刊年、w e b サイト資料にあってはURLやアクセスし情報を取得した年月日等）を明らかにしなければなりません。資料が、文献であれ、図表やグラフ、写真等であれ、あるいはインターネット上のコンテンツであれ、出典を示すことは絶対に必要です。

※ 具体的な引用文献表記の方法は、研究分野や掲載する媒体によって異なります。したがって、まずは指導教員の指導を受け、正しい表記の方法を身に付けることが必要です。

また、論文を大学紀要や学会誌に掲載するときは、多くの場合、それぞれの投稿規程が文献表記の方法を定めています。さらに、下記のような市販されている論文執筆の方法に関する概説書などからも引用文献表記の方法を学ぶことができます。

新堀聰『評価される博士・修士卒業論文の書き方・考え方』

（同文館出版、2002年）

斎藤孝・西岡達裕『学術論文の技法〔第2版〕』

（日本エディタースクール出版部、1998年）

宇多文雄・宇多賢治郎『論文執筆のためのパソコンの使い方』

（清水弘文堂書房、2004年）

③ いわゆる「孫引き」(再引用)をしない。

既に、他人が引用している資料・データについて、その原点の内容を確認することなく、あたかも自分がその資料・データに接したかのように、引用を行ってはなりません。

＜適切な引用を行うメリット＞

以上のようなルール・マナーを守った引用を行うことには、いくつかの意味があります。

第一に、適切な引用を行うことは、自らの研究に関連する、先人達の努力に対して敬意を表することを意味します。

第二に、適切な引用は、その研究論文・レポートの信頼性を保証することでもあります。引用資料についての出典の明示があれば、研究論文・研究レポートの評価に際して、評者は用いられた元の資料を参照し、その論文・レポートにおける、資料の正当性や、資料に対する分析の正当性を検証することができるからです。

第三に、適切な引用と出典の明示は、読者に対するその分野に関する、より詳細な情報提供を行い、その分野の研究を深化させることにつながります。

＜適切な引用のために一チェックシートの活用－＞

上記は、研究論文・レポートの作成における資料・データの取扱について、特に注意すべき事例ですが、この他にも、適切に資料・データを利用するためには、多くの具体的留意点があります。

その内容の別紙をチェックシートにまとめましたので、論文の作成時、提出時に逐一確認するよう心がけましょう。

「論文」「研究レポート」の提出時におけるチェック事項

— 資料・データの適切な利用のために —

1. 他人の文章利用についてのチェック

- 他人の文章をそのまま用いる場合、「」をつけて、自分の文章と区別しているか。
- 他人の文章を複数行にわたってそのまま用いる場合、段落変え、冒頭2文字空け等の方法によって、自分の文章と区別しているか。
- 他人の文章を要約して用いる場合、「〇〇は・・であると主張する、〇〇の主張を要約すると・・」などの方法によって、要約した他人の文章と、自分の文章とが区別されているか。
- 論文作成に必要な範囲の利用にとどめているか。
- 他人の文章をそのまま用いる場合、自分に都合のよい部分だけを利用することをしているいか。
- 他人の文章を要約して用いる場合、文章を歪曲していないか。
- 文献から得た文章については、著者、論文タイトル、書名、出版社、刊行年、該当頁等、web サイトに掲載されている文章については、サイト名、サイト管理者、URL、掲載年等、出典箇所を正しく標記しているか。
- 出典標記の方法が、その研究分野の標準的なスタイルに則っているか。
- いわゆる孫引き（再利用）をしていないか。

2. 図表・データ利用についてのチェック

- 自己の調査・実験によって得た図表・データを利用するにあたり、データの改ざん、捏造をしていないか。
- データの改ざん、捏造が行なわれていないことを証明するため、調査・実験等の日時・場所・手法等についての記録を残しているか。
- 他人の調査・実験による図表・データ等を利用している場合、その出所を明示しているか。
- 都合よく図表・データの一部を削除、隠蔽するなどしていないか。削除した場合はその理由・基準などを明示しているか。
- データ出所の標記方法が、その研究分野の標準的なスタイルに則っているか。

3. Web サイト資料の利用についてのチェック

- その資料を掲載している web サイトの運営主体は信頼に足るものであるか。
- その資料は、他の web サイトからの転載ではないか。

規則等

○杏林大学大学院学則

制定 昭和 51 年 4 月 1 日
改正 昭和 54 年 4 月 1 日
(省略)
令和 3 年 1 月 3 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この学則は、杏林大学学則（以下「本学学則」という。）第 4 条の規定に基づき、杏林大学大学院（以下「大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 大学院は、大学建学の精神に則り、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、優れた研究者及び高度専門職業人を養成することにより、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条の 2 大学院は、その教育水準の向上を図り前条の目的及び使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については別に定める。

(研究科)

第 3 条 大学院に医学研究科、保健学研究科及び国際協力研究科を設け、医学研究科、保健学研究科及び国際協力研究科にそれぞれ博士課程を置く。

2 医学研究科博士課程の標準修業年限は 4 年とする。

3 保健学研究科及び国際協力研究科の標準修業年限は 5 年とし、これを博士前期課程（2 年）及び博士後期課程（3 年）に区分し、前者を修士課程として取扱うものとする。（以下「前期課程」という。）

4 前項の規定にかかわらず、前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間とすることができる。

5 博士後期課程及び医学研究科博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又は、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

6 前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(専攻)

第 4 条 医学研究科、保健学研究科及び国際協力研究科にそれぞれ次の専攻を置く。

医学研究科

医 学 専 攻

保健学研究科

保 健 学 専 攻

看 護 学 専 攻

臨 床 心 理 学 専 攻

国際協力研究科

国 際 開 発 専 攻

国際医療協力専攻
グローバル・コミュニケーション専攻
開発問題専攻
(研究科又は専攻の目的)

第4条の2 研究科又は専攻ごとの人材の養成その他の教育研究上の目的については、次のとおりとする。

2 医学研究科

医学研究科は、科学的な問題解決能力を備える臨床医、旺盛な創造性を持つ基礎医学・生命科学の研究者、社会医学に貢献する有為な人材等豊かな人間性と倫理観・使命感にあふれる医療人の養成を目的とする。

3 保健学研究科

保健学研究科は、保健、医療、看護、福祉及び心理の専門分野において、広い視野と豊かな学識を有し、専門性の高い業務を遂行する人材、並びに研究能力を有する人材を養成することを目的とする。

- (1) 保健学専攻前期課程は、学部教育や職業経験により培った知識・技術をさらに高め、専門職としての卓越した判断力と実践力、および指導力とマネジメント能力を持った高度専門職業人の養成を目的とする。
- (2) 看護学専攻前期課程は、学部教育や職業経験により培った知識・技術をさらに深め、卓越した看護実践力、および指導力とマネジメント能力を持った看護師・保健師・助産師を養成する。また、「がん看護」「クリティカルケア看護」「精神看護」に関する専門看護師、感染管理や医療安全管理の指導者の養成を目的とする。
- (3) 臨床心理学専攻前期課程は、心理に関する支援を要する者とその関係者に対して、心理状態の観察、結果の分析、心理に関する相談及び助言、指導その他の支援といった、ニーズに応じた支援を提供できる人材を養成する。また、心理的支援を要する者やそれを取り巻く環境に対して、心の健康に関する知識を普及するための教育ができる人材の育成を目的とする。
- (4) 保健学専攻博士後期課程は、前期課程で培われた専門能力と識見、科学的な思考力をさらに深化させて、学問的基盤を確立するとともに、学際的・国際的な視野に立って諸課題を探求できる研究・教育者の養成を目的とする。
- (5) 看護学専攻博士後期課程は、現代社会における看護・保健領域の複雑かつ多様な看護ニーズに応えるために、前期課程で培われた看護学の専門能力と識見、看護感性をさらに深化させて、学問的基盤を確立するとともに、学際的・国際的な視野に立って諸課題を探求できる研究・教育者の養成を目的とする。

4 国際協力研究科

国際協力研究科は、国際社会において発生する様々な課題を、法律、政治、経済、経営、文化交流、言語、医療、保健衛生、福祉など多くの側面から学際的に把握し、理論的かつ実証的に問題を分析して的確に処理できるような人材を育成し、国際社会に対する支援・協力を推進することを目的とする。

- (1) 国際開発専攻は、世界諸地域の経済社会の発展に資するための開発及び国際協力のあるべき方法・施策を社会科学諸分野にわたり、理論的・実証的に究明するとともに、わが国の政治・経済・経営及び法律・税務の各専門領域について考究し、これらを通じて必要な専門知識の修得はもとより関連分野にも通暁し、実務にも対応できる人材の養成を目的とする。
- (2) 国際医療協力専攻は、世界諸地域に対する保健医療福祉分野の国際協力に必要な幅広い知識と高度な理論を身に付け、国際社会での実践活動に貢献すると共に、問題解決に向け自立して研究課題を設定し、研究活動の実践によりその成果を活かすことのできる人材の養成を目的とする。

- (3) グローバル・コミュニケーション専攻は、わが国を取り巻く国際社会及び、国内で進む多文化共生社会にあって、互いの文化・言語・社会に対する理解の欠如等に起因する諸問題解決のため、異文化間コミュニケーションの専門分野に熟達し、理論と実践、複眼的視座からの深い知見と洞察力をもとに、国内外でこの分野の先導的な役割を担って活躍しうる優れた研究者、及び高度専門職業人に必要な諸技能を身につけた人材の養成を目的とする。
- (4) 開発問題専攻は、国際協力の実践場面で、あるいはその研究分野で、各専門領域の知識と技能を修めた高度な専門家として活躍できる、有用な人材の養成を目的とする。
(研究指導及び授業)

第5条 研究科における研究の指導及び授業は、原則として本学の教授が担当する。ただし、必要があるときは教授以外の者に分担させることができる。

(研究科長)

第6条 各研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は教授の兼務とし、学長の推薦に基づき、学園の理事会の議を経て、学園の理事長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 研究科長は、その研究科に関する事項を掌理する。

(教務担当)

第6条の2 研究科又は専攻ごとに教務担当を置く。

- 2 教務担当は教授の兼務とし、研究科長の推薦に基づき、学園の運営審議会の議を経て、学長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 教務担当は、所属する研究科又は専攻の教務に関する事項を掌る。

第2章 運営組織

(大学院委員会及び研究科委員会)

第7条 大学院及び研究科を管理運営するために、大学院委員会及び研究科委員会を置く。

(大学院委員会の組織)

第8条 大学院委員会は学長、副学長、各研究科委員長及び各研究科委員から選ばれた若干名の委員をもって組織する。

- 2 大学院委員会の委員長は学長とする。
(大学院委員会の職務)

第9条 大学院委員会は次の事項を審議する。

- (1) 大学院の運営に関する事項
- (2) 大学院の組織に関する事項
- (3) その他大学院に関する重要事項
(研究科委員会の組織)

第10条 各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 各研究科委員会は大学院各研究科の教授をもって組織する。ただし、必要ある場合は関係の准教授・講師を加えることができる。
- 3 研究科委員会の委員長は研究科長とする。
(研究科委員会の職務)

第11条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる次の事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 教育及び研究に関する事項
- (2) 教員人事に関する事項
- (3) 学生に関する事項
- (4) 学長等の諮問に関する事項

3 学園長、学長、副学長は各研究科委員会に出席し意見を述べることができる。

第12条 大学院委員会及び各研究科委員会に関する細則は別に定める。

第3章 在学年限及び学生定員

(在学年限)

第13条 同一研究科に在学し得る最長年限は、前期課程においては4年、博士後期課程においては6年、医学研究科においては8年とする。

(学生定員)

第14条 研究科専攻別学生定員は、次のとおりとする。

研究科名	専 攻	博 士 課 程		博士前期課程		博士後期課程		備 考
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	
医学 研究科	医 学	25	100					
	計	25	100					
保健学 研究科	保 健 学			7	14	4	12	
	看 護 学			2	4	1	3	
	臨 床 心 理 学			25	50			
	計			34	68	5	15	
国際協力 研究科	国 際 開 発			6	12			
	国 際 医 療 協 力			4	8			
	グ ロ ー バ ル ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン			10	20			
	開 発 問 題					5	15	
	計			20	40	5	15	

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期入学者は9月15日に始まり、翌年9月14日に終わる。

(学期)

第16条 学年を分けて前期又は春学期、後期又は秋学期の2学期とする。

2 前項の学期の呼称及び期間は、各研究科において定める。

(休業日)

第17条 休業日は次のとおりとする。ただし、第4号から第6号の休業期間の始期及び終期は、年度ごとに学長が定める。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定めた祝日
 - (3) 杏林学園創立記念日 11月11日
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
- 2 学長は、必要により臨時に休業日を設け、又は休業日を授業日に変更することができる。

第5章 授業科目、単位及び履修方法

(授業科目)

第18条 研究科における授業科目及び単位については、別表1-1、1-2、1-3、

1-4、2-1、2-2、2-3、3-1及び3-2のとおりとする。

(指導教授)

第19条 入学を許可された者には、専攻課程に従って、それぞれ指導教授を定める。

2 指導教授は、必要に応じて2人以上とすることができる。

第20条 学生は指導教授の指示をうけ、指定された期日までに履修計画を研究科長に提出しなければならない。

第21条 研究科の授業科目は、主科目、及び副科目とする。

(履修の方法)

第22条 教育課程及び履修方法の細部については、各研究科において定める。

2 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、予め協議の上、本学の他研究科又は他大学の大学院等の授業科目を履修させることができ、15単位を超えない範囲で本学各研究科において履修したものとみなすことができる。

3 学生が本学入学前に他の大学院において履修した授業科目の単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、15単位を超えない範囲で本学において履修したものとみなすことができる。

4 前2項の規定により認定できる単位数は合わせて20単位を超えないものとし、当該単位数と修得に要した期間等を勘案して、1年を超えない範囲で本学の在学期間として算入することができる。ただし、博士後期課程の在学期間には適用しないものとする。

(教育方法の特例)

第22条の2 各研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 文部科学大臣が別に定めるところ（平成13年文部科学省告示第51号）により、授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(科目履修の認定)

第23条 学科目の履修の認定は、学期末又は学年末に試験又は研究報告によって行い、その方法は学科目担当教授が定める。

2 試験又は研究報告の成績は、S（90点以上～100点）、A（80点以上～90点未満）、B（70点以上～80点未満）、C（60点以上～70点未満）、D（60点未満）の5種とし、S A B Cを合格、Dを不合格とする。

(単位の認定)

第24条 合格した学科目については、所定の単位を与える。

2 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、

授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、毎週1時間から2時間15週の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、毎週2時間から3時間15週の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方針により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して1単位とする。

(再試験・追試験)

第25条 不合格の学科目については、再試験を行うことがある。病気その他やむを得ない事由により、正規の試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことがある。

第6章 課程の修了要件

(前期課程の修了要件)

第26条 前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、次に該当するものは定めるとおり同課程に在学すれば足りるものとする。

特に優れた研究業績を挙げた者 1年以上

第22条により単位が認定された者 1年以上

(博士課程の修了要件)

第26条の2 博士課程の修了要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 医学研究科博士課程の修了要件は、同課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、次に該当するものは定めるとおり同課程に在学すれば足りるものとする。

特に優れた研究業績を挙げた者 3年以上

第22条により単位が認定された者 3年以上

特に優れた研究業績を挙げ、かつ第22条により単位が認定された者 2年以上

- (2) 保健学研究科及び国際協力研究科博士課程の修了要件は、同課程に5年(前期課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、前期課程の修得30単位を含め50単位以上を修得し、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を挙げた者については、同課程に3年(前期課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条ただし書きの規定による在学期間をもって前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、前期課程における在学期間に3年を加えた期間当該課程に在学し、各研究科の所定の単位を修得し、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。ただし、特に優れた研究業績を挙げた者については、当該課程に3年(前期課程における在学期間を含む。)在学し、各研究科の所定の単位を修得し、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。

- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本大学院が、認めた者が博士課程の後期課程に入学した場合の博士課程修了の要件は、同課程に3年以上在学し、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を挙げた者については、同課程に1

年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験の合否)

第27条 学位論文及び最終試験の合格、不合格は、当該研究科委員会の審査報告に基づいて学長が決定する。

2 審査の方法は各研究科において決定する。

(学位)

第27条の2 前条第1項により合格した者に次に定める学位を授与する。

修士

保健学研究科

保健学専攻

修士(保健学)

看護学専攻

修士(看護学)

臨床心理学専攻

修士(臨床心理学)

国際協力研究科

国際開発専攻

修士(開発学)

国際医療協力専攻

修士(国際医療協力)

グローバル・コミュニケーション専攻

修士(学術)

博士

医学研究科

博士(医学)

保健学研究科

博士(保健学)

博士(看護学)

国際協力研究科

博士(学術)

(単位認定書の交付)

第28条 博士後期課程及び医学研究科博士課程において、在学期間中に所定の単位を修得したが、学位論文の提出に至らなかった者は、単位認定書の交付を受けることができる。

第7章 入学・休学・復学・退学及び転学

(入学の時期)

第29条 入学の時期は各学年の始めとする。

(入学の資格)

第30条 医学研究科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学における医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者

(2) 大学における修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 外国において、学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、獣医学又は薬学の課程であった者

(5) 医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に4年以上在学し、又は外国において学校教育における医学、歯学、獣医学又は薬学を含む16年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院が認めた者

2 保健学研究科及び国際協力研究科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了

し、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と大学院が認めた者

(6) その他第1号に該当する者と同等以上の学力があると、大学院が認めた者で22歳に達したもの

3 保健学研究科及び国際協力研究科の博士後期課程に入学(本学前期課程からの進学及び他大学大学院からの入学)する資格のある者は、修士の学位を有する者、文部科学大臣の指定した者、又はそれと同等以上の学力があると、大学院が認めた者で24歳に達したものとする。

(入学出願)

第31条 入学を志願する者は、別に定める入学検定料を添えて、所定の入学願書を提出しなければならない。

(入学許可者の選考)

第32条 入学は、志願者の学力、人物、健康等について選考のうえこれを許可する。

(入学手続)

第33条 入学の許可を受けた者は、所定の期日までに所定の学納金を添えて誓約書を提出しなければならない。

(休学)

第34条 疾病その他やむを得ない事由のため、3月以上修学できないときは、学長に願い出て休学をすることができる。この場合、その事由が病気であるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学の期間は1年を超えることはできない。ただし、特にやむを得ない事情があると認められるときは、さらに1年を限り延長することができる。

第35条 疾病のために修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は研究科委員会の議を経て、休学を命ずることができる。

(復学)

第36条 休学の期間中であっても、その事由が消滅したときは、学長に願い出て復学することができる。この場合、休学の事由が病気であるときは、本学付属病院の医師の診断書を添付しなければならない。

第37条 休学の期間は、第13条の修業年限に算入しない。

(退学)

第38条 疾病その他の事由により、退学しようとする者は、理由書を添え、保証人連署のうえ当該研究科長を経て学長に願い出て、許可を受けなければならない。この場合、退学の事由が疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。ただし、死亡の場合は、死亡診断書等の確認により、死亡した日をもって退学とする。

(再入学)

第39条 前条により退学した者で、退学の事由が消滅し、再び入学を願い出るがあるときは、当該研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

2 退学により再入学までの期間は本学学則第37条の規定に準ずる。

(転学)

第40条 他の大学院から本大学院に転入学を志願する者については、選考のうえこれを許可することができる。この場合、他の大学院において修得した単位及び在学年数は本大学院における単位及び在学年数として、これを換算することができる。

2 本大学院から他の大学院に転学を志願する者は、主科目担当教授を経て学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(教職課程)

第40条の2 大学院に教職課程を置く。

(教育職員免許取得に必要な科目及び単位数)

第40条の3 教育職員免許を得ようとする者は、別に定める大学院教職課程履修規程

及び教育職員免許法並びに同法施行規則の定めるところに従い、それぞれ所定の科目及び単位を修得しなければならない。

(免許状の種類及び履修研究科・専攻)

第40条の4 前条に規定する単位を修得することによって得られる免許状の種類並びに履修する研究科・専攻は次のとおりとする。

履修する研究科・専攻	免 許 状 の 種 類	
保健学研究科 保健学専攻	養護教諭 専修免許状	養護
	中学校教諭 専修免許状	保健
	高等学校教諭 専修免許状	保健

第8章 除籍及び懲戒

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は、当該研究科委員会の議を経て学長がこれを除籍する。

- (1) 故なくして、3月以上授業料その他の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第34条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 第13条に定める在学年限を超える者
- (4) 行方不明で失踪の届出のあった者

(懲戒)

第42条 本学の建学精神、教育方針に違背し、大学院学生としてふさわしくない行為をした者は、当該研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒は、その輕重に応じ、譴責、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みのないと認められる者
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当の理由がなくて、出席常でない者
 - (4) 本学の定める諸規程に反し、又は学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 学納金

(入学検定料、入学料等の額)

第43条 本学に入学を志願する者は、別に定める入学検定料を納入しなければならない。

- 2 入学料、授業料その他の学納金の額については、別表4のとおりとする。
(授業料等の納入)

第44条 授業料、施設設備費は、それぞれの年額の半額を前期、後期の始業時までに納入するものとする。

- 2 休学又は停学中であっても、授業料等は徴収する。ただし、休学の期間が6か月以上にわたる者の授業料その他の学納金については別に定めるところにより、減免することがある。
- 3 海外留学する場合、本学に納入すべき費用については別に定める。
- 4 第2項の規定にかかわらず、国際協力研究科に在籍する者で企業等に在職中の者が企業等の都合により第16条に規定する1学期間にわたり休学する場合は、授業料等は徴収しない。
- 5 前項の規定により休学する者は、企業等の所属長による休学の事由書を添付の上、

学長に休学を願い出るものとする。ただし、授業料等を徴収しない休学の期間は、1年を超えることはできない。

6 授業料等学納金を所定の期日までに納入しない者は、授業への出席、図書の閲覧その他施設の利用を認めない。

第45条 授業料その他既納の学納金は、いかなる理由があっても還付しない。

第46条 削除

第10章 外国人特別生、科目等履修生、聴講生、特別聴講生、委託生及び研究生

(外国人特別生)

第47条 大学院に入学を希望する外国人で、外務省在外公館又は自国公館の紹介ある者は、第32条の規定にかかわらず選考のうえ、外国人特別生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第47条の2 本大学院の学生以外の者で本大学院の授業科目の一部を履修することを希望する者がいるときは、教育研究上支障がない限り、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生となることができる者は、次の各号の一に該当する者でその学力を考查し、履修する科目を理解するに足る学力があると当該研究科委員会が認めた者に限るものとする。

(1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者

(2) 前号と同等以上の学力があると認められた者

3 科目等履修生には本学則を準用する。

4 科目等履修生には第23条及び第24条の定めにより所定の単位を与える。

5 科目等履修生を希望する者の手続き並びに選考料、登録料及び履修料については別に定める。

(聴講生)

第48条 特定の学科目の聴講を志願するものがあるときは、当該研究科委員会において、その学力を考查し、欠員のある場合に限り聴講を許可することができる。

2 聴講生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者

(2) 前号と同等以上の学力があると認められた者

3 聴講生を志願する者の手続き並びに選考料、登録料及び聴講料については別に定める。

4 大学院は、他大学大学院との協議に基づき、他大学大学院の学生で本大学院の授業科目を履修する者を特別聴講生として受け入れることができる。この特別聴講生については別に定める。

(委託生)

第49条 公共団体又は他の大学大学院生等でその公共団体又はその大学大学院の委託によって、大学院研究科における授業科目のなかで聴講を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り当該研究科委員会の議を経た上で修学を許可することができる。

2 委託生が、聴講科目の試験に合格したときはその授業科目の修了証を授与する。

3 委託生を希望する者の手続き並びに選考料、登録料及び聴講料は別に定める。

(研究生)

第49条の2 大学院に研究生をおくことができる。

2 研究生に関し必要な事項は別に定める。

第11章 研究指導施設

(研究指導施設)

第50条 大学院に研究室、実験実習室を設ける。

2 学生は、必要に応じ図書館、各学部の施設及び医学部付属病院の施設を使用するものとする。

第12章 雜則

(改正)

第51条 この学則を改正しようとするときは、杏林学園運営審議会の議を経たうえ、改正事項が単一の研究科に係る場合は当該研究科の研究科委員会に、2つ以上の研究科に関連する場合は関連する各研究科の研究科委員会に諮り、いずれも研究科委員会委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得たうえ、大学院委員会及び理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本学則に定めるもののほか、大学院学生については本学学則を準用する。
- 2 本学則を改正しようとするときは、研究科委員会委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得たうえ、大学院委員会の承認を得なければならない。
- 3 前項の学則の改正については、理事会の承認を要する。
- 4 本学則は、昭和51年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和54年 4月 1日から施行し、既に在学している学生にも適用する。

附 則

本学則は、昭和57年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和59年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和61年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、平成 3年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成 5年 4月 1日から施行する。
- 2 本学則を改正しようとするときは、改正事項が単一の研究科に係る場合は当該研究科の研究科委員会に、二つ以上の研究科に関連する場合は関連する各研究科の研究科委員会に諮り、いずれも研究科委員会委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得たうえ、大学院委員会の承認を得なければならない。

別表1

別表2

別表3

別表4

附 則

本学則は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、平成 7年 4月 1日から施行する。ただし、第30条第2項第4号の改正規定は、平成 6年 8月 10日から施行する。

附 則

本学則は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成11年 7月 1日から施行する。

2 第43条第1項は、平成12年度入学志願者から適用する。

附 則

本学則は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、平成13年 4月 1日から施行する。ただし、別表3(1)の専攻共通科目中の事例研究については平成12年10月 1日から適用する。

附 則

1 本学則は、平成13年 4月 1日から施行する。

2 別表3-2の授業科目は、平成13年度以降の入学生から適用するものとし、別表3-1の授業科目は、平成12年度以前の入学生に適用する。

3 博士前期課程において平成12年度以前の入学生は、国際協力研究科博士前期課程履修規程に定める授業科目対応表により別表3-2の授業科目を受講するものとする。ただし、単位認定については、別表3-1の授業科目で行う。

附 則

本学則は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、平成14年10月 1日から施行する。

附 則

本学則は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成16年 4月 1日から施行する。

2 別表3-3の授業科目は、平成16年度以降の入学生から適用する。

附 則

1 本学則は、平成16年 4月 1日から施行する。

2 別表3-3(2)の授業科目は、平成15年度以前の入学生にも適用する。

附 則

本学則は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成18年 4月 1日から施行する。

2 改正後の第43条(別表4)及び第44条については、平成18年 4月 1日以降の入学生から適用し、平成17年10月 1日以前の入学生については、改正前の学則を適用する。

附 則

本学則は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成20年 4月 1日から施行する。ただし、第49条の2の規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 別表2-2及び2-3の授業科目は、平成20年度以降の入学生から適用するものとし、別表2-1の授業科目は、平成19年度以前の入学生に適用する。

附 則

本学則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成22年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の第14条、第18条、第27条の2及び第43条(別表4)の規定は、平成22年4月1日以降の入学生に適用し、平成21年10月1日以前の入学生については、改正前の学則を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成22年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の第18条の規定は、平成22年4月1日以降の入学生に適用し、平成21年10月1日以前の入学生については、改正前の学則を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成23年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の第18条の規定は、平成23年4月1日以降の入学生に適用し、平成22年10月1日以前の入学生については、改正前の学則を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成24年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 別表2-4及び2-5の授業科目は、平成24年度以降の入学生から適用するものとし、別表2-1、2-2、2-3の授業科目は、平成23年度以前の入学生に適用する。

附 則

本学則は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成25年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 別表2-6の授業科目は、平成25年度以降の入学生から適用するものとし、平成24年度以前の入学生については、改正前の学則を適用する。

附 則

本学則は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の第18条の規定は、平成26年4月1日以降の入学生に適用し、平成25年9月15日以前の入学生については、改正前の学則を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の第18条の規定は、平成27年4月1日以降の入学生に適用し、平成26年 9月15日以前の入学生については、改正前の学則を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成28年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表3—4の授業科目は、平成28年4月1日以降の入学生から適用するものとし、平成27年 9月15日以前の入学生については、改正前の学則を適用する。

附 則

本学則は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成31年 4月 1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の第4条、第4条の2、第14条、第27条の2および別表3—4の規定は、平成31年4月1日以降の入学生に適用し、平成30年9月15日以前の入学生については、改正前の学則を適用する。

附 則

本学則は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

本学則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、令和 4年 4月 1日より施行する。

(経過措置)

- 2 別表3—3の授業科目は、令和4年4月1日以降の入学生から適用するものとし、令和3年9月15日以前の入学生については、改正前の学則を適用する。

別表 1-2

医学研究科における授業科目及び単位
(平成27年度入学者から適用)

専攻	専門分野	授業科目	単位数
生 理 系	器官構築学	肉眼解剖学 講義・演習	4
		肉眼解剖学 実験・実習	8
		顕微解剖学 講義・演習	4
		顕微解剖学 実験・実習	8
		ゲノム・遺伝学 講義・演習	4
		ゲノム・遺伝学 実験・実習	8
		器官構築学 課題研究	8
		器官構築学 研究論文演習	4
	病態生化学	分子細胞生物学 講義・演習	4
		分子細胞生物学 実験・実習	8
		代謝生化学 講義・演習	4
		代謝生化学 実験・実習	8
	生体機能制御学	分子機能生化学 講義・演習	4
		分子機能生化学 実験・実習	8
		病態生化学 課題研究	8
		病態生化学 研究論文演習	4
		細胞生理学 講義・演習	4
		細胞生理学 実験・実習	8
	分子細胞薬理学	統合生理学 講義・演習	4
		統合生理学 実験・実習	8
		生体物理工学 講義・演習	4
		生体物理工学 実験・実習	8
		生体機能制御学 課題研究	8
		生体機能制御学 研究論文演習	4
		分子細胞薬理学 講義・演習	4
		分子細胞薬理学 実験・実習	8
		分子細胞薬理学 課題研究	8
		分子細胞薬理学 研究論文演習	4
病 理 系	病理学	病理学 講義・演習	4
		病理学 実験・実習	8
		病理学 課題研究	8
		病理学 研究論文演習	4
	感染症・熱帯病学	感染症・熱帯病学 講義・演習	4
		感染症・熱帯病学 実験・実習	8
		感染症・熱帯病学 課題研究	8
		感染症・熱帯病学 研究論文演習	4
	臨床検査医学	臨床検査医学 講義・演習	4
		臨床検査医学 実験・実習	8
		臨床検査医学 課題研究	8
		臨床検査医学 研究論文演習	4

社会 医学 系	社会 医療 情報 学	社会 医療 情報 学 講義・演習	4
		社会 医療 情報 学 実験・実習	8
法 科 学	法 科 学	社会 医療 情報 学 課題研究	8
		社会 医療 情報 学 研究論文演習	4
内 科 学	内 科 学	呼吸器 内科学 講義・演習	4
		呼吸器 内科学 実験・実習	8
科 学	科 学	神経 内科学 講義・演習	4
		神経 内科学 実験・実習	8
脳 卒 中 医 学	脳 卒 中 医 学	腎臓・リウマチ膠原病内科学 講義・演習	4
		腎臓・リウマチ膠原病内科学 実験・実習	8
加 齢 医 学	加 齢 医 学	循環器 内科学 講義・演習	4
		循環器 内科学 実験・実習	8
総 合 医 療 学	総 合 医 療 学	血液 内科学 講義・演習	4
		血液 内科学 実験・実習	8
小 兒 科 学	小 児 科 学	消化器 内科学 講義・演習	4
		消化器 内科学 実験・実習	8
精 神 神 經 科 学	精神 神經 科学	糖尿病・内分泌・代謝内科学 講義・演習	4
		糖尿病・内分泌・代謝内科学 実験・実習	8
系	精神 神經 科学	腫瘍 内科学 講義・演習	4
		腫瘍 内科学 実験・実習	8
		内 科 学 課題研究	8
		内 科 学 研究論文演習	4
脳 卒 中 医 学	脳 卒 中 医 学	脳卒中医学 講義・演習	4
		脳卒中医学 実験・実習	8
加 齢 医 学	加 齢 医 学	脳卒中医学 課題研究	8
		脳卒中医学 研究論文演習	4
加 齢 医 学	加 齢 医 学	加齢医学 講義・演習	4
		加齢医学 実験・実習	8
加 齢 医 学	加 齢 医 学	加齢医学 課題研究	8
		加齢医学 研究論文演習	4
総 合 医 療 学	総 合 医 療 学	総合医学 講義・演習	4
		総合医学 実験・実習	8
総 合 医 療 学	総 合 医 療 学	総合医学 課題研究	8
		総合医学 研究論文演習	4
小 兒 科 学	小 児 科 学	小児科学 講義・演習	4
		小児科学 実験・実習	8
小 兒 科 学	小 児 科 学	小児科学 課題研究	8
		小児科学 研究論文演習	4
精神 神經 科学	精神 神經 科学	精神 神經 科学 講義・演習	4
		精神 神經 科学 実験・実習	8
精神 神經 科学	精神 神經 科学	精神 神經 科学 課題研究	8
		精神 神經 科学 研究論文演習	4

内科系	皮膚科学	皮膚科学	講義・演習	4
		皮膚科学	実験・実習	8
		皮膚科学	課題研究	8
		皮膚科学	研究論文演習	4
	放射線医学	放射線医学	講義・演習	4
		放射線医学	実験・実習	8
		放射線医学	課題研究	8
		放射線医学	研究論文演習	4
外科系	外科学	消化器・一般外科学	講義・演習	4
		消化器・一般外科学	実験・実習	8
		呼吸器・甲状腺外科学	講義・演習	4
		呼吸器・甲状腺外科学	実験・実習	8
		乳腺外科学	講義・演習	4
		乳腺外科学	実験・実習	8
	救急医学	外科学	課題研究	8
		救急医学	講義・演習	4
		救急医学	実験・実習	8
		救急医学	課題研究	8
	整形外科学	整形外科学	講義・演習	4
		整形外科学	実験・実習	8
		リハビリテーション医学	講義・演習	4
		リハビリテーション医学	実験・実習	8
		整形外科学	課題研究	8
		整形外科学	研究論文演習	4
科系	脳神経外科学	脳神経外科学	講義・演習	4
		脳神経外科学	実験・実習	8
		脳神経外科学	課題研究	8
		脳神経外科学	研究論文演習	4
	心臓血管外科学	心臓血管外科学	講義・演習	4
		心臓血管外科学	実験・実習	8
		心臓血管外科学	課題研究	8
		心臓血管外科学	研究論文演習	4
科系	産科婦人科学	産科婦人科学	講義・演習	4
		産科婦人科学	実験・実習	8
		産科婦人科学	課題研究	8
		産科婦人科学	研究論文演習	4
	眼科学	眼科学	講義・演習	4
		眼科学	実験・実習	8
		眼科学	課題研究	8
		眼科学	研究論文演習	4

外 科 系	耳 鼻 咽 喉 科 学	耳 鼻 咽 喉 科 学	講 義 · 演 習	4	
		耳 鼻 咽 喉 科 学	實 驗 · 實 習	8	
		耳 鼻 咽 喉 科 学	課 題 研 究	8	
		耳 鼻 咽 喉 科 学	研 究 論 文 演 習	4	
	泌 尿 器 科 学	泌 尿 器 科 学	講 義 · 演 習	4	
		泌 尿 器 科 学	實 驗 · 實 習	8	
		泌 尿 器 科 学	課 題 研 究	8	
		泌 尿 器 科 学	研 究 論 文 演 習	4	
	麻 醉 科 学	麻 醉 科 学	講 義 · 演 習	4	
		麻 醉 科 学	實 驗 · 實 習	8	
		麻 醉 科 学	課 題 研 究	8	
		麻 醉 科 学	研 究 論 文 演 習	4	
	小 児 外 科 学	小 児 外 科 学	講 義 · 演 習	4	
		小 児 外 科 学	實 驗 · 實 習	8	
		小 児 外 科 学	課 題 研 究	8	
		小 児 外 科 学	研 究 論 文 演 習	4	
	形 成 外 科 学	形 成 外 科 学	講 義 · 演 習	4	
		形 成 外 科 学	實 驗 · 實 習	8	
		形 成 外 科 学	課 題 研 究	8	
		形 成 外 科 学	研 究 論 文 演 習	4	
專 攻 共 通 科 目		基 礎 臨 床 共 通 講 義 I		4	
		基 礎 臨 床 共 通 講 義 II		2	

別表 1-3

医学研究科における授業科目及び単位
(平成31年度入学者から適用)

専攻	専門分野	授業科目	単位数	
生 理 系	器官構築学	肉眼解剖学 講義・演習	4	
		肉眼解剖学 実験・実習	8	
		顕微解剖学 講義・演習	4	
		顕微解剖学 実験・実習	8	
		ゲノム・遺伝学 講義・演習	4	
		ゲノム・遺伝学 実験・実習	8	
	病態生化学	器官構築学 研究論文演習	8	
		分子細胞生物学 講義・演習	4	
		分子細胞生物学 実験・実習	8	
		代謝生化学 講義・演習	4	
	生体機能制御学	代謝生化学 実験・実習	8	
		分子機能生化学 講義・演習	4	
		分子機能生化学 実験・実習	8	
		病態生化学 課題研究	8	
		病態生化学 研究論文演習	4	
		病態生理学 講義・演習	4	
病 理 系	分子細胞薬理学	病態生理学 実験・実習	8	
		統合生理学 講義・演習	4	
		統合生理学 実験・実習	8	
		生体物理工学 講義・演習	4	
		生体物理工学 実験・実習	8	
		生体機能制御学 課題研究	8	
		生体機能制御学 研究論文演習	4	
		分子細胞薬理学 講義・演習	4	
臨 床 系	病理学	分子細胞薬理学 実験・実習	8	
		分子細胞薬理学 課題研究	8	
		分子細胞薬理学 研究論文演習	4	
		病理学 講義・演習	4	
	感染症・熱帯病学	病理学 実験・実習	8	
		病理学 課題研究	8	
		病理学 研究論文演習	4	
		感染症・熱帯病学 講義・演習	4	
臨 床 系	臨床検査医学	感染症・熱帯病学 実験・実習	8	
		感染症・熱帯病学 課題研究	8	
		感染症・熱帯病学 研究論文演習	4	
		臨床検査医学 講義・演習	4	
		臨床検査医学 実験・実習	8	
		臨床検査医学 課題研究	8	
		臨床検査医学 研究論文演習	4	
		臨床検査医学 講義・演習	4	

社会 医学系	社会 医療 情報 学	社会 医療 情報 学 講義・演習 社会 医療 情報 学 実験・実習 社会 医療 情報 学 課題研究 社会 医療 情報 学 研究論文演習	4 8 8 4
	法 科 学	法 科 学 講義・演習 法 科 学 実験・実習 法 科 学 課題研究 法 科 学 研究論文演習	4 8 8 4
内 科 系	内 科 学	呼吸器 内科学 講義・演習 呼吸器 内科学 実験・実習 神経 内科学 講義・演習 神経 内科学 実験・実習 腎臓・リウマチ膠原病 内科学 講義・演習 腎臓・リウマチ膠原病 内科学 実験・実習 循環器 内科学 講義・演習 循環器 内科学 実験・実習 血液 内科学 講義・演習 血液 内科学 実験・実習 消化器 内科学 講義・演習 消化器 内科学 実験・実習 糖尿病・内分泌・代謝 内科学 講義・演習 糖尿病・内分泌・代謝 内科学 実験・実習 腫瘍 内科学 講義・演習 腫瘍 内科学 実験・実習 内科学 課題研究 内科学 研究論文演習	4 8 4 8 4 8 4 8 4 8 4 8 4 8 4 8 4
		脳卒中医学 講義・演習 脳卒中医学 実験・実習 脳卒中医学 課題研究 脳卒中医学 研究論文演習	4 8 8 4
		加齢医学 講義・演習 加齢医学 実験・実習 加齢医学 課題研究 加齢医学 研究論文演習	4 8 8 4
		総合医療学 講義・演習 総合医療学 実験・実習 総合医療学 課題研究 総合医療学 研究論文演習	4 8 8 4
		小児科学 講義・演習 小児科学 実験・実習 小児科学 課題研究 小児科学 研究論文演習	4 8 8 4

内 科 系	精神神経科学	精神神経科学	講義・演習	4
		精神神経科学	実験・実習	8
		精神神経科学	課題研究	8
		精神神経科学	研究論文演習	4
	皮膚科学	皮膚科学	講義・演習	4
		皮膚科学	実験・実習	8
		皮膚科学	課題研究	8
		皮膚科学	研究論文演習	4
	放射線医学	放射線医学	講義・演習	4
		放射線医学	実験・実習	8
		放射線医学	課題研究	8
		放射線医学	研究論文演習	4
外 科 系	外科学	消化器・一般外科学	講義・演習	4
		消化器・一般外科学	実験・実習	8
		呼吸器・甲状腺外科学	講義・演習	4
		呼吸器・甲状腺外科学	実験・実習	8
		乳腺外科学	講義・演習	4
		乳腺外科学	実験・実習	8
	救急医学	外科学	課題研究	8
		外科学	研究論文演習	4
		救急医学	講義・演習	4
		救急医学	実験・実習	8
	整形外科学	救急医学	課題研究	8
		救急医学	研究論文演習	4
		整形外科学	講義・演習	4
		整形外科学	実験・実習	8
		リハビリテーション医学	講義・演習	4
		リハビリテーション医学	実験・実習	8
脳 神 経 外 科 学	脳神経外科学	整形外科学	課題研究	8
		整形外科学	研究論文演習	4
		脳神経外科学	講義・演習	4
		脳神経外科学	実験・実習	8
	心臓血管外科学	脳神経外科学	課題研究	8
		脳神経外科学	研究論文演習	4
		心臓血管外科学	講義・演習	4
		心臓血管外科学	実験・実習	8
産 科 婦 人 科 学	心臓血管外科学	心臓血管外科学	課題研究	8
		心臓血管外科学	研究論文演習	4
		産科婦人科学	講義・演習	4
		産科婦人科学	実験・実習	8
	産科婦人科学	産科婦人科学	課題研究	8
		産科婦人科学	研究論文演習	4

外 科 系	眼 科 学	眼 科 学	講 義 · 演 習	4	
		眼 科 学	實 驗 · 實 習	8	
		眼 科 学	課 題 研 究	8	
		眼 科 学	研 究 論 文 演 習	4	
	耳 鼻 咽 喉 科 学	耳 鼻 咽 喉 科 学	講 義 · 演 習	4	
		耳 鼻 咽 喉 科 学	實 驗 · 實 習	8	
		耳 鼻 咽 喉 科 学	課 題 研 究	8	
		耳 鼻 咽 喉 科 学	研 究 論 文 演 習	4	
泌 尿 器 科 学	泌 尿 器 科 学	泌 尿 器 科 学	講 義 · 演 習	4	
		泌 尿 器 科 学	實 驗 · 實 習	8	
		泌 尿 器 科 学	課 題 研 究	8	
		泌 尿 器 科 学	研 究 論 文 演 習	4	
麻 醉 科 学	麻 醉 科 学	麻 醉 科 学	講 義 · 演 習	4	
		麻 醉 科 学	實 驗 · 實 習	8	
		麻 醉 科 学	課 題 研 究	8	
		麻 醉 科 学	研 究 論 文 演 習	4	
小 児 外 科 学	小 児 外 科 学	小 児 外 科 学	講 義 · 演 習	4	
		小 児 外 科 学	實 驗 · 實 習	8	
		小 児 外 科 学	課 題 研 究	8	
		小 児 外 科 学	研 究 論 文 演 習	4	
形 成 外 科 学	形 成 外 科 学	形 成 外 科 学	講 義 · 演 習	4	
		形 成 外 科 学	實 驗 · 實 習	8	
		形 成 外 科 学	課 題 研 究	8	
		形 成 外 科 学	研 究 論 文 演 習	4	
專 攻 共 通 科 目		基 礎 臨 床 共 通 講 義 I		4	
		基 礎 臨 床 共 通 講 義 II		2	

別表 1-4

医学研究科における授業科目及び単位
(令和4年度入学者からの適用)

科目区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
科目共通	特別研究	8	
	医学研究講義 I	4	
専門科目	医学研究講義 II	2	
	脳神経内科学 講義・演習		4
	脳神経内科学 実験・実習		4
	脳神経内科学 課題研究		8
	呼吸器内科学 講義・演習		4
	呼吸器内科学 実験・実習		4
	呼吸器内科学 課題研究		8
	腎臓・リウマチ膠原病内科学 講義・演習		4
	腎臓・リウマチ膠原病内科学 実験・実習		4
	腎臓・リウマチ膠原病内科学 課題研究		8
	循環器内科学 講義・演習		4
	循環器内科学 実験・実習		4
	循環器内科学 課題研究		8
	血液内科学 講義・演習		4
	血液内科学 実験・実習		4
	血液内科学 課題研究		8
	糖尿病・内分泌・代謝内科学 講義・演習		4
	糖尿病・内分泌・代謝内科学 実験・実習		4
	糖尿病・内分泌・代謝内科学 課題研究		8
	消化器内科学 講義・演習		4
	消化器内科学 実験・実習		4
	消化器内科学 課題研究		8
	腫瘍内科学 講義・演習		4
	腫瘍内科学 実験・実習		4
	腫瘍内科学 課題研究		8
	高齢医学 講義・演習		4
	高齢医学 実験・実習		4
	高齢医学 課題研究		8
	精神神経科学 講義・演習		4
	精神神経科学 実験・実習		4
	精神神経科学 課題研究		8

専門科目

専門科目

別表4

授業料その他の学納金

学 生 区 分	学納金等 区 分	医学研究科 博士課程	保健学研究科				国際協力研究科	
			博士前期課程		博士後期課程		博 士 前期課程	博 士 後期課程
			保健学専攻	看護学専攻	保健学専攻	看護学専攻		
大 学 院 生	※入学料	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円
	授 業 料 (年 額)	600,000円	500,000円	800,000円	500,000円	600,000円	450,000円	450,000円
	施設設備費 (初年度)	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円

※ 本学の学部卒業者及び大学院修了者が入学する場合には、入学料を免除する。

○杏林大学学位規程

制定 昭和51年 4月 1日
改正 昭和57年11月 1日
(省略)
令和 3年12月 3日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、杏林大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位の名称は次のとおりとする。

1 学士		
医学部	学士 (医学)	
保健学部		
臨床検査技術学科	学士 (保健衛生学)	
健康福祉学科	学士 (保健衛生学)	
看護学科	学士 (看護学)	
臨床工学科	学士 (臨床工学)	
救急救命学科	学士 (救急救命学)	
理学療法学科	学士 (理学療法学)	
作業療法学科	学士 (作業療法学)	
診療放射線技術学科	学士 (診療放射線学)	
臨床心理学科	学士 (臨床心理学)	
総合政策学部		
総合政策学科	学士 (総合政策学)	
企業経営学科	学士 (企業経営学)	
外国語学部		
英語学科	学士 (文学)	
中国語学科	学士 (中国語コミュニケーション学)	
観光交流文化学科	学士 (観光交流文化学)	
2 修士		
保健学研究科		
保健学専攻	修士 (保健学)	
看護学専攻	修士 (看護学)	
臨床心理学専攻	修士 (臨床心理学)	
国際協力研究科		
国際開発専攻	修士 (開発学)	
国際医療協力専攻	修士 (国際医療協力)	
グローバル・コミュニケーション専攻	修士 (学術)	
3 博士		
医学研究科	博士 (医学)	
保健学研究科		
保健学専攻	博士 (保健学)	
看護学専攻	博士 (看護学)	
国際協力研究科	博士 (学術)	

(学士の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則第39条に基づき、学部卒業の認定をうけた者に授与する。

(修士の授与要件)

第4条 修士の学位は、大学院博士前期課程を修了した者に授与する。

(課程修了による博士の授与要件)

第5条 博士の学位は、大学院博士課程を修了した者に授与する。

(論文提出による博士の授与要件)

第6条 博士の学位は、前条に規定する者のほか研究科委員会の承認を得て学位論文を提出して論文の審査に合格し、かつ大学院博士課程の修了者と同等以上の学力があることを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与する。

(学力の確認の特例)

第7条 大学院博士課程における教育課程を終え、学位論文を提出しないで退学した者のうち、退学の日から起算して2年以内に論文による博士の学位を申請した者の学力の確認は、研究科委員会が適当と認めた場合に一部若しくはすべてを行わぬことができる。

2 研究科委員会が認めた場合には業績及び経歴の審査を以て学力の確認の一部若しくはすべてに代えることができる。

(課程による学位の申請)

第8条 第4条の規定に基づき修士の学位を申請する者は、在学期間中に学位論文2部を指導教授を通じて当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、学位論文の審査に代えることができる。

3 第5条の規定に基づき博士の学位を申請する者は、在学期間中に主科目担当の指導教授の指示する時期までに論文並びに論文審査手数料を添えて、研究科長を経て学長に提出するものとする。

(論文提出による学位の申請)

第9条 第6条の規定に基づき博士の学位を申請する者は、論文のほかに別紙様式第1による学位申請書及び本人の履歴書・論文目録を学長に提出し、別に定める論文審査手数料を納付しなければならない。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、標型又は標本等を提出させることがある。

(審査の付託)

第10条 学長は学位論文を受理したときは当該研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(審査委員の選出)

第11条 前条の審査を付託された研究科委員会は、当該研究科委員会委員3人以上からなる審査委員を選出するものとする。

2 審査には必要に応じ、前項の審査委員以外の他の大学院又は研究所等の教員等（学外審査委員という。）又は本学大学院専任教員をもってあてることができる。

3 審査委員の選出は、前項の学外審査委員等の積極的な登用などにより、審査に係る透明性・客観性を確保するよう努めなければならない。

(教員等の責務)

第11条の2 審査に関わる教員等は、法令その他本学が定める諸規程を遵守することはもとより、高い倫理観と社会的良識を持って、公正かつ誠実な職務の遂行を行うこととする。

(公開発表会)

第11条の3 当該研究科長は、審査に当たり、公開発表会を開催しなければならない。

- 2 当該研究科長は、前項の公開発表会に係る日程等を開催日程通知（別紙様式第6）により学長に報告するものとする。
- 3 当該研究科長は、公開発表会開催日の1週間前までに開催日程を論文申請者に通知するとともに公示しなければならない。
- 4 審査委員は、公開発表会に出席しなければならない。
(通報・相談窓口の設置)

第11条の4 審査に係る不正等の本学内外からの通報（告発）を受け付ける窓口を大学事務部に設置する。

- 2 審査に係る相談窓口を各研究科事務部に設置する。
- 3 通報・相談窓口の設置については、関係者に周知しなければならない。
(調査委員会の設置)

第11条の5 学長は、通報等により、不正等が疑われる情報を知り得たときは、速やかに調査委員会を設置して事実関係を調査しなければならない。

- 2 調査委員会の委員は次の中から学長が指名する。
 - (1) 学長が指名する研究科長
 - (2) 不正が疑われる教員の所属する学部長又は研究科長
 - (3) 不正が疑われる教員の所属学部又は研究科以外の教授 2名
 - (4) 事務局長
 - (5) 大学事務部長
 - (6) その他特に必要と認められる者 若干名
- 3 調査委員会の委員長は、前項第1号により指名された研究科長をもって充てる。
(調査結果の公表)

第11条の6 調査委員会の委員長は、調査が完了したときは報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに学長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告書は、教員が事実として認めたものでなければ、提出してはならない。
- 3 学長は、報告書に基づき、速やかに調査結果を公表しなければならない。
(審査、試験及び試問)

第12条 審査委員は論文の審査、試験及び試問の施行に当る。

- 2 最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について口頭又は筆記により行う。
- 3 第9条により学位を申請した者に対する試問は口頭及び筆記とし、外国語については1ヵ国語を課することを原則とする。
(審査期間)

第13条 前条に規定する論文の審査、試験及び試問は論文が受理された後できるだけすみやかに終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

- 2 保健学研究科及び国際協力研究科における修士論文の審査及び試験は在学期間に終了しなければならない。
(審査委員の報告)

第14条 審査委員は論文の審査、試験及び試問を終了したときは、直ちに論文審査の要旨、試験及び試問の結果の要旨並びに成績を文書で当該研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第15条 前条の報告を受けた研究科委員会は審議のうえ、学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の審議を行うための研究科委員会は、海外出張中又は休職中の者を除き研究科委員会委員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 第1項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。
(学長への審議結果の報告)

第16条 前条の研究科委員会の審議結果を、研究科長は、文書により学長に報告しなければならない。
(学位の授与)

第17条 学長は前条の報告に基づいて、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与する。
2 学位記は別紙様式第2、様式第3、様式第4及び様式第5による。
3 学位は、学位授与原簿に登載する。
(文部科学大臣への報告)

第18条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、授与した日から3月以内にこれをインターネットの利用により文部科学大臣に報告する。
(学位論文の要旨及び審査の要旨の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与した日から3月以内に、学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。
(論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に、すでに論文を公表しているときは、この限りでない。
2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。
3 前2項の規定による学位論文の公表は、インターネットの利用により行うものとする。
(学位の称号)

第21条 本学で学位を授与された者が、学位の称号を用いるときは「杏林大学」と明記しなければならない。
(学位授与の取消)

第22条 学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会並びに大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させるとともに、その旨を公表する。
2 当該研究科委員会において、前項の議決を行う場合は、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

附 則

この規程は、昭和51年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は、昭和57年11月 1日より施行する。

附 則

この規程は、昭和59年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は、昭和61年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5年 4月 1日から施行する。ただし、第12条第3項の規定は、平成 4年11月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20年 6月 1日から施行する。ただし、第2条第1項中、保健学部理学療法学科 学士（理学療法学）については、平成 21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21年 3月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23年 10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の第19条の規定は、平成 25年 4月 1日以降に博士の学位を授与した場合に適用し、平成 25年 3月 31日までに博士の学位を授与した場

合は、改正前の規程を適用する。

- 3 この規程による改正後の第20条の規定は、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与された者について適用し、平成25年3月31日までに博士の学位を授与された者については、改正前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の第2条の規定は、平成31年4月1日以降の入学生に適用し、平成30年9月15日以前の入学生については、改正前の規程を適用する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

別紙様式第 1

年 月 日

杏林大学長 殿

申請者 氏名 印

学 位 申 請 書

貴学学位規程第9条第 項の規定により、論文に論文要旨、履歴書
及び所定の論文審査手数料を添えて博士の学位の授与を申請いたします。

別紙様式第 2

博甲 第 号

学 位 記



氏 名
生年月日

杏林大学大学院 学研究科博士課程において 学専攻の
所定単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格した よって博士
() の学位を授与する

年 月 日

杏林大学大学院 学研究科長 印
杏 林 大 学 長 印

別紙様式第3

博乙 第 号

学 位 記

杏林
大学

氏 名
生年月日

杏林大学に博士（　　）の学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格した よって博士（　　）の学位を授与する

年 月 日

杏林大学大学院 学研究科長 印
杏 林 大 学 長 印

別紙様式第4

修 第 号

学 位 記

杏林
大学

氏 名
生年月日

杏林大学大学院 学研究科博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格した よって修士（　　）の学位を授与する

年 月 日

杏林大学大学院 学研究科長 印
杏 林 大 学 長 印

別紙様式第5

		第	号
学位記			
杏林 大学		氏名	
		年月日	生
杏林大学学則に定める 学を卒業したので学士（		学部	学科所定の課程を修め本 ）の学位を授与する
年月日		杏林大学	学部長
		杏林大学長	印

別紙様式第6

公開発表会開催日程通知		
杏林大学長	殿	平成 年 月 日
		研究科長名 印
申請者氏名		
上記の者の論文審査のための公開発表会を、下記のとおり実施します。		
記		
1 日 時	平成 年 月 日 時 分から	
2 場 所		

○杏林大学大学院医学研究科履修規程

制定 平成 7年 3月27日
改正 平成11年11月17日
(省略)
令和 4年 4月20日

(目的)

第1条 医学研究科の履修は、杏林大学大学院学則（以下「学則」という。）によるもののほか、必要と認める事項について本規程で定めることを目的とする。

(コースおよび授業科目)

第2条 学則第4条に定める専攻にコースを置き、学生はコースのいずれかに所属し、定められた授業科目を履修する。

2 学則第21条に定める主科目は、所属するコースの授業科目及び特別研究とする。副科目は、所属するコース以外の授業科目及び医学研究講義I並びに医学研究講義IIとする。

3 第1項に定めるコース及び前項に定める授業科目並びにその英語表記は、別表1の通りとする。

(所要単位)

第3条 学則第26条の2第1号に規定する修了に必要な単位数は、次の各号に定める単位を含め30単位以上修得するものとする。

(1) 主科目は24単位を必修とする。

(2) 副科目のうち、医学研究講義Iおよび医学研究講義II 計6単位を必修とする。

(履修方法)

第4条 学則第20条に基づき、学生は指導教授の指示をうけ、指定された期日までに履修計画を研究科長に提出し、主科目及び副科目を履修し、必要な研究指導を受ける。

2 学則第22条第2項に基づき、指導教授が研究指導上有益と認めた場合には、医学研究科委員会の議を経て、他の研究科又は他大学院等の授業科目を履修させ、15単位を超えない範囲で認定することができる。

3 学則第22条第3項に基づく他の大学院での既修得単位については、医学研究科委員会で適当と判断された場合に限り、15単位を超えない範囲で認定することができる。

4 前2項の規定により認定できる単位数は合わせて20単位を超えないものとし、当該単位数と修得に要した期間等を勘案して、1年を超えない範囲で本学の在学期間として算入することができる。

5 第2項および第3項により修得した単位を本研究科の授業科目の単位として認定を受けようとするときは、単位認定申請書および必要書類を提出し、医学研究科委員会の議を経て、研究科長の承認を得なければならない。

6 指導教授が研究指導上有益と認めた場合には、医学研究科委員会の議を経て、国内外の大学又は研究施設等において必要な研究指導を受けさせることができる。

(成績評価)

第5条 履修科目の総合判定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語で示す。

- 2 前項の各評語は、総合判定を100点とした場合、Sが90点以上、Aが80点以上90点未満、Bが70点以上80点未満、Cが60点以上70点未満、Dが60点未満を意味し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。
- 3 単位認定を受けた科目的評語はN（英文証明書の評語はP）とする。

(G P A)

第5条の2 前条の成績の評価（単位認定科目は除く）に対して次項によるグレード

・ポイント（以下「G P」という。）を設定し、下記の計算式によりG Pの平均（以下「G P A」という。）を算出する。

$G P A = \{(各学期の評価を受けた科目のG P) \times (当該科目の単位数)\} の累計 / (各学期配当の履修登録の単位数の合計) の累計$

- 2 成績の評価に対するG Pは、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、Dが0点とする。

(単位計算方法)

第6条 各専攻の授業科目の単位については、学則別表の定めるところによる。

- 2 単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については毎週1時間から2時間、15週の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については毎週2時間から3時間、15週の授業をもって1単位とする。

(コースの変更)

第7条 研究の進展等により在学中にコースの変更を希望する者は当該指導教授の許可を得た上で医学研究科委員会の議を経てこれを許可する。

- 2 この場合、変更後の修学年限については医学研究科委員会の議を経るものとする。

(特別研究生等)

第8条 他の研究科の学生で、医学研究科の授業科目の履修を希望する者は、学則第47条の2に定める科目等履修生の規程を準用する。

- 2 学則第47条に定める以外の特別研究生の受入れについては、杏林大学大学院医学研究科特別研究生規程に従う。

(その他)

第9条 医学研究科の履修について学則及びこの規程にない事項は、すべて医学研究科委員会の定めに従うものとする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第2条第2項及び第6条は、平成22年4月1日以降の入学生に適用し、平成21年10月1日以前の入学生については、改正前の規程を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年度以降の入学生に適用し、平成24年度以前の入学生については、改正前の規程を適用する。

附 則

- 1 この規程は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第2条は、令和4年4月1日以降の入学生に適用し、令和3年9月15日以前の入学生については、改正前の以下の規程を適用する。
(専攻及び専門分野)

第2条 本研究科に次の専攻をおく。

生理系、病理系、社会医学系、内科系、外科系

2 各専攻の中に次の専門分野をおく。

生 理 系：器官構築学、病態生化学、生体機能制御学、分子細胞薬理学

病 理 系：病理学、感染症・熱帯病学、臨床検査医学

社会医学系：社会医療情報学、法科学

内 科 系：内科学、加齢医学、総合医療学、小児科学、精神神経科学、
皮膚科学、放射線医学、脳卒中医学

外 科 系：外科学、救急医学、整形外科学、脳神経外科学、心臓血管外科学、
産科婦人科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、泌尿器科学、麻酔科学、
小児外科学、形成外科学

(授業科目の区分)

第3条 医学研究科の授業科目は、主科目及び副科目とする。

- (1) 主科目は、当該専門分野の授業科目とする。
- (2) 副科目は、前号以外の授業科目及び専攻共通科目とする

- 3 この規程による改正後の第3条の規程は、令和4年4月1日以降の入学生に適用し、令和3年9月15日以前の入学生については、改正前の以下の規程を適用する。

(所要単位)

第6条 学則第26条の2第1号に規定する修了に必要な単位数は、次の各号に定める単位を含め30単位以上修得するものとする。

- (1) 主科目は12単位以上を必修とする。
- (2) 専攻共通科目は6単位を必修とする。

4 この規程による改正後の第4条第1項は、令和4年4月1日以降の入学生に適用し、令和3年9月15日以前の入学生については、改正前の以下の規程を適用する。

(履修方法)

第4条 学生は、指導教授の指示又は許可により主科目、副科目並びに専攻共通科目を履修し、必要な研究指導を受ける。

2 学生は、指導教授の許可を得て必要に応じ他専攻の授業科目を副科目として履修することができる。

5 この規程による改正後の第6条第1項は、令和4年4月1日以降の入学生に適用し、令和3年9月15日以前の入学生については、改正前の以下の規程を適用する。

(単位計算方法)

第7条 各専攻の授業科目の単位については、学則別表の定めるところによる。

6 この規程による改正後の第7条は、令和4年4月1日以降の入学生から適用し、令和3年9月15日以前の入学生については、改正前の以下の規程を適用する。

(専攻及び専門分野の変更)

第8条 研究の進展等により在学中に専攻及び専門分野の変更を希望する者は当該指導教授の許可を得た上で医学研究科委員会の議を経てこれを許可する。

2 この場合、変更後の修学年限については医学研究科委員会の議を経るものとする。

別表 1

コース名	授業科目
脳神経内科学 (Neurology)	脳神経内科学講義・演習 (Neurology Lecture/ Seminar) 脳神経内科学実験・実習 (Neurology Laboratory/Practicum) 脳神経内科学課題研究 (Neurology Research)
呼吸器内科学 (Respiratory Medicine)	呼吸器内科学講義・演習 (Respiratory Medicine Lecture/ Seminar) 呼吸器内科学実験・実習 (Respiratory Medicine Laboratory/Practicum) 呼吸器内科学課題研究 (Respiratory Medicine Research)
腎臓・リウマチ膠原病内科学 (Nephrology& Rheumatology)	腎臓・リウマチ膠原病内科学講義・演習 (Nephrology& Rheumatology Lecture/ Seminar) 腎臓・リウマチ膠原病内科学実験・実習 (Nephrology& Rheumatology Laboratory/Practicum) 腎臓・リウマチ膠原病内科学課題研究 (Nephrology& Rheumatology Research)
循環器内科学 (Cardiovascular Medicine)	循環器内科学講義・演習 (Cardiovascular Medicine Lecture/ Seminar) 循環器内科学実験・実習 (Cardiovascular Medicine Laboratory/Practicum) 循環器内科学課題研究 (Cardiovascular Medicine Research)
血液内科学 (Hematology)	血液内科学講義・演習 (Hematology Lecture/ Seminar) 血液内科学実験・実習 (Hematology Laboratory/Practicum) 血液内科学課題研究 (Hematology Research)
糖尿病・内分泌・代謝内科学 (Diabetes,Endocrinology & Metabolism)	糖尿病・内分泌・代謝内科学 講義・演習 (Diabetes,Endocrinology & Metabolism Lecture/ Seminar) 糖尿病・内分泌・代謝内科学 実験・実習 (Diabetes,Endocrinology & Metabolism Laboratory/Practicum) 糖尿病・内分泌・代謝内科学 課題研究 (Diabetes,Endocrinology & Metabolism Research)
消化器内科学 (Gastroenterology and Hepatology)	消化器内科学 講義・演習 (Gastroenterology and Hepatology Lecture/ Seminar) 消化器内科学 実験・実習 (Gastroenterology and Hepatology Laboratory/Practicum) 消化器内科学 課題研究 (Gastroenterology and Hepatology Research)
腫瘍内科学 (Medical Oncology)	腫瘍内科学 講義・演習 (Medical Oncology Lecture/ Seminar) 腫瘍内科学 実験・実習 (Medical Oncology Laboratory/Practicum) 腫瘍内科学 課題研究 (Medical Oncology Research)

第3類（杏林大学大学院医学研究科履修規程）

高齢医学 (Geriatric Medicine)	高齢医学 講義・演習 (Geriatric Medicine Lecture/ Seminar) 高齢医学 実験・実習 (Geriatric Medicine Laboratory/Practicum) 高齢医学 課題研究 (Geriatric Medicine Research)
精神神経科学 (Neuropsychiatry)	精神神経科学 講義・演習 (Neuropsychiatry Lecture/ Seminar) 精神神経科学 実験・実習 (Neuropsychiatry Laboratory/Practicum) 精神神経科学 課題研究 (Neuropsychiatry Research)
小児科学 (Pediatrics)	小児科学 講義・演習 (Pediatrics Lecture/ Seminar) 小児科学 実験・実習 (Pediatrics Laboratory/Practicum) 小児科学 課題研究 (Pediatrics Research)
消化器・一般外科学 (Gastrointestinal & General Surgery)	消化器・一般外科学 講義・演習 (Gastrointestinal & General Surgery Lecture/ Seminar) 消化器・一般外科学 実験・実習 (Gastrointestinal & General Surgery Laboratory/Practicum) 消化器・一般外科学 課題研究 (Gastrointestinal & General Surgery Research)
呼吸器・甲状腺外科学 (General Thoracic & Thyroid Surgery)	呼吸器・甲状腺外科学 講義・演習 (General Thoracic & Thyroid Surgery Lecture/ Seminar) 呼吸器・甲状腺外科学 実験・実習 (General Thoracic & Thyroid Surgery Laboratory/Practicum) 呼吸器・甲状腺外科学 課題研究 (General Thoracic & Thyroid Surgery Research)
乳腺外科学 (Breast Surgery)	乳腺外科学 講義・演習 (Breast Surgery Lecture/ Seminar) 乳腺外科学 実験・実習 (Breast Surgery Laboratory/Practicum) 乳腺外科学 課題研究 (Breast Surgery Research)
小児外科学 (Pediatric Surgery)	小児外科学 講義・演習 (Pediatric Surgery Lecture/ Seminar) 小児外科学 実験・実習 (Pediatric Surgery Laboratory/Practicum) 小児外科学 課題研究 (Pediatric Surgery Research)
救急医学 (Acute Medicine)	救急医学 講義・演習 (Acute Medicine Lecture/ Seminar) 救急医学 実験・実習 (Acute Medicine Laboratory/Practicum) 救急医学 課題研究 (Acute Medicine Research)
脳神経外科学 (Neurosurgery)	脳神経外科学 講義・演習 (Neurosurgery Lecture/ Seminar) 脳神経外科学 実験・実習

第3類（杏林大学大学院医学研究科履修規程）

	(Neurosurgery Laboratory/Practicum) 脳神経外科学 課題研究 (Neurosurgery Research)
心臓血管外科学 (Cardiovascular Surgery)	心臓血管外科学 講義・演習 (Cardiovascular Surgery Lecture/ Seminar) 心臓血管外科学 実験・実習 (Cardiovascular Surgery Laboratory/Practicum) 心臓血管外科学 課題研究 (Cardiovascular Surgery Research)
整形外科学 (Orthopedics)	整形外科学 講義・演習 (Orthopedics Lecture/ Seminar) 整形外科学 実験・実習 (Orthopedics Laboratory/Practicum) 整形外科学 課題研究 (Orthopedics Research)
皮膚科学 (Dermatology)	皮膚科学 講義・演習 (Dermatology Lecture/ Seminar) 皮膚科学 実験・実習 (Dermatology Laboratory/Practicum) 皮膚科学 課題研究 (Dermatology Research)
形成外科学 (Plastic Surgery)	形成外科学 講義・演習 (Plastic Surgery Lecture/ Seminar) 形成外科学 実験・実習 (Plastic Surgery Laboratory/Practicum) 形成外科学 課題研究 (Plastic Surgery Research)
泌尿器科学 (Urology)	泌尿器科学 講義・演習 (Urology Lecture/ Seminar) 泌尿器科学 実験・実習 (Urology Laboratory/Practicum) 泌尿器科学 課題研究 (Urology Research)
眼科学 (Ophthalmology)	眼科学 講義・演習 (Ophthalmology Lecture/ Seminar) 眼科学 実験・実習 (Ophthalmology Laboratory/Practicum) 眼科学 課題研究 (Ophthalmology Research)
耳鼻咽喉科学 (Otorhinolaryngology)	耳鼻咽喉科学 講義・演習 (Otorhinolaryngology Lecture/ Seminar) 耳鼻咽喉科学 実験・実習 (Otorhinolaryngology Laboratory/Practicum) 耳鼻咽喉科学 課題研究 (Otorhinolaryngology Research)
産科婦人科学 (Obstetrics & Gynecology)	産科婦人科学 講義・演習 (Obstetrics & Gynecology Lecture/ Seminar) 産科婦人科学 実験・実習 (Obstetrics & Gynecology Laboratory/Practicum) 産科婦人科学 課題研究 (Obstetrics & Gynecology Research)

放射線医学 (Radiology)	放射線医学 講義・演習 (Radiology Lecture/ Seminar) 放射線医学 実験・実習 (Radiology Laboratory/Practicum) 放射線医学 課題研究 (Radiology Research)
放射線腫瘍学 (Radiation Oncology)	放射線腫瘍学 講義・演習 (Radiation Oncology Lecture/ Seminar) 放射線腫瘍学 実験・実習 (Radiation Oncology Laboratory/Practicum) 放射線腫瘍学 課題研究 (Radiation Oncology Research)
麻酔科学 (Anesthesiology)	麻酔科学 講義・演習 (Anesthesiology Lecture/ Seminar) 麻酔科学 実験・実習 (Anesthesiology Laboratory/Practicum) 麻酔科学 課題研究 (Anesthesiology Research)
臨床検査医学 (Laboratory Medicine)	臨床検査医学 講義・演習 (Laboratory Medicine Lecture/ Seminar) 臨床検査医学 実験・実習 (Laboratory Medicine Laboratory/Practicum) 臨床検査医学 課題研究 (Laboratory Medicine Research)
総合医療学 (General Medicine)	総合医療学 講義・演習 (General Medicine Lecture/ Seminar) 総合医療学 実験・実習 (General Medicine Laboratory/Practicum) 総合医療学 課題研究 (General Medicine Research)
リハビリテーション医学 (Physical Medicine and Rehabilitation)	リハビリテーション医学 講義・演習 (Physical Medicine and Rehabilitation Lecture/ Seminar) リハビリテーション医学 実験・実習 (Physical Medicine and Rehabilitation Laboratory/Practicum) リハビリテーション医学 課題研究 (Physical Medicine and Rehabilitation Research)
脳卒中医学 (Stroke and Cerebrovascular Medicine)	脳卒中医学 講義・演習 (Stroke and Cerebrovascular Medicine Lecture/ Seminar) 脳卒中医学 実験・実習 (Stroke and Cerebrovascular Medicine Laboratory/Practicum) 脳卒中医学 課題研究 (Stroke and Cerebrovascular Medicine Research)
肉眼解剖学 (Anatomy)	肉眼解剖学 講義・演習 (Anatomy Lecture/ Seminar) 肉眼解剖学 実験・実習 (Anatomy Laboratory/Practicum) 肉眼解剖学 課題研究 (Anatomy Research)
顕微解剖学 (Microscopic Anatomy)	顕微解剖学 講義・演習 (Microscopic Anatomy Lecture/ Seminar) 顕微解剖学 実験・実習

	(Microscopic Anatomy Laboratory/Practicum) 顎微解剖学 課題研究 (Microscopic Anatomy Research)
統合生理学 (Integrative Physiology)	統合生理学 講義・演習 (Integrative Physiology Lecture/ Seminar) 統合生理学 実験・実習 (Integrative Physiology Laboratory/Practicum) 統合生理学 課題研究 (Integrative Physiology Research)
病態生理学 (Medical Physiology)	病態生理学 講義・演習 (Medical Physiology Lecture/ Seminar) 病態生理学 実験・実習 (Medical Physiology Laboratory/Practicum) 病態生理学 課題研究 (Medical Physiology Research)
代謝生化学 (Metabolism)	代謝生化学 講義・演習 (Metabolism Lecture/ Seminar) 代謝生化学 実験・実習 (Metabolism Laboratory/Practicum) 代謝生化学 課題研究 (Metabolism Research)
細胞生化学 (Cellular Biochemistry)	細胞生化学 講義・演習 (Cellular Biochemistry Lecture/ Seminar) 細胞生化学 実験・実習 (Cellular Biochemistry Laboratory/Practicum) 細胞生化学 課題研究 (Cellular Biochemistry Research)
薬理学 (Pharmacology)	薬理学 講義・演習 (Pharmacology Lecture/ Seminar) 薬理学 実験・実習 (Pharmacology Laboratory/Practicum) 薬理学 課題研究 (Pharmacology Research)
病理学 (Pathology)	病理学 講義・演習 (Pathology Lecture/ Seminar) 病理学 実験・実習 (Pathology Laboratory/Practicum) 病理学 課題研究 (Pathology Research)
感染症学 (Infectious Diseases)	感染症学 講義・演習 (Infectious Diseases Lecture/ Seminar) 感染症学 実験・実習 (Infectious Diseases Laboratory/Practicum) 感染症学 課題研究 (Infectious Diseases Research)
衛生学・公衆衛生学 (Hygiene and Public Health)	衛生学・公衆衛生学 講義・演習 (Hygiene and Public Health Lecture/ Seminar) 衛生学・公衆衛生学 実験・実習 (Hygiene and Public Health Laboratory/Practicum) 衛生学・公衆衛生学 課題研究 (Hygiene and Public Health Research)

法医学 (Legal Medicine)	法医学 講義・演習 (Legal Medicine Lecture/ Seminar) 法医学 実験・実習 (Legal Medicine Laboratory/Practicum) 法医学 課題研究 (Legal Medicine Research)
発生・遺伝学 (Development & Genetics)	発生・遺伝学 講義・演習 (Development & Genetics Lecture/ Seminar) 発生・遺伝学 実験・実習 (Development & Genetics Laboratory/Practicum) 発生・遺伝学 課題研究 (Development & Genetics Research)
生体物理工学 (Biophysical Engineering)	生体物理工学 講義・演習 (Biophysical Engineering Lecture/ Seminar) 生体物理工学 実験・実習 (Biophysical Engineering Laboratory/Practicum) 生体物理工学 課題研究 (Biophysical Engineering Research)
分子機能生化学コース (Functional Molecular Biochemistry)	分子機能生化学 講義・演習 (Functional Molecular Biochemistry Lecture/ Seminar) 分子機能生化学 実験・実習 (Functional Molecular Biochemistry Laboratory/Practicum) 分子機能生化学 課題研究 (Functional Molecular Biochemistry Research)
共通科目	特別研究 (Thesis Research) 医学研究講義 I (Medical Research Lecture I) 医学研究講義 II (Medical Research Lecture II)

杏林大学大学院医学研究科学位論文取扱内規

制定 昭和58年12月23日
改正 平成 4年11月 1日
(省略)
平成30年 4月18日

(主旨)

第1条 杏林大学大学院医学研究科（以下「研究科」という。）における学位論文の申請資格及び審査等については杏林大学大学院学則及び杏林大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほかこの内規による。

(課程による学位の申請)

第2条 研究科の博士課程履修者が、学位規程第8条第3項の規定により学位論文の申請を行う場合は指導教授の指示により次の各号の書類を提出するものとする。

(1) 学位論文	10部
(2) 論文目録（様式2）	10部
(3) 学位論文要旨（様式3）	10部
(4) 履歴書（様式4）	10部
(5) 論文審査手数料払込控（銀行発行）	1通
(6) 単位取得表	1通

2 前項の書類のほか、申請者は必要に応じて副論文を提出することができる。この場合の提出部数は10部とする。

3 論文審査手数料は50,000円とする。

4 第1項に該当する学位論文は、未印刷公表であっても差し支えないものとする。
ただし、学位を授与された日から1年以内にその論文を印刷公表しなければならない。（学位規則「文部省令第9条」による。）なお、公表された学位論文の別刷若しくは、フルテキストのPDFをデータで速やかに医学部事務課に提出すること。

(論文提出による学位の申請)

第3条 研究科の博士課程を経ない者が学位規程第9条第1項の規定により学位論文の申請を行う場合は、学位申請書に次の各号の書類及び第5項に規定した学位論文審査手数料を添え提出するものとする。

(1) 学位論文	10部
(2) 副論文（1編以上）	10部
(3) 論文目録（様式2）	10部
(4) 学位論文要旨（様式3）	10部
(5) 履歴書（様式4）	10部
(6) 写真（名刺型、半身脱帽、3ヶ月以内のもの）	2枚
(7) 戸籍抄本、外国人にあってはこれに準ずるもの（3ヶ月以内のもの）	1通
(8) 推薦書（学位論文申請）	1通
(9) 論文審査手数料払込控（銀行発行）	1通

2 第1項第1号に該当する学位論文は、論文の主要部分が既に査読制度のある学術雑誌に公表されたもの又はその掲載証明書又は、学術雑誌からの「受理」を伝えるメールの写しが添付されたものでなければならない。

3 第1項第2号に該当する副論文は、申請者が主著者となっている原著論文であり、かつ査読制度のある学術雑誌に公表されたもの又はその掲載証明書又は、学術雑誌からの「受理」を伝えるメールの写しが添付されたものでなければならない。

※ 学内者の場合、平成32年度から第1項第2号の適用とする。

※ 学内者の場合、ケースレポート2編を副論文とすることができます。

4 本学教員の指導によらない申請者の論文（以下「持込論文」という。）の受理に当っては第1項の書類のほかに次の書類を追加して提出しなければならない。

- (1) 最終卒業学校卒業証明書 1通
 - (2) 研究指導者又は所属上長の推薦書 1通
- 5 論文審査手数料は次のとおりとする。

申請者区分		審査手数料
学内者	専任教員職員（助教以上）・医員	50万円
	臨床専修医	75万円
	非常勤講師	100万円
	医学研究生（在籍3年以上6年未満）	100万円
	医学研究生（在籍6年以上）	50万円
学外者（持込論文）		200万円

6 大学院医学研究科教務委員会において学位申請要件に関わる予備審査を行い、大学院医学研究科運営委員会で学位申請を受理する。

（提出書類の書式等）

第4条 提出書類の書式は次のとおりとする。

- (1) 書類はすべて縦A4版、横書きとする。
- (2) 論文目録、主論文の要旨及び履歴書は様式2、3、4による。
- 2 共著論文は審議のうえ、受理を認めることがある。この場合、申請者が筆頭著者であることを原則とし、他の共著者の承諾書が添付されていなければならない。
- 3 学位論文には次の項目を記載しなければならない。
 - (1) 研究題目
 - (2) 所属名（大学、教室、研究所、病院診療科等）
 - (3) 著者氏名（共著者がある場合は共著者氏名）
 - (4) 発表学会名及び開催年月日
 - (5) 掲載誌、巻、号、及び発行年月日（予定を含む。）
- (審査要領)

第5条 論文審査は次の要領により実施する。

- (1) 学位規程第11条の学位論文審査委員は5名を原則とし、研究科委員会において指名される。そのうち1名は主査として審査委員会の取りまとめを行う。ただし、指導教授及び紹介教授は審査委員となることはできない。
- (2) 当研究科委員会が審査のため必要があると認めたときは、学外審査委員を審査委員会の委員として加えることができる。
- (3) 学位規程第11条の3により、審査委員会は公開制とする。
- (4) 学位規程第10条により、学長から審査の付託をされ、かつ次に掲げる論文審査委員が決定したときは、研究科長は学位申請者、論文題目、論文審査委員名を公表する。
 - (5) 学位論文審査委員会は論文審査（試問を含む）を終了した場合、審査結果要旨を様式5に基づき作成し、研究科委員会に報告するものとする。
 - (6) 研究科長は、研究科委員会が前号の報告に基づき合否を決定した場合、その結果を別に定める様式により学長に報告するものとする。
 - (7) 学位論文審査委員会は別に定める審査基準により審査する。
- (外国語試問)

第6条 研究科の博士課程を経ない者が学位申請を行う場合の学位規程第12条第3項に定める外国語は、英語とする。なお、外国人等については日本語に替えて医学研究科運営委員会において審査することがある。

- 2 外国語の試問は、春秋2回実施する。
- 3 医学に準ずる他の自然科学の博士号取得者が学位申請する場合、語学試問を免除することができるものとする。
- 4 外国語試間に係る受験料は一回の受験につき、10,000円とする。
- (研究歴)

第7条 研究科の博士課程を経ないで学位論文審査を申請できる者は、原則として次

の各号の一に該当する研究歴6年以上を有するものとする。

- (1) 大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 大学等の附属病院において医員、専攻医、研修医等として研究に従事した期間
- (3) 大学院に在学した期間
- (4) 研究生として在学した期間
- (5) 権威ある研究施設において専任教員として研究に従事した期間
- (6) 医学研究科運営委員会が前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間
(倫理規則)

第8条 学位審査に係る教職員は、利害関係者から疑惑や不信を招くような金品を受け取ってはならない。

附 則

この内規は、昭和58年12月23日から施行する。

附 則

この内規は、平成4年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

様式1～様式10 省略

○杏林大学研究者行動指針

制定 平成19年 3月12日

改正 平成19年10月15日

杏林大学（以下「本学」という。）において研究に携わる研究者は、建学の精神のもとに責任と使命をもって研究を適正に遂行し、自律的に社会への責任を果たすよう努めなければならない。また、研究活動は公的研究費の支援を受けて行われる場合があるが、公的研究費の不正受給や不正使用等の不正行為は、国民の理解と信頼を著しく損なうものであり、本学では、このような研究活動に関する基本的な認識の下に、本学研究者（以下「研究者」という。）の行動指針として、本指針を「科学者の行動規範」（平成18年10月3日 日本学術会議）に準拠して作成するものである。

（研究者の責任）

- 1 研究者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門的知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の行動）

- 2 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学的研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

（自己の研鑽）

- 3 研究者は、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

（説明と公開）

- 4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（研究活動）

- 5 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本指針の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

（研究環境の整備）

- 6 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるように努める。

（法令の遵守）

- 7 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

（研究対象などへの配慮）

- 8 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

（他者との関係）

- 9 研究者は、他者の成果を適正に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

- 10 研究者は、研究・教育・学会活動において、人権、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 11 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、本学の教育・研究・診療活動の目的並びに公共性に配慮しつつ適切に対応する。

附 則

この指針は、平成19年 3月12日から施行する。

附 則

この指針は、平成19年11月 1日から施行する。

○杏林大学研究者行動審査委員会規程

制定 平成19年 3月12日
改正 平成19年 4月 1日
平成19年10月15日
平成28年 3月31日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、実験・観測・解析の手法を用いて研究に携わる杏林大学（以下「本学」という。）の教職員及び本学の施設設備の利用者（以下「研究者」という。）を対象として、杏林大学研究者行動指針（以下「行動指針」という。）に違反する不正行為に対処し、行動指針の遵守を促進するため、研究者行動審査委員会の設置及び不正行為に対する措置等について定める。

2 公的研究費の適正な運営・管理体制に関しては、別に定める。

(定義)

第2条 「実験・観測・解析」とは、機器等によるデータ計測の手法（シミュレーション、数値解析、統計解析及び野外実験を含む。）を用いて、理論若しくは仮説を試行し、又は検証し、観察・観測により新しい事実の発見を試みる研究をいう。

2 「不正行為」とは、研究成果の作成及び報告の過程において、悪意のない誤り及び意見の相違並びに当該研究分野の一般的慣行に従ってデータ及び実験記録を取り扱う場合を除き、次に掲げる行為をいう。

- (1) データその他研究結果の捏造、改ざん又は盗用
- (2) 研究成果の不適正な公表
- (3) 研究費の不正使用等、法令や関係規則に違反
- (4) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。）

第2章 申立て及び予備調査

(不正行為の疑いの申立て)

第3条 不正行為の疑いが存在すると思料する者は、何人も、研究者行動疑義申立書（別紙様式1）により、第12条に基づいて設置される窓口に申立てを行うことができる。
(予備調査)

第4条 前条の申立てがあった場合には、関係する学部等の長（以下「学部長等」という。）は、速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 学部長等は、予備調査を実施した場合には、その結果を学長に報告するとともに、報告の概要を申立て者に通知するものとする。

第3章 研究者行動審査委員会

(研究者行動審査委員会)

第5条 学長は、前条の予備調査の報告を受け、必要と認めたときは、速やかに第1条の趣旨に基づき不正行為に対処するため、研究者行動審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、学長が委嘱する。

- (1) 学長が指名する教授 若干名（内1名は大学院教務担当）
- (2) 科学研究における行動規範について専門的知識を有する学外者1名
- (3) 法律の知識を有する者1名

3 委員長は、学長が委員の中から指名する。

(調査)

第6条 委員会は、予備調査の報告に基づき不正行為が存在すると思料する場合には、調査を行うものとする。

2 調査にあたっては、次の各号に掲げる事項について行うことができる。

(1) 関係者からの聴取

(2) 関係資料等の調査

(3) その他調査に合理的に必要な事項

3 関係者は、委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

4 関係資料の調査にあたっては、学部長等の承諾を得て、不正行為の疑いがある調査対象の研究者等（以下「対象研究者等」という。）の研究場所の一時閉鎖又は実験・観測・解析に関する機器・資料等を保全することができる。

5 前項の措置により一時閉鎖した研究場所の調査及び保全された機器・資料等の調査を行う場合には、学長が指名する者2名を立ち合わせるものとする。

6 委員会は、不正行為の有無及び程度について審議し、疑義内容、調査結果及び意見をまとめ、学長に研究者行動審査報告書（別紙様式2）により報告するものとする。

7 委員会の報告は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として公表するものとする。公表事項について対象研究者等の意見がある場合には、その意見も併せて文書により公表するものとする。

（関係機関との連絡協議）

第7条 委員会は、必要に応じて、外部の機関と情報交換等の連絡協議を行うことができる。

（守秘義務）

第8条 委員会の委員は、本規程に基づく調査により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第4章 措置等

（措置等）

第9条 学長は、委員会の意見を踏まえ、次の各号に掲げる措置等を決定するものとする。

(1) 教育研究活動の停止措置等

(2) 研究費の使用停止・返還措置等

(3) 定期的な報告義務付け

(4) その他不正行為の排除のためにとるべき措置

2 学長は、対象研究者等の行為が、杏林学園職員就業規則（以下「就業規則」という。）に規定する懲戒の事由に該当すると判断した場合は、その旨を理事長に報告するものとする。

3 不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、学長は対象研究者等の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

（申立者及び調査協力者の保護）

第10条 学長は、不正行為に関する申立者及び調査協力者に対して、申立てや情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行うものとする。

2 学長は、故意により虚偽の申立てを行った者については、その旨を理事長に報告するものとする。

（啓発活動）

第11条 学長は、学部長等と協力して、不正行為の予防のために、研究者等への倫理教育を含む啓発活動を行うものとする。

（窓口の設置）

第12条 学長は、不正行為に関する申立てや情報提供及びこの規程に係わる相談・照会等に対応するための窓口を、大学事務部に設置する。

第5章 雜則

（庶務）

第13条 委員会の庶務は、三鷹キャンパスは医学部事務部、井の頭キャンパスは井の頭事務部において処理する。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか、行動指針の遵守に関する事項及び委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成19年 3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

様式1～様式2 省略

○杏林大学安全保障貿易管理規程

制定 令和 3年12月20日

(目的)

第1条 この規程は、「外国為替及び外貨貿易法」及びこれに関連する法令（以下「法令」という。）に基づき、軍事転用可能な物品や技術が大量破壊兵器の開発を行っている国家や団体に渡ることを防ぐため、海外への物品の持ち出しや外国人への技術・情報の提供を適切に管理すること（以下「安全保障貿易管理」という。）を目的として、杏林大学（以下「本学」という。）において必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の研究者（付属病院の教職員、学生及び受入研究者を含む）が行う、海外への軍事転用可能な物品等の持ち出しや外国人への技術・情報の提供を伴う活動（以下「海外活動」という。）に適用する。

(体制)

第3条 本学における安全保障貿易管理を実施するため、以下の各号に掲げる者を置く。

(1) 最高責任者

安全保障貿易管理の運用に責任を持つ者として最高責任者を置き、学長をもって充てる。

(2) 部局管理責任者

最高責任者の指示に基づき、研究者が所属する各部局における安全保障貿易管理に関する業務を統括する者として部局管理責任者を置き、各学部の学部長、各研究科の研究科長及び付属病院長をもって充てる。

(委員会)

第4条 安全保障貿易管理に関する以下の事項を審議するため、本学に安全保障貿易管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 教育、啓発活動に関する事項

(2) 取引審査に関する事項

(3) この規程及び関連規程等の制定及び改廃に関する事項

(4) その他、安全保障貿易管理に関する重要な事項

2 委員会は、以下の委員をもって組織する。

(1) 研究推進センター長

(2) 各学部長・各研究科長

(3) 付属病院長

(4) その他、委員長が必要と認めた者

3 委員会は、研究推進センター長を委員長とする。

(事前確認)

第5条 研究者は、海外活動を行おうとする場合、別途定める「事前確認シート」に基づき、法令の規制対象となっていないかを自ら確認しなければならない。

2 前項の事前確認により、規制対象に該当した場合、研究者は部局管理責任者の承認を受けて、公的資金企画管理課に「事前確認シート」を提出する。

(取引審査)

第6条 委員会は、提出された「事前確認シート」及び法令の定める審査資料に基づき取引審査を行い、最高責任者の承認を受けるものとする。

2 前項の取引審査により、経済産業大臣の許可が必要であると判定された場合、研究者は所定の申請書類を作成し、最高責任者の承認を受けて許可申請を行うものとする。

(文書及び記録媒体の保存)

第7条 安全保障貿易管理に関する文書及び電磁的記録は、海外活動が行われた日からから起算して7年間は保管しなければならない。

(教育及び指導)

第8条 委員会は、研究者に対して最新の法令の周知を行うとともに、法令遵守の必要性を理解させ確実な安全保障貿易管理の実施を図るため、教育を計画的に行うものとする。

(報告)

第9条 研究者は、法令に違反又は違反の恐れがあることを知った場合は、速やかに部局管理責任者を通じて最高責任者に報告しなければならない。

2 最高責任者は、前項の報告を受けた場合には、関係部門に対応措置を指示するとともに、遅滞なく経済産業大臣に報告するものとする。

(事務)

第10条 安全保障貿易管理に関する事務は、公的資金企画管理課が担当する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会の議を経て運営審議会で決定する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

○杏林大学医学部利益相反に関する指針

制定 平成21年3月18日
改正 平成27年1月19日

第1条（目的）

杏林大学医学部利益相反に関する指針（以下「本指針」と略す）は、杏林大学医学部（以下「医学部」とする）における研究の公明性、信頼性、透明性を確保し、医学部に所属する教職員等（以下「教職員等」とする）が安心して産官学連携活動に取り組めるよう、利益相反状態を適切に管理することを目的とする。

第2条（定義）

本指針の対象となる「利益相反（Conflict of Interest : COI）」とは、外部との経済的な利益関係等によって、研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる事態または、損なわれるのではないかと第三者から懸念を表明されかねない事態を指す。

第3条（対象者）

本指針は産官学連携活動に携わる次の教職員等を対象者とする。
1 常勤・非常勤を問わず、医学部に所属する教職員
2 医学部から一定の身分を付与されている者
3 医学部の大学院生、学生で産官学連携活動に参加することが明記されている者

第4条（対象範囲）

教職員等のうち以下に掲げる基準に該当する者を対象範囲とする。
1 兼業活動を行っている場合
2 医学部外の団体等から報酬、株式等何らかの経済的利益を得ている場合
3 医学部外の団体等へ教職員が自らの発明等を移転し、あるいは使用許諾する場合
4 医学部外の団体等から寄付金、設備・備品の供与を受けている場合、あるいはそれに相当する供与を受けている場合
対象者は自身における上記の1～4の項目で、別に定める基準を超える場合には利益相反の状況を所定の様式に従い、自己申告により開示する義務を負うものとする。また対象者は、その配偶者、一親等以内の親族においても、上記1～4の項目で、別に定める基準を超える場合には、それを申告により開示する義務を負うものとする。その申告された内容については申告者本人が責任を負うものとする。

第5条（医学部利益相反委員会の設置）

この指針の円滑な実施を図るため、医学部に利益相反に関する審査及び検討を行う委員会（以下「委員会」）を置く。

第6条（業務）

委員会の扱う具体的な業務は以下のものとする。
1 利益相反に関する指針の策定及び改廃
2 利益相反の管理に関する規則の策定及び改廃
3 教職員等に対する本指針の周知徹底
4 教職員等の利益相反状況の調査
5 利益相反の審査、判定、通知
6 その他、利益相反に関する重要事項の検討

第7条（構成）

委員会は次の者をもって構成する。

1 委員長

2 委員（4名以上8名以内）

委員会の構成員には医学部に所属する教職員のうち、基礎医学を専門とする者ならびに臨床医学を専門とする者のそれぞれから各1名以上を含む。委員会の構成員には医学部外の学識経験者を含める。

委員長は医学部長が指名し、委員は委員長が指名する。

委員長ならびに委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第8条（議事）

委員会の議事は以下の通り行うものとする。

1 委員会の開催は委員長が招集し、委員の過半数の出席を要する。

2 委員会の議決には出席者の過半数の賛同を要する。

3 委員ならびに委員長が当該利益相反の当事者である場合は、委員会の議事業務に参加出来ない。委員長が当事者の場合には、協議のうえ委員が委員長を代行する。

4 委員会では自己申告書に基づき、利益相反状況の審査を行う。

5 委員会では必要に応じて申請者を委員会に同席させ、利益相反状況を説明させることが出来る。

6 審査の経緯、判断は記録として3年間保存し、必要と認めた場合には医学部長まで報告することが出来る。

第9条（活動報告）

委員会は利益相反の管理状況の要旨について医学部教授会に定期的に報告する。

第10条（自己申告）

委員会は本学倫理委員会（以下「倫理委員会」という）の承認を受けて定めた自己申告書の様式に基づき、教職員に対し、定期的または臨時に自己申告書の提出を求める。教職員等が特に自らの利益相反状況に関する審査を希望する場合には、所定の自己申告書を提出し委員会で審査することが出来る。

第11条（本指針違反に対する審議）

委員会は必要に応じて、本指針に違反する行為に対し審議する権限を有する。審議の結果、遵守不履行に該当すると判定した場合には、次の措置をとることが出来る。

1 機関の長（医学部長）に文書をもって報告する。

2 委員会はその判定の過程において、必要に応じて委員会以外の者から参考意見を徴することが出来る。

第12条（本指針違反の通知）

委員会における審議の結果、本指針に違反あるいはその遵守不履行と判定された場合には、委員会はその判定経過と適切な対応策を当事者に速やかに通知し、その是正を勧告しなければならない。通知を受けた当事者は速やかにその勧告に従い是正しなければならない。

第13条（不服の申立）

前条の定めにより通知を受けた当事者が、通知内容に不服がある場合には委員会に申立をすることが出来る。委員会は申立てに基づき再度審査をし、その結果を当事者に通知する。

第14条（個人情報の保護）

教職員等から提出された自己申告書等により集められた情報は、原則として委員会が保管し、委員会が公開を必要と認めた場合を除いてはこれを公開しない。公開を必要と認めた場合以外は、委員長、委員、事務担当者はこの情報について守秘義務を負う。この守秘義務は当該職を辞した後も同様に負うものとする。

第15条（委員会の事務）

委員会の事務は医学部事務において行うものとする。

第16条（指針の改廃）

本指針の策定及び改廃は、委員会の審議を経て、医学部長が決定し医学部教授会に報告する。

附則（平成21年3月18日）

この指針は、平成21年3月18日から施行する。

附則（平成27年1月19日）

この指針は、平成27年1月19日から施行する。

○杏林大学学納金等取扱規程

制定 平成13年 3月19日
改正 平成14年 2月18日
（省略）
令和 3年10月18日

（主旨）

第1条 杏林大学（以下「本学」という。）が定める入学検定料、学納金並びにその他諸費の取扱いに関し杏林大学学則（以下「学則」という。）、杏林大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及びその他に定めがあるものほかは、この規程の定めるところによる。

第1章 学部、研究科

第1節 受験生及び入学許可者

（入学検定料の取扱い）

第2条 本学に入学を希望する者は、別表第1に定める入学検定料を、本学が定める方法により納入しなければならない。

2 転入学、編入学及び再入学試験を受験する者は、当該年度の入学検定料と同額とする。

3 削除

4 いったん納入した検定料は、原則として返還しない。

（入学許可者の学納金の取扱い）

第3条 入学を許可された者は、学則第48条第2項、大学院学則第44条第1項に規定する学納金を、2期に分割し、それぞれ指定した金額を、本学が定める方法により納入しなければならない。ただし、入学料については入学時に全額納入するものとする。

2 削除

3 削除

4 入学を許可された者が自己の都合により入学辞退を申し出、それに伴う学納金の返還を願い出た場合の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

（1）本学学生募集要項に定める日時までの場合は、入学料を除いた学納金を返還する。

（2）前号に定める日時以降は、学納金を返還しない。

（転入学、編入学、転学部、転学科及び再入学の学納金の取扱い）

第4条 転入学、編入学、転学部、転学科及び再入学する者の学納金は、次の各号のとおりとし、本学が定める方法により納入しなければならない。

（1）転入学及び編入学は当該年度の入学時学納金と同額とする。

（2）転学部は当該年度の入学時学納金と同額とする。ただし、入学料については、当該学生が入学時に納入した入学料と、転学部先の当該年度入学料に差額があり不足を生じた場合は、その差額分の入学料を納入するものとする。

（3）転学科は入学料を除いた当該学生の入学時学納金と同額とする。

（4）再入学は当該年度の入学時学納金と同額とする。ただし、退学時の事由が疾病、経済的事由及び社会人の業務都合の場合には入学料を免除する。

第2節 在学生

（転学部、転学科の入学検定料）

第5条 転学部及び転学科を受験する者は、当該年度の入学検定料と同額とする。

（学納金の納入方法）

第6条 在学生は、学則第48条第2項、大学院学則第44条第1項に規定する学納金を、2期に分割し、それぞれ指定した金額を、本学が定める方法により納入しなければならない。

(学納金の延納の取扱い)

第7条 特別の事情により学納金が本学の定める日までに納入出来ない者には、理由を付した書面を提出させ延納を認めことがある。

2 前項の場合であっても、延納が認められる期間については、特別な事情なくして3ヵ月を超えることができない。

(修業年限超過者の学納金の取扱い)

第8条 通年制の学部、研究科において修業年限を超えて引き続き在籍する者が、学則第49条第1項、大学院学則第44条第1項の規定にかかわらず、前期で学位を授与又は修了が認定された場合は、後期分の学納金を免除する。

2 昼夜開講制を実施している研究科で、日本国内に居住しつつ国内の勤務先に正規の身分で在職し、専ら夜間及び土曜日の授業を受講している大学院生がやむを得ず修業年限を超えて引き続き在籍する場合に限り学納金を半額とする。

(休学者の学納金の取扱い)

第8条の2 本学学則第49条第3項又は大学院学則第44条第2項の規定に基づき、授業料、施設設備費（研究科を含む）及び実験実習費（医学部及び保健学部）の原則として20%に相当する額を減免する。

2 前項の減免を受ける場合、当該学期開始日までに届けを提出し、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

(退学の取扱い)

第9条 前期期間中に退学を許可された者は、学則第49条第1項、大学院学則第44条第1項及び別科規程第16条第1項の規定にかかわらず、後期分の学納金を免除する。

第2章 教職課程、その他の課程

(教職課程、その他課程の課程費の取扱い)

第10条 本学学生で教職課程、助産師課程、保健師課程、社会福祉士課程、精神保健福祉士課程及び細胞検査士養成課程の履修者は、別表第2に定める課程費をそれぞれ本学が定める方法により納入しなければならない。

第3章 聴講生、科目等履修生、委託学生、委託生及び研究生

(選考料の取扱い)

第11条 本学聴講生、科目等履修生、委託学生及び委託生を希望する者は、別表第3に定める選考料を、本学が定める方法により納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、科目等履修生のうち、杏林大学アドバンストプレイスメントに関する内規により履修を希望する者の選考料は免除する。

(登録料、聴講料及び履修料の取扱い)

第12条 本学聴講生、委託学生及び委託生として許可された者は、別表第4に定める登録料及び聴講料を、本学が定める方法により納入しなければならない。

2 本学科目等履修生として許可された者は、別表第5に定める登録料及び履修料を、本学が定める方法により納入しなければならない。

(入学料、授業料及び研究指導料等の取扱い)

第13条 医学部の医学研究生、保健学部又は国際協力研究科の研究生として入学を許可された者は、杏林大学医学部医学研究生規程第9条第1項及び杏林大学保健学部研究生規程第6条に規定する授業料等又は杏林大学大学院国際協力研究科研究生規程第7条第1項に規定する研究指導料を、本学が定める方法により納入しなければならない。

第4章 履修証明プログラム

(履修料の取扱い)

第14条 履修証明プログラムを履修する者は、別表第6に定める履修料を、本学が定める方法により納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、文部科学省等の補助事業に関わるプログラムの履修料の取扱いは、別に定めるところによる。

第5章 証明書手数料及び試験料

(博士の学位論文審査料及び外国語試問料の取扱い)

第15条 本学各研究科の博士学位論文審査希望者は、別表第7に定める学位論文審査料を、本学が定める方法により納入しなければならない。

2 学位申請に伴う外国語試問を受験する者は、別表第7に定める外国語試問料を、本学が定める方法により納入しなければならない。

(証明書手数料の取扱い)

第16条 本学で発行する証明書取得希望者は、別表第8に定める証明書手数料を、本学が定める方法により納入しなければならない。

(追試験料、再試験料の取扱い)

第17条 追試験及び再試験を受験する者は、別表第9に定める追試験料及び再試験料を、本学が定める方法により納入しなければならない。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経るものとする。

附 則

1 この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

2 平成11年6月21日制定杏林大学入学等に関する検定料等取扱規程、平成11年6月21日制定杏林大学大学院入学等に関する検定料等取扱規程及び平成10年3月10日制定入学料・授業料その他学納金の納入方法に関する細則については廃止する。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。ただし、別表第2の助産師課程費については、平成24年度入学生から適用とし、平成23年度以前の入学生については改正前の課程費を適用する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。

○杏林大学リサーチ・アシスタントに関する規程

制定 平成11年 4月 1日

(目的)

第1条 杏林大学（以下「本学」という。）の研究支援体制の充実を図るため、リサーチ・アシスタント（以下「R. A」という。）を置き、学術・研究の発展に寄与することを目的としてこの規程を定める。

(業務内容)

第2条 R. Aは、本学の学部、大学院研究科及び研究施設等が実施する共同研究等の活動に必要な研究補助業務を行う。

(資格・任用)

第3条 R. Aは、本学の大学院博士課程（博士前期課程を除く。）に在学する者で人格高潔で学識に優れ、将来研究者となり得る人物を任用する。但し、R. A任用候補者の指導教授が、研究指導に支障を来たさないと判断したものでなければならない。

2 R. Aの任用を希望する共同研究等の代表者は、R. A任用申請書に業務計画書を添えて当該研究代表者の所属する学部長又は、研究科長を経由して学長に願いでなければならない。

3 R. Aの任用は、学長が決定する。但し、本学職員としての採用を前提とするものではない。

4 R. Aの任用は、公的資金を伴う共同研究等の事業、その他学長が必要と認めた研究プロジェクトとする。

(任用期間)

第4条 R. Aの任用期間は、当該年度内とする。但し、当該共同研究等が終了するまでの間、毎年度更新することを妨げない。この場合標準修業年限内とする。

(手当の支給)

第5条 本学は、R. Aに任用された者に、別に定める賃金、研究費等の所要経費を支給する。但し、他の機関からのR. A手当等の受給がある場合はこれを支給しない。

(服務)

第6条 R. Aに任用された者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) R. Aは、当該共同研究等の代表者の指示に従って業務を行う。

(2) R. Aが、本学の方針、諸規則、覚書に違反しその他R. Aとしてふさわしくない行為があったときは、学長はR. Aの資格を取り消すことができる。

(所管)

第7条 R. Aに関する事務は、各学部又は、各研究科事務が行う。

(事務取扱)

第8条 この規程に関する事務取扱については、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃については、運営審議会の議を経るものとする。

附 則

1 第3条第4項に定める公的資金を伴う共同研究等の事業は当分の間、文部省のハイテク・リサーチ・センター整備事業及び学術フロンティア推進事業とする。

2 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

○杏林大学ティーチング・アシスタントに関する規程

制定 平成 4年 9月 1日

改正 平成 7年 9月 1日

(省略)

平成18年12月 8日

(目的)

第1条 この規程は、本学の優秀な学生に対し、教育的な配慮の下に教育補助業務を行い、これに対する給与支給により、学生の研究継続のための経済的支援を行うとともに、将来教育研究の指導者となるためのトレーニングの機会提供や学部教育におけるきめ細かい指導の実現等、大学教育の充実を図ることを目的とするため、本学にティーチング・アシスタント（以下「T. A」という。）を置く。

(職務内容)

第2条 T. Aは本学の学部学生及び修士課程の学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務を行う。

(資格・任用)

第3条 T. Aは本学大学院に在学する学生のうちから必要に応じ任用する。

2 T. Aの任用を希望する各研究科担当教授は、T. A業務計画書を作成し、各研究科長に提出する。

3 T. Aは助教の採用の前提となるものではない。

4 T. Aの任用については、研究科長の上申に基づき学長が決定する。

(任用期間)

第4条 T. Aの任用期間は当該年度限りとする。ただし、標準就業年限内の者にあっては、選考のうえ再任用することがある。

(手当の支給)

第5条 本学は、T. Aに任用された者に、別に定める賃金を支給する。

(時間数)

第6条 T. Aとして行う業務時間数は、月40時間以内とする。

(報告の義務)

第7条 T. Aを使用する担当教授は、当該年度終了後速やかに実績の報告を、研究科長を経て学長に報告しなければならない。

(所管課)

第8条 この規程に関する事務取扱については、各研究科事務担当者が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃については、運営審議会の議を経るものとする。

附 則

この制度は、平成 4年 9月 1日から施行する。

附 則

この制度は、平成 7年 9月 1日から施行する。

附 則

この制度は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19年 4月 1日から施行する。

○杏林大学学生国際交流規程

制定 昭和62年 7月 1日
改正 昭和62年10月12日
(省略)
平成30年 7月23日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は杏林大学（以下「本学」という。）の学生国際交流に関し必要な事項を定める。

2 この規程に定めるもの他、必要な事項については、本学学則及び大学院学則並びに杏林大学国際交流センター規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 本規程による学生国際交流とは、外国の大学と本学との間において締結された協定に基づく交換留学、派遣留学、本学が特に認めた外国の大学又はそれに相当する教育・研究機関への留学並びに外国人留学生の受入れ、海外帰国子女の受入れをいう。

(交流協定)

第3条 交流に関する協定は、杏林大学国際交流センター規程第7条に定める国際交流委員会（以下「委員会」という。）で審議した後、学則第12条の2の第6項（3）号に基づき大学評議会で承認し、理事会に報告する。

2 交流に関する協定書の調印は、学園長及び学長の署名によることとする。ただし、相互派遣人数、単位認定方法、授業料等の協定に伴う細目については覚書にて別に定めることとし、その取り交わしにあたっては、研究科、学部又は国際交流センターそれぞれの長の署名によることができる。

(選考)

第4条 本規程による選考は次の各号のとおりとする。

- (1) 国外留学：学部教授会（大学院にあっては研究科委員会）で審議する。
- (2) 外国人留学生の受入：学部教授会（大学院にあっては研究科委員会）で審議する。
- (3) 海外帰国子女の受入：学部教授会で審議する。

第5条 削除

第2章 国外留学

(種類)

第6条 本学に在籍する学部学生及び大学院学生は次の各号の国外留学生（以下第12条まで「留学生」という。）に出願できる。

- (1) 協定大学への留学
- (2) 本学が特に認めた外国の大学又はそれに相当する教育・研究機関への留学
(出願資格)

第7条 留学生に出願できる者の資格は次の各号をみたすものとする。

- (1) 本学に原則として1年以上在籍する学部学生及び大学院学生で、学業、人物ともに優秀と認められる者
- (2) 留学費用を負担できる者
- (3) 留学に必要な外国語を習得する能力のある者
(留学期間)

第8条 本学学則第49条第4項及び大学院学則第44条第3項に定める留学期間は協定したものを除き原則として3ヶ月とする。ただし、願い出により、通算2年を超えない範囲で留学の延長を許可することがある。

(留学中の学籍及び学納金)

第9条 留学中の学籍は「留学」とし、在学期間に算入する。

2 留学中の学納金は、本学学則第49条第4項並びに大学院学則第44条第3項の規定に基づき、留学期間に相当する本学の学期の授業料等その他を納入しなければなら

ない。

(外国で取得した単位の認定)

第10条 第8条の規定により取得した単位は、学部教授会（大学院にあっては研究科委員会）の審査により60単位（大学院にあっては医学研究科10単位、保健学研究科及び国際協力研究科博士前期課程10単位、博士後期課程10単位）を限度として本学の学科目に認定できる。

2 認定を希望する者は、帰国後すみやかに留学先大学が発行した成績証明書を提出し学部長（大学院研究科長）に願い出なければならない。

(留学の取消)

第11条 提出書類に虚偽の事実があったとき又は、留学生として適当でないと判断した場合には留学の許可を取り消すことがある。

2 留学後留学生として適当でない事情が生じた場合は、留学先大学と協議のうえ留学の取消及び帰国を命じることができる。

(報告義務)

第12条 留学生は留学後速やかに留学先大学が発行する在学証明書を本学に提出しなければならない。

2 留学生は留学を終了し帰国後1ヶ月以内に留学報告書を学長に提出しなければならない。

第3章 外国人留学生の受け入れ

(種類)

第13条 本学が受入れる外国人留学生の種類は、学部学生、大学院研究科生（外国人特別生を含む。）、科目等履修生、聴講生及び研究生とする。

2 前項の外国人留学生は、次の各号の定めるとおりとする。

(1) 学部学生は、学士の学位を得ることを目的とする者をいう。

(2) 大学院研究科生（外国人特別生を含む。）は、修士又は博士の学位を得ることを目的とする者をいう。

(3) 科目等履修生は、学部又は大学院研究科の特定の科目を履修する者をいう。

(4) 聴講生は、学部又は大学院研究科の特定の科目を聴講する者をいう。

(5) 研究生は、本学の施設を利用して特定の研究に従事することを目的とする者をいう。

3 交流に関する協定による外国人留学生の取扱いについては、第1項を適用する。

(入学時期)

第14条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、協定による外国人留学生及び学部教授会（大学院にあっては研究科委員会）が特に認めた者については学年の途中から受入れができる。

(入学資格)

第15条 外国人留学生の入学資格は杏林大学学則第19条第3号及び杏林大学大学院学則第30条第1項第3号及び同条第2項第3号による。

(入学定員)

第16条 外国人留学生の受入れは各学部・学科若干名とする。

(出願)

第17条 本学に入学を志願する者は、次の書類に別に定める入学検定料（選考料）を添えて指定の期日までに提出しなければならない。ただし、検定料（選考料）については協定により免除することがある。

(1) 入学願書

(2) 最終出身校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(3) 最終出身校の成績証明書。ただし、編入を希望する者は学位履修表も合わせて提出すること。

(4) 大学院に入学志願する者は研究計画書（卒業論文・修士論文又は業績を証明するものを添付すること）

- (5) 最終出身校長の推薦書又は指導教授の推薦書
- (6) 旅券・査証の写し及び住民票（国内出願者のみ）
- (7) 健康診断書
- (8) 写真
 - (選考)

第18条 外国人留学生の選考は次により行う。

- (1) 第1次選考
 - 書類審査
- (2) 第2次選考
 - 日本語、指定科目、面接
- (3) 選考日は別に定める。

2 削除

(入学手続)

第19条 学則の定めるところによる。

(学納金)

第20条 入学を許可された者は別に定める学納金を納入しなければならない。

- 2 学納金中授業料については、その一部を減免することがある。

(入学後の取扱)

第21条 外国人留学生の取扱いは、特別な事項を除き、学則及び学内諸規程を準用する。

- 2 外国人留学生に関する特別な事項は、委員会で審議し、学部教授会（大学院にあっては研究科委員会）において決定するものとする。

(成績及び修了証明)

第22条 本学は外国人留学生が試験を受け単位を修得した学科目について請求があるときは成績証明書を発行する。

- 2 本学は、外国人留学生が所定の単位を修得し、卒業（修了）したときは学位を授与する。

- 3 大学院（修士・博士課程）の学位授与については杏林大学大学院学則及び杏林大学学位規程による。

第4章 海外帰国子女の受入れ

(入学定員)

第23条 海外帰国子女の受入れは各学部・学科若干名とする。

(出願資格)

第24条 本学が行う海外帰国子女入学試験に出願できる者は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 国の内外を問わず通常の学校教育課程12年以上の課程を修め（飛び級による修業短縮も同等とする）外国の教育課程に基づく外国にある高等学校に最終学年を含めて2年以上継続して在籍した者
- (3) 外国の大学入学資格を有する者
- (4) 日本での高等学校在学が2年未満の者
- (5) 外国の高等学校を卒業後本学の入学日まで2年未満のもの、又は出願時に卒業見込の者
- (6) 外国において外国の教育課程に基づく高等学校に2年以上継続して在籍し、帰国後日本の高等学校を卒業見込みの者（日本の高等学校の在籍期間が原則として1年半以内の者）

(出願)

第25条 本学が行う海外帰国子女入学試験に出願する者は、原則として次の書類に別に定める入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。出願日は別に定める。

- (1) 入学願書
- (2) 高等学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 高等学校3年間の成績証明書又は調査書
- (4) 国家試験等の試験制度又はそれに準ずる制度のある国で受験した者は、その成績評価証明書
- (5) 健康診断書
- (6) 写真

2 学部・学科の併願は認めない。ただし一般入試の出願は妨げない。
(選考)

第26条 海外帰国子女入学試験の選考は次により実施する。

- (1) 第1次選考
書類選考
- (2) 第2次選考
小論文、外国語、指定学科目

2 選考期日は別に定める。
(入学手続)

第27条 学則の定めるところによる。

(日本語研修)

第28条 本学は海外帰国子女に対し必要があれば日本語研修を行う。研修の期間、費用は別に定める。
(入学後の取扱)

第29条 海外帰国子女入学試験を受験し入学した者は、学則及び学内諸規程を準用する。

(規程の改廃)

第30条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、大学評議会において決定するものとする。

附 則

この規程は、昭和62年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

○杏林大学奨学生規程

制定 昭和63年 7月18日
改正 昭和63年12月12日
(省略)
令和 2年 3月16日

(目的)

第1条 この規程は、杏林大学における奨学生（以下「奨学生」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(種別)

第2条 奨学生は、杏林大学奨学生、緊急時奨学生及び海外研修・留学奨学生とする。
(受給資格及び奨学生の額)

第3条 前条で定める各奨学生の受給資格及び奨学生の額は、下表のとおりとする。

種 別	受 給 資 格 等	奨学生の額等
杏林大学奨学生	各学部又は大学院各研究科に在籍する2年生以上の学生のうち、学業成績・人物ともに優れた者で当奨学生を授業料等の納入に充てる者とする。	1人当たりの給付金額は以下のとおりとする。 学部生：年額36万円 大学院生：年額18万円
緊急時奨学生	保護者（家計支持者）の経済的な状況が急変し、極めて学業継続の意思が認められるにもかかわらず、修学の継続が困難になった者とする。	1人当たりの給付金額は、年額50万円を上限に一括給付とし、在学中1回のみの適用とする。
海外研修・留学奨学生	各学部又は大学院各研究科が認めた海外研修・留学に参加する者で、成績優秀で勉学意欲に富み、海外研修・留学の成果が期待できる者とする。	給付金額は、海外研修・留学プログラムの期間・費用等により決定する。

2 前項に定める他、奨学生の選考方法等の詳細については、奨学生種別ごとに要領を定める。

(財源)

第4条 奨学生の財源は、杏林大学奨学基金の果実、法人及び個人の寄附金をもって充てる。

(予算)

第5条 奨学生の給付は、毎年度定める予算の範囲内で執行する。

(実施)

第6条 奨学生の給付期間は、奨学生に採用された日の属する年度内とする。

2 所属する学部の最短修業年限を超えた者については、給付を受けることはできない。

(奨学生選考委員会)

第7条 大学に奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各研究科長
- (4) 各学部長

- (5) 学生支援センター長
- (6) 事務局長
- (7) 大学事務部長
- (8) 医学部事務部長
- (9) 井の頭事務部長
- (10) 経理部長

- 3 選考委員会に委員長を置き、委員長は学長とする。
- 4 選考委員会は、各学部及び各研究科から提出された奨学生候補者の中から当該年度の奨学生を選考し、理事長に報告、承認を得るものとする。
- 5 選考委員会の事務は井の頭事務部学生支援課が行う。

(申込書の提出)

第8条 奨学生を希望する者は、奨学生申込書を医学部事務部事務課、井の頭事務部学生支援課、又は看護学科三鷹事務室に提出するものとする。書類受付窓口、提出期間等の詳細は奨学生種別ごとに募集要項で定めるものとする。

- 2 杏林大学奨学生については、当該年度に進級できなかった者は申込資格がないものとする。
(奨学生の選考)

第9条 各学部及び大学院各研究科に奨学生候補者の選考のため委員会を置く。この場合杏林大学日本学生支援機構奨学生推薦規程第5条に規定する推薦順位選考委員会をもってこれに替えることができる。

- 2 前項の委員会においては、当該学部及び大学院研究科の奨学生候補者を選考し、教授会、研究科委員会に報告すると共に、選考委員会にその結果を提出するものとする。
(奨学生の決定)

第10条 理事長の承認を得たときは、学長はこれを当該学生に通知する。

(奨学生の交付)

第11条 奨学生は、当該奨学生名義の銀行口座に振り込んで給付する。

(奨学生の打ち切り)

第12条 学長は、奨学生が次の各号の一に該当する場合は理事長の承認を得て奨学生の給付を打ち切る。

- (1) 転学、休学、退学、除籍したとき。
- (2) 奨学生願書に虚偽の申告をして奨学生を受けたことが判明したとき。
- (3) 学則に定める、賞罰に関する規定による処分を受けたとき。
- (4) その他、学部長又は研究科長の具申により学長が奨学生であることを不適当と認めたとき。

(奨学生の返還)

第13条 奨学生が前条第1号から第4号のいずれかに該当する場合は、既に給付した奨学生について返還を求めることがある。

- 2 前項により返還を求められた者は、原則として1か月以内に、所定の奨学生を一括して返還しなければならない。
(事務所管)

第14条 奨学生に関する事務は、医学部事務部事務課、井の頭事務部学生支援課及び看護学科三鷹事務室が行う。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃については、選考委員会の議を経て、運営審議会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。ただし、第3条第1項に定める入学時奨学生に係る奨学金は、平成26年度及び平成27年度の2か年度の入学生にのみ適用する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

様式 略

○杏林大学医学部倫理委員会規程

制定 平成 元年 3月13日
改正 平成 元年 7月17日
(省略)
令和 3年 6月21日

(目的)

第1条 杏林大学医学部及び医学部付属病院の専任教職員が行う人を対象とした生命科学・医学系研究（以下「研究等」という。）について、医の倫理に関する国の各種指針を遵守し、ヘルシンキ宣言の趣旨に添って検討し、審議することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を遂行するために、医学部長は、倫理指針に示される研究機関の長の役割を担い、医学部における研究が適正に実施されるよう手順書を定め、総括的な監督を行うとともに、最終的な責任を負う。

2 医学部長は研究等の審議機関として、医学部に杏林大学医学部倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 医学部長は、医学部付属病院において行われる研究について、次の事項に関する管理を病院長に委任する。

(1) 個人情報の保護に関する管理

(2) 研究の実施における安全管理

(3) 研究対象者に対する健康被害の補償

4 委員会の事務局は、医学部事務課が担当する。

(任務)

第3条 委員会は、研究責任者から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、第1条の目的に基づき審査し、研究の妥当性について研究責任者に対し必要な意見を述べなければならない。

2 委員会は、関連法令並びに各種指針に基づき、倫理的観点及び科学的観点から、研究機関及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、文書又は電磁的方法により意見を述べなければならない。

3 委員会は、第1項及び第2項の規定により審査を行った研究について、倫理的観点及び科学的観点から必要な調査を行い、研究責任者に対して、研究計画の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べることができる。

4 委員会は第1項及び第2項の規定により審査を行った研究のうち、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものについて、当該研究の実施の適正性及び研究結果の信頼性を確保するために必要な調査を行い、研究責任者に対して、研究計画の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べることができる。

5 委員会の委員、有識者及びその事務に従事する者等は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

6 委員会の委員及びその事務に従事する者は、第1項及び第2項の規定により審査を行った研究等に関する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点並びに当該研究の実施上の観点及び審査の中立性若しくは公正性の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに医学部長に報告しなければならない。

7 委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を

受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならぬ。

(組織)

第4条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者 | 7名以内 |
| (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 | 3名以内 |
| (3) 一般の立場を代表する者 | 若干名 |
- 2 委員会は、男女両性で構成され、外部委員を含めなければならない。
3 委員は、医学部教授会の議を経て、医学部長が委嘱する。
4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、医学部長の指名により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 委員長に事故があるときは、副委員長若しくは、予め委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、原則月1回開催とするが、医学部長の諮問があった場合は、隨時開催する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ第4条第1項第2号及び第3号の委員のうち少なくとも1名の出席がなければ議事を開くことができない。
3 委員会に付議される事項につき書面をもって、予め意思を表示した者は、出席者とみなす。
4 審査を依頼した研究責任者及び当該研究に関与する者並びに医学部長は、委員会の審議及び意見の決定に参加してはならない。ただし、委員会における当該審査の内容を把握するために必要な場合には、当該委員会の同意を得た上で、その会議に同席することができる。
5 委員会は、審査の対象、内容等に応じて有識者に意見を求めることができる。
6 委員会は、特別な配慮を必要とする者を研究対象者とする研究計画書の審査を行い、意見を述べる際は、必要に応じてこれらの者について識見を有する者に意見を求めるなければならない。

(委員会への付議)

第6条の2 医学部長は、研究責任者から、当該研究機関における研究の実施の許可を求められたときは、当該研究の実施の適否について、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、医学部長は、公衆衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急に研究を実施する必要があると判断する場合には、当該研究の実施について委員会の意見を聴く前に医学部長の許可のみをもって研究を実施させることができる。この場合において、医学部長は、許可後遅滞なく委員会の意見を聴くものとし、委員会が研究の停止若しくは中止又は研究計画書の変更をすべきである旨の意見を述べたときは、当該意見を尊重し、研究責任者に対し、研究を停止させ、若しくは中止させ、又は研究計画書を変更させるなど適切な対応をとらなければならない。

- 2 研究代表者は、原則として、多機関共同研究に係る研究計画書について、一の倫理審査委員会による一括した審査を求めなければならない。また、学外の研究機関の倫理審査委員会に審査を依頼する場合は、予め委員会で承認を得るものとする。ただし、各研究機関の状況等を踏まえ、共同研究機関と一括した倫理審査委員会の審査を受けず、個別の倫理審査委員会の意見を聞くことを妨げるものではない。
3 研究責任者は、多機関共同研究について個別の倫理審査委員会の意見を聞く場合

には、共同研究機関における研究の実施の許可、他の倫理審査委員会における審査結果及び当該研究の進捗に関する状況等の審査に必要な情報についても当該倫理審査委員会へ提供しなければならない。

(審議の方針)

第7条 委員会は、第1条の目的及び第3条の任務に基づき、研究の実施の適否等について、医学的、倫理的、社会的な面から調査、検討し審議する。

- 2 委員会は、審議にあたり研究等の実施に携わる研究者等から、その内容等について説明を求め又は意見を聴取することができる。
- 3 委員会は、審査する研究内容により、他に審査に必要な資料がある場合には、研究責任者に追加資料の提出を求めることができる。
- 4 委員は、自己の申請に係る審議に参加することはできない。
- 5 委員会は、次の各号に掲げる判定を行う。委員会の意見は、全会一致をもって決定するように努めなければならない。ただし、全会一致が困難な場合には、委員の3分の2以上の合意によるものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 繼続審査（修正した上で再審査）
- (4) 不承認
- (5) 停止（研究の継続には更なる説明が必要）
- (6) 中止（研究の継続は適当ではない）
- (7) 非該当
(迅速審査等)

第8条 委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査について、委員長が予め指名した委員を委員長とした迅速審査委員会を置き、当該審査を委嘱する。

- (1) 多機関共同研究等であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理委員会の審査を受け、その実施について適當である旨の意見を得ている場合の審査（多機関共同研究で、杏林大学が研究代表機関の場合は迅速審査に該当しない）
 - (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
 - (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
 - (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
 - (5) 本規程第16条に規定する各報告等の審査
 - (6) その他、委員会が迅速審査と判断した場合
- 2 前項第2号の軽微な変更に関する審査は、手順書に別に定める。
 - 3 審査の方法は委員長が指名する2名以上の委員が書面審査を行い、審査の結果は次の判定による。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 繼続審査（修正した上で再審査）
 - (4) 倫理委員会付議
 - (5) 不承認
 - (6) 非該当
 - 4 審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

(記録の保存)

第9条 委員会は、運営に関する手続き、審査資料、審査過程及び結果を記録として保存し、保存期間は当該研究の終了について報告された日から原則として5年間とする。

2 保存場所は委員会事務局とする。

(審査結果等の公表)

第10条 医学部長は、委員会の委員名簿、開催状況、審査の概要その他必要な事項を毎年1回厚生労働大臣等に報告する。ただし、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として委員会が判断したものについては、この限りではない。

(他の研究機関が実施する研究に関する審査)

第11条 委員会は、他の研究機関が実施する研究等について審査を依頼された場合には、研究の実施体制について十分把握した上で審査を行い、意見を述べなければならない。

2 委員会は、他の研究機関が実施する研究等について審査を行った後、継続して当該研究機関の長から当該研究に関する審査を依頼された場合には、審査を行い、意見を述べなければならない。

(専門委員会)

第12条 委員会に、特定事項についての予備的な調査、検討、又は申請された実施計画について専門的な立場から調査、検討を行うため専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員会の議に基づき委員会委員長が委嘱する。

3 専門委員会に委員長を置き、倫理委員会委員がこれに当る。

4 専門委員会は、参考人として研究等の研究責任者から実施計画の内容等について説明を求め、又は意見を聴取することができる。

5 専門委員会は、委員会に対し調査、検討の結果を答申しなければならない。

6 専門委員会は、委員会に調査、検討の結果を答申したときをもって解散するものとする。

(申請手続及び判定の通知)

第13条 委員会の審議を求める場合には、研究責任者は所定の申請書に必要事項を記入し、医学部長に提出しなければならない。

2 申請者は委員会に出席し、申請内容を説明するとともに意見を述べることができる。

3 委員会委員長は、審議終了後速やかに、第7条第5項による審査結果について申請者に通知し、必要な場合は教授会に報告する。

4 前項の通知をするにあたり、審査の判定が第7条第5項第2号から第7号までに該当する場合は、その理由等を記載しなければならない。

(実施計画等の変更)

第14条 研究責任者は、承認された研究等の実施計画等を変更しようとするときは、その実施計画等の変更について委員会の承認を受けなければならない。

(異議の申立)

第15条 委員会の審査結果通知に対して異議のある場合には、研究責任者は、異議申立書（様式第6号）に必要事項を記入して、委員会委員長に再度の審議を1回に限り、申請することができる。この場合、異議申立書に異議の根拠となる資料を添付するものとする。

(実施状況の報告)

第16条 研究責任者は、毎年度末に、研究等の実施状況について医学部長に報告しなければならない。実施計画終了時も同様とする。

2 研究責任者は、研究対象者に危険又は不利益が生じた場合等、必要があると判断した場合には、直ちに医学部長、病院長に報告しなければならない。

(実施状況の調査)

第17条 委員会は、進行中又は終了後の研究等について、その適正性及び信頼性を確保するために調査を行うことができる。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項等は、別に手順書で定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は委員会出席者の3分の2以上の合意によるものとする。

2 委員会委員長は、この規程が改正された場合は、医学部教授会に報告しなければならない。

附 則

この内規は、平成 元年 4月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 元年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 6月 9日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 6月30日から施行する。

○杏林大学大学院医学研究科共同研究施設運営規程

制定 平成 2年 4月 1日
改正 平成 4年 4月 1日
(省略)
平成13年10月22日

第1条 杏林大学大学院医学研究科に各教室単位を越える研究施設として共同研究施設（以下「共研」という。）を置く。

第2条 共研は、杏林大学における研究活動を円滑に推進することを目的とした共同利用のための施設である。

第3条 共研は、医学研究科長に直属し、次に掲げる部門により構成する。

- (1) 電子顕微鏡部門
- (2) 放射性同位元素部門
- (3) フローサイトメトリー部門
- (4) 蛋白質・核酸解析部門
- (5) 生体機能実験部門
- (6) 実験動物施設部門

第4条 共研を管理、運営するため共研に共同研究施設運営委員会（以下「共研運営委員会」という。）及び共同研究施設部門運営委員会（以下「部門運営委員会」という。）を置く。

2 両委員会は上記の部門に属する施設の運営、管理及び整備等に関し必要な業務を行う。

3 第3条に規定する部門の運営に関する細則は別に定める。

第5条 共研運営委員会に委員長1名、副委員長1名及び委員若干名を置き、医学研究科長がこれを任命する。

2 各部門運営委員会に部門運営委員長1名及び部門委員若干名を置き、共研運営委員長が委嘱する。

3 部門運営委員長は医学研究科教授であると共に共研運営委員であることを要する。

第6条 共研を利用する者は、当該部門の細則に基づき部門運営委員長の指示に従うものとする。

第7条 各部門に共研技術員を置くことができる。

第8条 共研に関する事務は、医学部事務が担当する。

第9条 部門運営委員長は、当該部門における年間の利用状況等につき毎年4月末までに共研運営委員長に報告をしなければならない。

第10条 この規程に定められていない事項についての取扱い並びに疑義解釈については、共研運営委員会の議へ経て医学研究科長が決定する。

附 則

この規程は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 12年 4月 1日から施行する。

2 昭和 50 年 2月 7 日制定杏林大学実験動物施設運営委員会規程及び昭和 50 年 3月 17 日制定杏林大学実験動物施設運営利用細則については、廃止する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4月 1日から施行する。

○杏林大学学内 LAN 管理・運営規程

制定 平成12年 3月13日
改正 平成13年 5月21日
(省略)
平成31年 3月18日

(目的)

第1条 この規程は、杏林大学学内 LAN（以下「学内 LAN」という。）の適正かつ効率的な管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理・運営)

第2条 学内 LAN の管理及び運営は、総合情報センター（以下「センター」という。）が、これを行う。

(委員会)

第3条 センターに、学内 LAN の維持、管理、運用及びネットワークシステムに関する事項を審議するため、学内 LAN 委員会（以下「LAN 委員会」という。）を置く。

(用語の定義)

第4条 この規程における用語については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 「学内 LAN」とは、本学内に敷設された情報通信網の名称である。
- (2) 「接続者」とは、学内 LAN の各自の端末を接続し、その端末の管理を行う者をいう。
- (3) 「利用者」とは、学内 LAN に接続された端末を操作する者をいう。

(センターの業務範囲)

第5条 センターは、次の各号に掲げる事項の業務を行う。

- (1) センター設置の情報集線装置までの学内 LAN のハードウェア及びソフトウェアの維持に関する事項
- (2) 学内 LAN への接続に関する事項
- (3) 学内 LAN の利用に関する事項
- (4) 通信形態の指定に関する事項
- (5) 通信量の制限に関する事項
- (6) 学内 LAN と他のネットワークの接続に関する事項

(円滑な運用)

第6条 総合情報センター長（以下「センター長」という。）は、学内 LAN におけるトラブルの防止及び秩序を維持し円滑な運用を図るために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 利用者一人当たりの資源の利用量に関する制限
- (2) 利用心得の制定
- (3) 学内 LAN に係る諸規程等の遵守不履行に関する接続、利用の取消し又は停止
- (4) 学内 LAN の保守・点検作業、停電及び異常発生時における運用の一時停止

(接続資格者)

第7条 学内 LAN に機器を接続できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学教職員
- (2) その他センター長が認めた者

(接続申請)

第8条 学内LANに機器を接続しようとする者は、別に定める杏林大学学内LAN接続申請書をセンター長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定は、学内LANに接続された機器の変更、接続廃止及び接続承認の更新にもこれを準用する。

(接続に伴う費用)

第9条 学内LANへの機器の接続に必要な経費は、原則として接続申請者又は接続申請者の所属部署が負担する。

(利用者の資格)

第10条 学内LANを利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本学教職員

(2) 本学学生

(3) その他センター長が認めた者

(利用申請)

第11条 学内LANの利用を希望する教職員は、センターの指定した講習を受講しなければならない。

2 学内LANの利用を希望する学生は、センターの指定した講習を受講し、学内LAN利用同意書（以下「同意書」という。）を提出しなければならない。

3 センター長が適当と認めた者は、講習の受講を省略することができる。

(接続者及び利用者の責務)

第12条 接続者及び利用者は学内LANの全体のレベルの向上、資源の共有化、システムの安定の確保に努めなければならない。

2 端末を接続するときは、各接続者が端末等のセキュリティに配慮しなければならない。

3 本規程及び学内LAN利用心得並びにセンターが別に定める諸規程を遵守しなければならない。

4 接続者は、当該接続機器の利用に伴って生じた学内LANの障害及び損害について責任を負うとともに利用者に対しては監督責任を負うものとする。

5 利用者は、それぞれの利用部署における接続者の指示に従い利用しなければならない。

(禁止行為)

第13条 学内LANにおいて次の各号に掲げる行為を禁ずる。

(1) 嘗利を目的とした行為

(2) 研究・教育以外の利用行為

(3) 特定宗教の布教又は宣伝に利用する行為

(4) 特定政党若しくは政治団体による政治、選挙活動又はこれに類する行為

(5) 虚偽の情報、他人の名誉毀損若しくはプライバシーを侵害する等の公序良俗に反する行為

(6) ID及びパスワードを不正に使用する行為

(7) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用若しくは提供する行為

(8) 学内LANの運営を妨げる行為

(9) 本学園の諸規程に違反する行為

- (10) 本学園の不利益となる行為
 - (11) 刑法、通信法、著作権法その他の法令に違反する行為
 - (12) R F C (Request For Comments) で勧告されるエチケットに反する行為
 - (13) その他センター長が不適切と判断する行為
- 2 学内 LAN の正常な運営を妨げるような情報や公序良俗に反する情報が、本規程に反して学内 LAN 上の資源として掲載されたと認められた場合は、センターの判断でこれを削除できるものとする。
- (規律違反の報告)
- 第14条** 前条の各号に違反した場合は、法律、学則、その他諸規程により処分されることがある。
- (学内 LAN 維持分担金)
- 第15条** 学内 LAN における維持費の負担割合を次の各号のとおりとする。
- | | |
|------------|-----|
| (1) 本部 | 25% |
| (2) 医学部 | 35% |
| (3) 保健学部 | 20% |
| (4) 総合政策学部 | 5% |
| (5) 外国語学部 | 5% |
| (6) 病院 | 10% |
- 2 学内 LAN 維持分担金の内訳は、専用回線使用料及び保守費とする。
- 3 学内 LAN における維持分担金の改訂は運営審議会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

○杏林学園ハラスメント防止等に関する規程

制定 平成21年 4月 1日
改正 平成28年 3月31日
(省略)
令和 3年 4月 1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、杏林学園（以下「本学園」という。）における学生間・教職員学生間・教職員間のハラスメントの防止対策およびハラスメントに起因する問題が生じた場合、適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、人権に配慮した公正、安全、快適な修学、教育、研究および職場環境を保障し、維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程におけるハラスメントとは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する行為（客観的にみて適正な権限の行使に当たると認められるものを除く。）をいう。

- (1) アカデミックハラスメント 教育上又は研究上の地位を利用又は逸脱して、不適切な指導、処遇その他の言動等を行うことにより、他の学生又は教職員の修学環境又は教育研究環境を害することをいう。
- (2) パワーハラスメント 優越的な関係を背景とした言動であって、学生活動（学生が行う正課又は課外の活動をいう。以下同じ。）上又は業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、他の学生又は教職員の学生活動環境又は就業環境を害することをいう。
- (3) セクシュアルハラスメント 性的言動（性別役割分担意識、性的指向又は性自認に関する偏見に基づく言動を含む。以下同じ。）に対する他の学生若しくは教職員の対応等により当該学生若しくは当該教職員が学生活動、教育、研究若しくはその他の業務を行う上で利益若しくは不利益を与えること又は性的言動により他の学生若しくは教職員の学生活動環境若しくは就業環境を害することをいう。また、相手の性的指向又は性自認の状況にかかわらないほか、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動もセクシュアルハラスメントに該当する。
- (4) 妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント 妊娠・出産、育児及び介護等に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により他の学生若しくは教職員の学生活動環境若しくは就業環境を害すること又は妊娠・出産等に関する言動により他の女性学生若しくは女性教職員の学生活動環境若しくは就業環境を害することをいう。
- (5) その他のハラスメント 前各号に掲げるもののほか、学生活動、教育、研究又はその他の業務に関連する不適切な言動により、他の学生又は教職員の学生活動環境又は就業環境を害することをいう。

(禁止行為)

第2条の2 学生及び教職員は、前条に規定する各ハラスメントをしてはならない。

(学長の任務)

第3条 学長は、ハラスメントの防止等に関する事項を総括する。

(ハラスメント防止対策委員会等の設置)

第4条 本学園に、ハラスメントの防止等の適切な実施を期するため、ハラスメント防止対策委員会（以下「委員会」という。）、ハラスメント相談窓口（以下「相談

窓口」という。) およびハラスメント苦情処理専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

第2章 ハラスメントの防止対策

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメント防止対策またはハラスメントに関する情報の収集。
- (2) ハラスメント防止対策のための広報・啓発活動。
- (3) ハラスメント防止対策のための講演会、教育研修、調査の実施。
- (4) ハラスメントの防止対策に関する学外機関との連携、意見交換。
- (5) ハラスメント事案が生じた際に、本規程が定めるハラスメント防止方針の再周知等、当該事案の性質に応じた適切な再発防止対策を講じること。
- (6) その他ハラスメント防止対策に関すること。

(委員会の組織)

第6条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学部、研究科より推薦された教員若干名
 - (2) 事務局、大学事務部、総務部、医学部事務部、井の頭事務部、医学部付属病院事務部より推薦された管理職若干名
 - (3) 医学部付属病院より推薦された管理職若干名
 - (4) その他本学園の職員で学長が適當と認めた者若干名
- 2 前項第4号の委員は、学長が任命し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員会に委員長を置き、学長が任命する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員会の事務は、総務部人事課が担当する。

(委員会の議決)

第7条 委員会は委員の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席委員の3分の2以上による。

第3章 ハラスメントの苦情処理

(ハラスメント相談窓口)

第8条 相談窓口は、総務部人事課、医学部事務部事務課学生係、医学部付属病院事務部庶務課、井の頭事務部庶務課、井の頭事務部学生支援課、井の頭事務部三鷹事務室に設ける。

- 2 相談窓口に、ハラスメントに関する相談およびハラスメントに起因する苦情の申立てに対応するため、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を配置する。
- 3 相談員は10名以上とし、本学園教職員のうちから学長が任命する。
- 4 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 学長は、相談員の名前を公表しなければならない。

(相談員の任務)

第9条 相談員の主な任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 相談人から事情を聴取すること。
 - (2) 必要に応じて相談人に助言を行うこと。
 - (3) 相談人が委員会に対して苦情の申立てを行う場合に、助言を行うこと。
 - (4) 専門委員会から事案に関する問い合わせがあった場合に、収集した情報を専門委員会に提出すること。
 - (5) 相談人が納得し終結した事案を関係学部・関係部署等へ報告すること。
- 2 前項第3号に基づき、相談員が相談人に助言を行う際は、相談人の心身の状況や認識の状況を適切に踏まえつつ、公正な立場からこれを行うとともに、相談人に二

次被害が生じることがないよう厳に注意しなければならない。

(ハラスメントに起因する苦情の申立)

第10条 相談人は、相談員の助言を得て、学長に対して、ハラスメントに起因する苦情の申立を行い、救済措置を求めることができる。

(ハラスメント苦情処理専門委員会)

第11条 学長は、苦情の申立がなされたとき、専門委員会を招集する。

(専門委員会の任務)

第12条 専門委員会の主な任務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) ハラスメントにあたる事実があるか否かの調査。

(2) 教職員に具体的措置（戒告・譴責・減給等）を講じる場合の人事審議会への意見書の提出。

(3) ハラスメントが認められた場合の関係学部・関係部署等への申立人の救済措置の提言。

(専門委員会の組織)

第13条 専門委員会は、5名で構成される。専門委員会に委員長を置き、学長が任命する。

2 前項の専門委員会の委員長は、医学部学生部長、保健学部学生部長、総合政策学部学生部長、外国語学部学生部長、医学部事務部長、井の頭事務部長、医学部付属病院事務部長、看護部長のいずれかでなければならない。

3 専門委員会の委員長は、議長となる。

4 委員長以外の専門委員会の委員4名は、学長が任命する。

5 専門委員会の委員5名は、全員が同一の性であってはならない。

(苦情処理手続き)

第14条 専門委員会は、苦情の申立が行われた場合に、ハラスメントにあたる事実があるか否かを調査する。

2 専門委員会は、申立人および被申立人から事情を聴取しなければならない。

3 専門委員会は、相談員に対して、相談員が収集した情報の提出を求めることができる。

4 専門委員会は、申立人、被申立人、相談員以外の者から事情を聴取することができる。

5 専門委員会は、ハラスメントにあたる事実があるか否かを調査し、事実認定をしなければならない。

6 専門委員会は、事実認定の結果等を、申立人および被申立人に報告する。

7 専門委員会は、事実認定の結果等を、関係学部・関係部署等に報告する。

8 専門委員会は、被申立人の行為が杏林学園職員就業規則に照らし具体的措置（戒告・譴責・減給等）を講じることが適當だと判断した場合、事実認定の結果等を、人事審議会へ報告することができる。

9 専門委員会は、申立人を救済するため、救済措置の提言を、関係学部・関係部署等に行う。

10 専門委員会は、申立人が苦情の申立をしたこと、当事者以外の第三者が証言をしたこと等を理由として不利益な取扱いがなされないよう、防止措置の提言を、関係学部・関係部署等に行う。

(専門委員会の議決)

第15条 専門委員会は委員（委員長を除く。）の4分の3以上の出席により成立し、議決は出席委員の4分の3以上による。ただし、第14条第8項の議決をするときは全員一致を要する。

第4章 プライバシー等の保護と不利益な取扱いの禁止

(プライバシー等の保護と不利益な取扱いの禁止)

第16条 本学園および委員会委員または相談員、専門委員会委員その他ハラスメントの苦情処理に関わる者は、当事者のプライバシー、名譽その他の人権に配慮するとともに、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 本学園および委員会委員または相談員、専門委員会委員等その他ハラスメントの苦情処理に関わる者は、相談人が相談したこと、申立人が苦情の申立をしたこと、当事者以外の第三者が証言したこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第5章 庶務

(庶務)

第17条 学生間・教職員学生間のハラスメント防止等に関する事務は、医学部事務部事務課、井の頭事務部学生支援課、井の頭事務部三鷹事務室が担当する。

2 教職員間のハラスメント防止等に関する事務は、総務部人事課、井の頭事務部庶務課が担当する。

附 則

1 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

2 平成12年 3月13日制定の杏林学園セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程については廃止する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 3月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

○杏林学園個人情報保護規程

制定 平成17年 3月14日
改正 平成22年 9月27日
(省略)
令和 3年 3月15日

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）及び行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）に基づき、学校法人杏林学園（以下「学園」という）における個人に関する情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 本規程は、杏林学園情報セキュリティ基本規程（以下「基本規程」という）に則り定められる実施規程の一つと位置づける。

(定義)

第2条 本規程において「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に定める個人情報で、現在又は過去のいずれかの時点で学園と次の各号に掲げられている関係を有する者に関するものをいう。

- (1) 学園に在籍する学生並びにその保護者及び保証人
 - (2) 学園に入学を志願した者
 - (3) 教職員並びに学園に届出又は記録があるその関係者
 - (4) 学園から依頼を受けて業務に従事する者
 - (5) 学園が提供するサービス乃至施設を利用する者
- 2 前項に定める個人情報には、杏林大学医学部付属病院に関するもの（以下「医療個人情報」という）は含まず、医療個人情報の取扱いに関しては、別に規程を定める。
- 3 前2項以外の本規程に係る用語定義は、別表記載の通り。

第2章 個人情報保護委員会

(個人情報保護委員会)

第3条 学園における個人情報の保護の適正かつ円滑な実施に関する事項等を審議するため、情報セキュリティ基本規程第6条に定める情報セキュリティ委員会の下、個人情報保護委員会を置く。

第3章 個人情報保護管理者等

(個人情報保護管理者)

第4条 個人情報を取り扱う各部署に個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という）を置き、各職務の長をもって充てる。

- 2 保護管理者は、当該部署における個人情報の管理に関する事務を行う。
(個人情報保護担当者)

第5条 各部署に個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という）を置き、当該部署の職員（当該組織の事務を処理する事務組織の職員を含む）のうちから保護管理者が指名する。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐する。

第4章 個人情報の取得

(利用目的による制限、特定、変更、通知)

第6条 学園は、個人情報保護情報及び利用目的について、個人情報保護法第15条

から第19条までの規定を遵守して、これを取り扱う。

第5章 個人データの管理

(安全管理措置)

第7条 学園は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という）の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織的、人的、物理的及び技術的な措置（以下「安全管理措置」という）を講ずる。

(委託に伴う第三者提供)

第8条 学園は、学園が行うべき個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、本人の個別の同意なくして、委託に係る事務の処理に必要かつ不可欠な範囲で、学園が保有する個人情報を当該第三者に対して提供することができる。

2 第1項に基づき、学園が保有する個人情報を第三者に対して提供するにあたっては、個人情報保護法を遵守する。

3 委託契約の締結には、安全管理措置に関する以下の項目を入れる。

- (1) 秘密の保持に関する事項
- (2) 事業所内から特定個人情報の持出しの禁止に関する事項
- (3) 特定個人情報の目的外利用の禁止に関する事項
- (4) 再委託における条件に関する事項
- (5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項
- (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する事項
- (7) 従業者に対する監督・教育に関する事項
- (8) 契約内容の遵守状況についての報告の要求に関する事項
- (9) 再委託の禁止事項

4 学園は、個人情報の授受に関する第三者提供の記録について、記録を作成し、保管する。

第6章 保有個人データの開示及び訂正の請求等

(開示)

第9条 学園が保有する個人情報について、本人は学園に対し、書面の交付または電磁的記録の提供、その他適切な方式により開示を請求することができる。

2 前項の請求を受けたときであっても、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、学園は、その情報の全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 学園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

3 前項に基づき個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、学園は本人に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知する。

(利用停止等)

第10条 学園が保有する個人情報について、次に掲げる事由があるときは、本人は学園に対し、当該個人情報の利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という）を請求すること（以下「利用停止等請求」という）ができる。

- (1) 本人が識別される個人情報が、本規程に違反して取り扱われているとき
- (2) 本人が識別される個人情報が、本規程に違反して取得されたものであるとき
- (3) 本人が識別される個人情報によって、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとき

(苦情の処理)

第11条 学園は、個人情報の取扱いに関する苦情の適正かつ迅速な処理に努める。

(漏えい等の発生した場合の対処)

第12条 学園は、取扱う個人情報の漏えい等が発生したときは、速やかに事実関係を調査すると共に、その事実を当該本人に対して通知又は公表し、その事態を収拾するために適切な措置を講じる。

(廃棄)

第13条 学園は、保有する個人情報を廃棄する場合は、個人情報を含む廃棄物を適切に処理することができる事業者に委託するか、記憶媒体等を物理的に破壊する等、適切な措置を講ずる。(学術研究の用に供する目的)

第14条 学園又は学園に属する教職員が、個人情報を学術研究の用に供する目的で取扱う場合は、個人の人格尊重の理念に基づき、当該研究に關係する法令及び倫理規範を遵守し、適正と考えられる方法で、個人情報を取扱う。

第7章 雜則

(処分)

第15条 学園は、教職員が、その職務を遂行するにあたり、本規程に違反した場合は就業規則に定めるところに従い処分を行う。

(事務局)

第16条 本規程に関する事務は、総合情報センター事務課が担当する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃については、個人情報保護委員会の議を経て、運営審議会で決定するものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。但し、各部局は、この規程の施行以前に取得及び保存している個人情報についても、可及的速やかにこの規程の定めるところによって処理するよう努めなければならない。

2 個人情報保護関係法制の運用動向や病院等個人情報個別立法の動向に鑑み、当分の間、個人情報保護委員会は1年ごとに本規程の見直しを行うものとする。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

用語	定義
本人	個人情報によって識別される特定の個人をいう。
個人番号	住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

○杏林大学ポスト・ドクターに関する規程

制定 平成11年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、杏林大学（以下「本学」という。）の学術研究を振興するため、優れた独創的、先端的研究を格段に発展させることを目的とし、その支援体制としてポスト・ドクター（以下「P. D」という。）を置く。

(職務内容)

第2条 P. Dは、本学の学術研究を振興するため、共同研究等各研究活動の研究補助者として、一定の職務を分担し研究に従事する。

(資格・任用)

第3条 国内外の博士の学位取得者又は大学院博士課程所定単位取得者で、優れた研究能力を有し研究に専念することを希望する者を任用する。但し、第4項に定める公的資金を伴う共同研究事業に係る任用は、当該公的資金の任用要件を満たすものでなければならない。

2 P. Dの任用を希望する共同研究等代表者は、P. D任用申請書に業務計画書を添えて当該研究代表者の所属する学部長又は研究科長を経由して学長に願いでなければならない。

3 P. Dの任用は、学長が決定する。但し、本学職員としての採用を前提とするものではない。

4 P. Dの任用は、公的資金を伴う共同研究等事業、その他学長が必要と認めた研究プロジェクトとする。

(任用期間)

第4条 P. Dの任用期間は、当該年度内とする。但し、当該共同研究等が終了するまでの間、毎年度更新することを妨げない。

(手当の支給)

第5条 本学は、P. Dに任用された者に、別に定める賃金、研究費等の所要経費を支給する。但し、他の機関からのP. D手当等の受給がある場合はこれを支給しない。

(服務)

第6条 P. Dに任用された者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) P. Dは、当該共同研究代表者の指示に従って業務を行う。

(2) P. Dは自己の責任において国民健康保険等に加入しなければならない。

(3) 前各号の他、杏林学園職員就業規則第3章第1節、第6節、第6章第2節、第7章第2節及び第3節の規定を準用する。

2 P. Dが本学の方針、前項各号の定め並びに契約に違反し、その他P. Dとしてふさわしくない行為があったときは学長はP. Dの資格を取り消すことができる。

(所管)

第7条 P. Dに関する事務は、各学部又は各研究科事務が行う。

(事務取扱)

第8条 この規程に関する事務取扱については、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃については、運営審議会の議を経るものとする。

附 則

1 第3条第4項に定める公的資金を伴う共同研究等の事業は当分の間、文部省のハイテク・リサーチ・センター整備事業及び学術フロンティア推進事業とする。

2 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

病院情報システム学生使用上の注意

平成27年4月1日

病院情報システム（以下電子カルテシステム）は、病院の診療を支える極めて重要なシステムであり、また膨大な患者個人情報を含んでいる。学生は、使用上の注意を厳守し、正しく電子カルテシステムを使用しなければならない。

I. IDとパスワード

実習及び研究目的等により希望する学生には、電子カルテシステムにアクセスするためのIDとパスワードを交付し、申請期間中の電子カルテ閲覧権を付与する。

〈注意事項〉

1. 電子カルテシステムを利用しようとする学生は、別紙様式1に必要事項を記入して、IDとパスワードの交付を受けなければならない。また、別紙様式2の誓約書に署名しなければならない。
2. 自身のIDとパスワードを他者に知られないように注意すること。また、自身のIDとパスワードを他者に使用させてはならない。
3. 電子カルテシステムを閲覧する場合は、自身のIDとパスワードを用いてログインすること。これ以外の方法で電子カルテシステムにアクセスしてはならない。
4. 自身のIDとパスワードを他者に知られたとき、またはその恐れのあるときは、直ちに医学部事務課に報告しなければならない。

II. 閲覧可能な範囲および守秘義務

守秘義務は、「ヒポクラテスの誓い」以来、医師が果たさなければならない責務の中で最も重要なものの一つである。学生といえども、故意はもとより不注意によるものでも、患者個人情報の流出は、当該患者に多大な迷惑を与えるだけでなく、病院の信用失墜にも繋がる重要な違反であることを十分認識し、以下の諸注意を厳密に守らなければならない。

〈注意事項〉

1. 実習中に電子カルテを閲覧できるのは以下の患者に限る。

- ・自身の受け持ち患者
- ・実習及び研究等に必要と指導教員が認めた患者

個々の学生の電子カルテ利用状況はログファイルにより常に監視されており、閲覧が認められている範囲を超えて患者情報にアクセスした場合は、学則等に則って相応の処分を受ける。

2. 電子カルテシステムの情報について、画面印刷・撮影等を決してしないこと。必要な情報についてはメモをとること。
3. 研究目的において閲覧し、患者データを使用する場合には、臨床疫学研究審査委員会に申請し承認された上で使用すること。その際には、『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』を遵守すること。

III. その他の諸注意

1. 申請期間外に電子カルテシステムにアクセスしてはならない。
2. 電子カルテシステムの使用が終了したら、離席する前に必ずログオフすること。
3. 電子カルテシステムの利用は診療目的が最優先であることを十分認識し、端末の利用者が多い時間帯に学生が長時間端末を使用するようなことがあってはならない。
4. 電子カルテシステムへの不正なアクセス（学生に限らない）の事例、電子カルテシステムの異常などを発見した場合は、速やかに指導教員または医学部事務課に報告すること。

別紙様式1（第2条第3項関係）

病院情報システム利用申請書

病院長 殿
医学研究科長 殿

下記のとおり杏林大学医学部付属病院情報システムの使用を希望します。

記

申請日 年 月 日

フリガナ			
氏名	印	性別	男・女
生年月日	年	月	日生
学籍番号	大学院医学研究科 <u>1002</u>		
連絡先	内線 携帯		
指導教授	印		
使用開始日	年	月	日
使用終了日	年	月	日

杏林大学医学部付属病院情報システム利用誓約書

病院情報システムの利用にあたっては、「杏林大学医学部付属病院病院情報システム運用管理規程」および「病院情報システム学生使用上の注意」を遵守することを誓います。

なお、使用許可期間が過ぎた場合においても、病院内および実習上知り得た個人情報の開示、漏洩及び使用をしないことを約束いたします。

また、個人情報漏洩を行い又は加担した場合は、関連法規に則り刑事告発又は杏林大学学則等の規定による処分を受ける場合があることを了解いたします。

年　　月　　日

杏林大学医学部付属病院 病院長 殿

杏林大学大学院医学研究科長 殿

利用者所属　　大学院医学研究科　　年次

利用者氏名　　　　　　　　印

○杏林大学医学部付属病院病院情報システム運用管理規程

制定	平成25年10月	1日
改正	平成26年10月	1日
	平成28年11月	1日
	平成30年4月	1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、杏林大学医学部付属病院（以下「本院」という。）において、病院情報システムで使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、もって診療情報を適正に利用及び保存し、病院業務の円滑な運営と患者のプライバシーの保護に資することを目的とする。

(対象)

第2条 本規程の対象は、病院情報システムを構成する電子カルテシステム及び別表1に掲げる部門システム並びに病院情報システムに接続されたパーソナルコンピューター及び周辺機器（以下「端末機等」という。）である。

第2章 管理体制

(管理組織)

第3条 病院情報システム全般の管理責任者（以下「システム管理者」という。）を置き、病院長をもってこれに充てる。

- 2 システム管理者の命を受け、病院情報システム全般の運用管理を行うため、運用管理者を置き、病院情報システム管理室長をもってこれに充てる。
- 3 病院情報システムに関する円滑かつ効果的な導入及び運用についての総合的な検討審議については、病院情報システム管理委員会がこれを行う。
- 4 病院情報システムの運用に関する検討及び業務運営に伴うマスタメンテナンスの調整は、病院管理部及び病院情報システム管理委員会がこれを行う。
- 5 運用管理者は、部門システム担当者を指名する。部門システム担当者は、各部門システムの利用者とベンダー側等との調整、事故等の対策を担当し、運用管理者及び病院情報システム管理委員会に報告する。

(患者及び病院情報システム利用者からの苦情・質問の受付体制)

第4条 システム管理者は、病院情報システムの利用者（以下「利用者」という。）からの病院情報システムに係る苦情・質問を受け付ける窓口を病院情報システム管理室に設ける。

- 2 病院情報システム管理室は、苦情・質問受け付け後、その内容を必要に応じて運用管理者及び病院情報システム管理委員会と検討し、速やかに必要な措置を講じることとする。

(事故等の対策)

第5条 システム管理者は、病院情報システムの異常、不正アクセス、データの漏えい、盗難、災害による障害等、他のシステムとの結合異常及びその他システムに係る事故又は障害（以下「事故等」という。）の連絡、復旧体制並びに対策及び回復手順を定め文書化し、利用者に周知の上、常に利用可能な状態におく。

- 2 利用者は、事故等を発見したときは、速やかに運用管理者に報告し、その指示に従

わなければならない。

- 3 運用管理者は、前項の報告を受けたときは、利用者に適切な対応を指示するとともに、直ちに、事故等の経緯、被害状況等を調査し、システム管理者に報告しなければならない。
- 4 システム管理者は、前項の報告を受けた場合において、他の部所に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、事故等の態様に応じ、適切な措置を講じなければならぬ。
- 5 運用管理者及び部門システム担当者は、事故等が発生したときは、直ちに、復旧のための措置を講じるとともに、事故等の経緯、被害状況等を調査し、システム管理者に報告しなければならない。

(マニュアルの整備)

第6条 システム管理者及び部門システム担当者は、病院情報システムの取扱いについてマニュアルを整備し、利用者に周知の上、常に利用可能な状態におく。

第3章 システム管理者等及び利用者の責務

(システム管理者等の責務)

第7条 システム管理者は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 病院情報システムに用いる機器及びソフトウェアを導入するにあたって、その機能を確認すること。
- (2) 病院情報システムの機能要件に挙げられている機能が支障なく運用される環境を確保し、これを維持すること。
- (3) 機器及びソフトウェア並びにシステム構成の動作状況及び品質管理に関する点検調査を定期的に実施すること。
- (4) 診療情報の安全性を確保し、常に利用可能な状態に保存管理すること。
- (5) 機器及びソフトウェアに改修及び更新があった場合においても、電子保存された情報が継続的に使用できるよう維持すること。
- (6) 病院情報システムの利用者の登録を管理するとともに、そのアクセス権限を規定し、不正な利用を防止すること。
- (7) 患者のプライバシーが侵害されないよう、利用者に対する指導監督を行うこと。
- (8) 緊急時及び災害時における対応の手順を定め、これを利用者に徹底すること。

2 運用管理者の責務は、システム管理者に準じる。

(利用者の責務)

第8条 利用者は、次に定めるところにより、医療情報を適正に管理しなければならない。

- (1) 病院情報システムに情報を登録するときは、自らの責任においてこれを行うこと。
- (2) 自身の利用者ID番号やパスワードを管理し、これを他者に利用させないこと。
- (3) 病院情報システムの情報の参照や入力（以下「アクセス」という。）に際して、利用者ID番号やパスワード等によって、病院情報システムに自身を認識させること。
- (4) 与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。
- (5) 参照した情報を、目的外に利用しないこと。
- (6) 患者のプライバシーを侵害しないこと。
- (7) 病院情報システムの異常を発見した場合、速やかに運用管理者に連絡し、その指

示に従うこと。

- (8) 不正アクセスを発見した場合、速やかに運用管理者に連絡し、その指示に従うこと。
- (9) 端末機等から離れる際は、ログアウトすること。
- (10) 各入出力帳票の保管・破棄に当たっては、個人情報の保護に細心の注意を払うこと。
- (11) 個人情報が表示されている画面、出力帳票又は個人情報データを、運用管理者の許可なく病院外に持ち出し、又は他の者に示してはならないこと。
- (12) 病院情報システムからの出力（印刷）は患者への説明に用いる場合等、診療上不可欠なもの以外は行わないこと。（不用意な印刷は行わないこと）
- (13) 本院の職員（委託職員等も含む。）は在職中のみならず、退職後においても業務中に知った個人情報に関する守秘義務を負うこと。

第4章 一般管理における運用管理事項

（真正性の確保）

第9条 システム管理者は、保存義務のある情報の真正性を確保するため、病院情報システムに次に定める作成責任の所在を明確にする機能を設けなければならない。

- (1) 作成責任者（入力者と作成責任者が異なる時は入力者も）は、利用者ID番号及びパスワードによりログインすること等により、識別及び認証できること。
 - (2) 作成責任者による入力の完了、代行入力の場合は作成責任者による確認の完了、及び一旦確定した情報の作成責任者本人及び作成共同責任者による情報の追記、書き換え及び消去等の責任を明確にするために確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）が行われること。
 - (3) 確定操作に際し、その作成責任者の識別情報が記録情報に関連付けられること。
 - (4) 一旦確定された情報は、後からの追記・書き換え・消去の事実を正しく確認できるよう、当該事項の履歴が保存され、その内容を容易に確認できること。
- 2 利用者は、病院情報システムへの医療情報の作成及び保存に際して、十分に入力内容が正しいことの確認を行うとともに確定操作を行って、入力情報に対する作成責任を明示すること。
- 3 代行入力の場合、入力権限を持つ者が確定操作を行い、入力情報に対する作成責任者を明示すること。

（見読性の確保）

第10条 電子保存に用いる機器及びソフトウェアを導入するに当たって、保存義務のある情報として電子保存された情報毎に見読用機器を常に利用可能な状態に置いておくこと。

- 2 システム管理者は、病院情報システムについて応答時間の劣化がないように維持に努め、必要な対策をとること。

（機器及びソフトウェア並びに記録媒体の管理）

第11条 システム管理者は、機器及びソフトウェアを使用する前に審査を行い、情報の安全性に支障がないことを確認すること。

- 2 病院情報システムの記録媒体を含むサーバーなど主要機器はシステム管理者によって入退室管理された場所に設置すること。
- 3 システム管理者は、定期的にソフトウェアのウィルスチェックを行い、感染の防止に努めること。

4 設置場所には無水消火装置を設置するとともに設置機器を定期的に点検すること。
(保存性の確保)

第12条 記録媒体は、記録された情報が保護されるよう、別の記録媒体にも補助的に記録すること。

- 2 品質の劣化が予想される記録媒体は、あらかじめ別の記録媒体に複写すること。
- 3 システム管理者は障害時の対応体制が最新のものであるように管理し、データバックアップ作業が適切に行われている事を確認すること。
- 4 機器及びソフトウェア並びに記録媒体の変更に当たっては、データ移行のための業務計画を作ること。

(来訪者の記録、識別及び入退出の制限等)

第13条 個人情報が保管されている機器の設置場所及び記録媒体の保存場所への入退出者は名簿に記録を残すこと。

- 2 入退出の記録の内容について定期的にチェックを行うこと。
(アクセス管理)

第14条 システム管理者は、職務により定められた権限によるデータアクセス範囲を定め、必要に応じて病院情報システムのハードウェア及びソフトウェアの設定を行うこと。また、その内容に沿って、アクセス状況の確認を行うこと。

(個人情報を含む記録媒体及び出入力帳票の管理)

第15条 システム管理者は、病院情報システム及び個人情報の保護のため、次に定めるところにより、データを適正に管理しなければならない。

- (1) 病院情報システムに係る記録媒体の保管に当たっては、紛失、漏えいその他の事故を防止するため、保管庫、保管棚等を設け、所定の場所に格納する等の適切な措置を講じること。
- (2) 不要となった記録媒体のデータは、速やかに消去する等の適切な措置を講じること。
- (3) 入出力帳票の保管に当たっては、紛失、漏えいその他の事故を防止するため、保管庫、保管棚等を設け、所定の場所に格納する等の適切な措置を講じること。
- (4) 入出力帳票が不要となったときは、判読不能にした後に廃棄すること。
- (5) 保管、バックアップの作業に当たる者は、手順に従い行い、その作業の記録を残し、システム管理者の承認を得ること。また、新規の業務担当者には、適切な業務を行えるよう操作前に教育を行うこと。
- (6) リモート保守を行う回線の接続は、作業を行うとき以外行わないこと。

(個人情報を含む記録媒体の廃棄)

第16条 個人情報を記した記録媒体の廃棄に当たっては、安全かつ確実に行われることを、システム管理者が作業前後に確認し、結果を記録に残すこと。

(リスクに対する予防及び発生時の対応方法)

第17条 システム管理者は、業務上において情報漏えい等のリスクが予想されるものに対し、本規程の改正の指示を行うこと。また、事故発生に対しては、速やかに運用管理者に連絡し利用者に周知すること。

(無線LANに関する事項)

第18条 システム管理者は、無線LANアクセスポイントの設定状態を適宜確認すること。

2 システム管理者は、無線ＬＡＮによる病院情報システム運用について、利用可能性のある教職員及び院内関係者へ説明をすること。

(委託契約における安全管理及び守秘条項)

第19条 業務を本院外の業者等に委託する場合は、守秘事項を含む業務委託契約を結ぶこと。また、各担当者は委託作業内容が個人情報保護の観点から適正にかつ安全に行われていることを確認すること。

(再委託の場合の安全管理措置)

第20条 業務委託の契約書には、再委託での安全管理に関する事項又は、禁止の事項を含むこと。

(システム改造及び保守での医療機関関係者による作業管理及び監督)

第21条 システム管理者は、保守業者における保守作業に関し、その作業者及び作業内容につき報告を求め適切であることを確認すること。必要と認めた場合は適時監査を行うこと。

(災害等の非常時の対策)

第22条 システムの縮退運用時や非常時の運用に関して運用管理マニュアルを作成し、利用者に周知の上、常に利用可能な状態おくこと。

(教育及び訓練)

第23条 システム管理者は、利用者に対し、定期的または必要に応じて、病院情報システムの操作研修及びプライバシー保護に関する研修を実施すること。また、研修時のテキスト及び出席者リストを残すこと。

(端末機等の管理)

第24条 システム管理者は、盜難等の事故を防止するため、端末機等の適切な管理を行わなければならない。

2 利用者は、端末機等を使用するときは、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 病院情報システムの運用その他システム管理者が別に定める目的の範囲内で使用すること。

(2) 病院情報システムに他の端末機又は他のシステムの通信回線を接続しないこと。

(3) 端末機の記憶装置内に格納（インストール）されているプログラムを変更し、若しくは削除し、又は他のプログラムを格納（インストール）しないこと。

(4) 端末機等の環境設定を変更しないこと。

(5) 端末機にＵＳＢメモリー等の外部記憶媒体を、原則として接続しないこと。

(6) 端末機等について、その設置部所からの移動（貸出し、交換等を含む。）をしないこと。

(7) 病院情報システム専用の電源回路には、関連機器以外のものを接続しないこと。

(8) 電子カルテシステムに保存されたデータを記録媒体に書き出し利用することが業務上必要な場合は、システム管理者に対して別記第1号様式により、データの書き出しを申請すること。

第5章 病院情報システムの利用者

(利用者の管理及び認証等)

第25条 システム管理者は、病院情報システムの利用者の登録を管理し、そのアクセス権限及び認証の方法を規定し、不正な利用を防止すること。

(利用者の資格)

第26条 病院情報システムを利用できる者は、次に掲げる者でシステム管理者の承認

を得たものとする。

- (1) 本院の診療業務に従事する医師、歯科医師、看護師、薬剤師その他の技術職員
- (2) 本院の業務運営に従事する事務職員
- (3) 本院の診療従事許可を受けた医師及び歯科医師（第1号に掲げる者を除く。）
- (4) 本院の業務の委託等を受けた者及びその従事者
- (5) 本学医学部医学科及び保健学部看護学科教員並びに学生
- (6) その他システム管理者が特に必要と認めた者

（利用の申請、承認及び利用者ID番号の交付）

第27条 前条6号に該当する者は、別記第2号様式により、システム管理者に対し、システムの利用申請を行うものとする。

- 2 システム管理者は、前項の申請があったときは、利用目的、資格等を審査し、適当と認めるときは、これを承認するものとする。
- 3 運用管理者は、利用者がシステムを利用しなくなったとき、又は利用資格を喪失したときは、直ちに、別記第3号様式により、システム管理者に届け出なければならない。

（利用者ID番号及びパスワードの管理）

第28条 利用者は、次に定めるところにより、利用者ID番号及びパスワードを適正に管理しなければならない。

- (1) 自己の利用者ID番号及びパスワードは、自らの責任において厳重に管理すること。また、パスワードは2ヶ月を目途に定期的に変更し、8文字以上の文字列を設定すること。
- (2) 自己の利用者ID番号及びパスワードは、他者に利用させないこと。
- (3) 自己の利用者ID番号及びパスワードを他の者に知られたとき、又はそのおそれのあるときは、直ちに運用管理者への報告を行い、必要な指示を受けること。

（原状回復及び損害賠償）

第29条 利用者は、故意又は重大な過失により病院情報システム（端末機等のハードウェア、ソフトウェア及び周辺機器を含む。）に損害を与えたときは、システム管理者の指示に従い、速やかに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

（利用の制限及び禁止）

第30条 システム管理者は、利用者が条例等又はこの規程に定める個人情報保護に係る規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、病院情報システムの利用を制限し、又は禁止することができる。この規程に定める個人情報保護以外の規定、別途定める利用ルールに違反した場合も、同様とする。

- 2 システム管理者は、前項の規定により、病院情報システムの利用を制限し、又は禁止したときは、速やかに病院情報システム管理委員会に報告するものとする。

第6章 その他

（その他）

第31条 この規程に定めるもののほか、システムの運用及びデータの保護管理等に關し、この規程の施行に必要な事項は、システム管理者若しくは運用管理者が別に細則を定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に利用者ID番号の交付を受け、病院情報システムの利用を認められている者は、第26条の規定によりシステム管理者の承認を受け、利用者ID番号を交付された者とみなす。
- 3 平成25年 2月11日制定の杏林大学医学部付属病院病院情報システム運用管理規程（暫定）については廃止する。

附 則

この規程は、平成26年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

書式集

様式2 作成例

論 文 目 錄

氏名 甲野 乙太郎

著者氏名 甲野 乙太郎

第23回〇〇学会総会発表 2008年
(学会発表のみ行っている場合は学会名・発表年を記載)

主論文

- 1) 甲野乙太郎、春野花子、大海太郎
免疫学的・・・・・抗原に関する研究
杏林医学会雑誌 33巻1号：115～130. 2009年
第23回〇〇学会総会発表 2008年

※特になければ「なし」と記載する。

副論文

- 1) 甲野乙太郎、春野花子、大海太郎
特異的抗・・・・・血清に関する研究
日本〇科学会雑誌 70 (2) : 112～125. 2006年

※特になければ「なし」と記入する。

(註)

- 1 主論文及び副論文の題名は公表した表題と一字一句違わないように注意する。
- 2 論文題名が外国語の場合は、題目の下に括弧で和訳を付ける。
- 3 主論文に共著者がある場合は共著者氏名も記載し、記載順序は発表論文記載と同じにする。
本学以外の他大学・病院等の著者は「その他」として省略する。
- 4 学会発表又は公表している場合は、発表学会名及び開催年月日、掲載誌、巻、号、及び発行年月日（予定を含む。）を記載すること。
- 5 発表誌の記入要領は、著者（全員）：題名、雑誌名、巻：頁-頁、発行年の順で記載する。
外国雑誌名は「List of Journals in Index Medicus」、国内雑誌名は「医学中央雑誌収載誌目録」に準じる。

様式3 作成例

学位論文要旨

研究題目	免疫学的・・・・・抗原に関する研究
著者氏名（専攻名）	甲野 乙太郎（大学院医学研究科内科系内科学専攻）
掲載誌	※未公表の場合は、空欄で構わない。

論文要旨（1,000字以内）

（註）

- 1 学位論文題名は公表した表題と一字一句違わないように注意する。
- 2 論文題名が英文の場合は、題目の下に括弧で和訳を付けてください。
- 3 要旨は邦文1,000字以内とし、本様式1枚にまとめること。
- 4 英文論文の場合でも、要旨は邦文で作成すること。

様式4 作成例

履歴書

ふりがな	こうの おつたろう	性別
氏名	甲野 乙太郎	印
生年月日	昭和55年 4月 1日	
本籍地	東京都三鷹市新川6丁目20番2号	
現住所	〒181-8611 東京都三鷹市新川6丁目20番2号 電話番号 0422-47-5511	

学歴

平成 11年 3月 ○○高等学校 卒業
 平成 11年 4月 杏林大学医学部 入学
 平成 17年 3月 杏林大学医学部 卒業
 平成 24年 4月 杏林大学大学院医学研究科 入学 (内科系小児科学専攻)
 平成 27年 11月 同上 在学中

医師国家試験及び医籍

平成 17年 3月 30日 第 99 回 医師国家試験 合格
 平成 17年 4月 7日 医籍登録第 123456 号

研究歴※記載する研究歴がない場合には、項目を削除すること。

平成 23年 4月 米国 ○○ School of Medicine Research fellow として
 基礎研究に従事した。

職歴

平成 17年 4月 杏林大学医学部付属病院 初期臨床研修
 平成 18年 4月 杏林大学医学部付属病院 小児科 レジデント
 ○○病院 小児科 出向 [H20.4-H21.3]
 平成 21年 4月 杏林大学医学部付属病院 小児科 医員
 平成 22年 4月 杏林大学医学部付属病院 小児科 臨床専攻医
 ○○病院 小児科 医長 [H22.4-H23.3]
 米国 ○○ School of Medicine Research fellow
 [H23.4-H24.3]
 平成 24年 4月 杏林大学医学部 助教 (任期制) 小児科学教室勤務
 現在に至る。

賞罰

平成 24年 12月 ○○学会 ○○○奨励賞

令和 年 月 日

(註)

- 1 職歴の期間は断絶する様ないように記入すること。
- 2 助教は、助教と任期制の別を記入すること。

(書式集 HP からダウンロードして使用ください)

様式 6 作成例

承 諾 書

論文題目：免疫学的・・・・・抗原に関する研究

研究者名：甲野 乙太郎 大海 太郎 春野 花子

(※著者全員の氏名を記入のこと。英文論文の場合、英文表記で構わない。)

上記論文を、 甲野 乙太郎 が学位論文として提出することを承諾いたします。
なお、私は本論文を学位申請のための学位論文として使用することはありません。

所 属

共著者

(※自署であれば、押印不要)

令和 年 月 日

学位申請論文に関するチェックリスト

提出する学位申請論文が以下の必要項目を満たしているか確認し、申請者および指導教授署名の上で提出してください。

チェック項目	
<input type="checkbox"/>	3年以内に倫理教育を受けました。 ^{※1}
<input type="checkbox"/>	人を対象とする研究の場合、研究内容は倫理委員会の承認を受け、研究責任者または研究分担者として学位申請者の名前が入っています。 ^{※2}
	動物を対象とする研究の場合、実験を行った研究機関の動物実験の規定を遵守しました。
<input type="checkbox"/>	研究活動の不正行為への対応のガイドラインを遵守しました。 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm)
<input type="checkbox"/>	研究ノート、(該当する場合は)CRF (症例報告書) は記載し、保管しています。
<input type="checkbox"/>	International Committee of Medical Journal Editors (ICMJE) が策定した オーサーシップのガイドラインを遵守しました。 (http://www.icmje.org/)
<input type="checkbox"/>	学位申請論文(THISIS)は単著となっています。 (主論文 ^{※3} に共著者がいる場合)共著者リストを作成し共著者からの同意書を受け取っています。
<input type="checkbox"/>	利益相反に関する事項を開示し、必要に応じて審査を受けています。
<input type="checkbox"/>	審査を受ける論文は、別添「書き上げ論文について」の要件を満たした書き上げ論文です。
<input type="checkbox"/>	【甲論文該当者】学位授与後1年内に論文全文を学内リポジトリ等で公表する必要があることを承知しています。 ^{※4} やむを得ない事情により掲載を希望しない場合は理由を添えてその旨を申し出ます。
<input type="checkbox"/>	【乙論文該当者】提出した学位申請論文が学内リポジトリに掲載されることを了承します。

※1 倫理教育の修了書を添付すること。

※2 倫理委員会の承認通知書および研究倫理審査申請書（研究責任者・分担者が分かるもの）を添付すること
※3 「主論文」とは既に学術雑誌等に公表されている論文を指します。

※4 学術雑誌等への投稿前に学内リポジトリに全文を掲載すると、論文公表済みとみなされる可能性があります。その場合、学術雑誌等への投稿が不可となる可能性がありますので注意してください。

上記の内容に虚偽はありません。学位授与後に上記の内容に虚偽が判明した場合、学位取り消しとなる可能性があることを理解しています。

年 月 日

申請者署名

学位論文の最終稿を確認し、上記の内容に虚偽がないことを確認しました。
また、学位論文の内容に責任を負うことを理解しています。

指導教授署名

年 月 日

共著者リスト

学位申請者氏名

共著者の Contribution について、以下のとおり申告します。

【A. 各共著者がいずれかを満たすべき項目】※共著者が担当した事項を 1 つ以上選択する

- ①研究の構想
- ②研究の計画
- ③研究データの収集
- ④研究データの分析、解釈
- ⑤その他（備考欄に内容を記載すること）

【B. 共著者全員が満たすべき項目】

- ⑥研究の草稿の作成、もしくは批判的な修正を行った
- ⑦論文の掲載直前の版に対する最終的な承認を行った
- ⑧研究のすべての側面に責任を負うことに同意した

名前	所属	A(1 つ以上を選択)					B(全員必須)		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

【備考】

別紙様式1 (表面)

研究計画・研究指導計画および履修計画書

提出日：20 年 月 日

入学年月	20 年 月 入学	専攻	医学専攻
修了予定年	20 年 月 修了予定	コース	コース
学籍番号	1002	勤務先	
氏名		指導教授	(印)
		指導教授	(印)
研究課題 (予定)	〈研究構想・研究概要について書いてください〉 1年次 2年次 3年次 4年次		
研究計画 【学生記入】	1年次 2年次 3年次 4年次		
研究指導 計画 【指導教授記入】	1年次 2年次 3年次 4年次		
指導教員	※指導教授以外で研究指導を担当する教員の氏名を記入		

注 1. 【学生記入】欄は教員の指導のもとに学生が記入して下さい

注 2. 【指導教授記入】欄は学生との同意のもとに指導教授が記入して下さい

別紙様式1 (裏面)

研究計画・研究指導計画および履修計画書

	授業科目	履修年次	単位
共通科目	(主科目) 特別研究	1～4年次	8
	(副科目) 医学研究講義Ⅰ	※	4
	(副科目) 医学研究講義Ⅱ	※	2
専門科目	(主科目) 講義・演習	1年次	4
	(主科目) 実験・実習	2年次	4
	(主科目) 課題研究	3年次	8
	講義・演習 []	年次	4
	実験・実習 []	年次	4
	課題研究 []	年次	8

注 1. ※欄については記載の必要なし。但し、学位申請時までに履修すること。

注 2. 選択欄 [] については、副科目名（専門分野名称）を記載すること。

注 3. 履修する授業科目を変更する場合には、事前に届け出ること。

修了年月日	教務委員会	履修登録日	受付日

別紙様式 2

研究進捗状況報告・研究計画書および研究指導計画書（表面）

提出日：20 年 月 日

入学年月	20 年 月 入学	専攻	系
修了予定年	20 年 月 修了予定	専門分野	分野
学籍番号	1002	コース	コース
氏名	印	指導教授	(印)
		指導教授	(印)
研究課題			

2021年度の研究進捗状況

【学生記入】

※前年度の研究計画に基づいて得られた結果等も含め記入してください。

2022年度以降の研究計画※今後の研究計画を具体的に記入してください。

【学生記入】

研究進捗状況報告・研究計画書および研究指導計画書（裏面）

2021 年度の研究進捗状況に対するコメント・評価	【指導教授記入】
2022 年度以降の研究指導計画	【指導教授記入】
指導教員 ※指導教授以外で研究指導を担当する教員の氏名を記入	
1	
2	
3	

注 1.提出後、研究の進行状況により記載した内容と異なる場合が生じたとしても再提出の必要はありません。

注 2.【学生記入】欄は教員の指導のもとに学生が記入して下さい

注 3.【指導教授記入】欄は学生との同意のもとに指導教授が記入して下さい

修了年月日	教務委員会	受付日

(書式集 HP からダウンロードして使用ください)

就学承諾書

令和 年 月 日

杏林大学長 殿

所属機関

所在地 _____

所属

機関名 _____

所属長又は

代表者氏名 _____ 印 _____

下記の者について、当機関に在職のまま杏林大学大学院医学研究科に就学
することを承諾します。

記

(申請者) 学年 _____ 年(年 月 入学)

学籍番号 _____

専攻 _____

氏名 _____ 印 _____

所属機関での職名 _____

指導教授 _____ 印 _____

(書式集 HP からダウンロードして使用ください)

学内外セミナー参加票（正）

参加者氏名	
参加年月日	
内容等	題目
	演者
	対象者
指導教授氏名	

(本人控)

キリトリ線

学内外セミナー参加票（副）

参加者氏名	
参加年月日	
内容等	題目
	演者
	対象者
指導教授氏名	

(医学研究科控)

基礎臨床共通講義等の DVD 受講申請書

次の事由により、DVD 受講による大学院講義の受講を申請します。

学籍番号				
氏名	ふりがな ㊞ (男・女)			
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)			
住所 ※DVD 送付先	〒			
申請事由 該当項目に☑をしてください。	TEL (携帯) TEL (内線)			
	メールアドレス :			
	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 育児 <input type="checkbox"/> 介護	出産予定日： 令和 年 月 日 受講が困難な事由：		
		第子(満歳ヶ月) 受講が困難な事由：		
続柄： (歳) 要介護度・支援度： 入院や疾病の状況： 受講が困難な事由：				

※次の書類を必ず申請書に添付してください。

- 「妊娠・出産」：母子手帳コピー
- 「育児」：健康保険証もしくは住民票のコピー
- 「介護」：介護保険被保険者証もしくは診断書のコピー

DVD 受講に関する遵守事項

- DVD に収録されている講義コンテンツの著作権は講義担当教員、所属大学などに帰属しています。講義コンテンツを、複製・2次利用・頒布・公開・公衆送信してはなりません。
- DVDにおいては講義コンテンツを保存することが出来ないようになっていますが、コンテンツを画面キャプチャなどの方法によって保存することも認められません。
- DVDは、手元に到着後1週間以内にレポートと併せて、医学部事務課まで返却してください。
なお、送付手数料は大学が負担しますが、返却時の手数料は自己負担となります。
- DVDによる受講期間は、半期（4月から9月又は、10月から翌3月）とします。但し、受講が困難な事由が改善しない場合は、申出により継続更新することができます。

【個人情報の利用目的について】次の目的以外に利用することはありません。

1. 受講生への連絡及び受講資料（受講案内、教材、アンケート等）の送付。
2. 講義関連情報のご案内（パンフレット、チラシ等）。
3. 受講生に関する資料の作成（名簿、出欠表、講義履修表、統計資料等）。なお、受講生の情報を受講生の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。（法令等に基づき提供する場合を除く）。
4. 受講者の個人情報は、杏林大学にて厳重に管理いたします。

上記の内容に同意します。

署名

終了年月日	開始年月日	教務担当	受付日

(書式集 HP からダウンロードして使用ください)
研究報告会 参加届

年 月 日

参加の可否	年 月 日の研究報告会に 参加します 参加できません		
[注] 参加できない場合、次回開催予定の研究報告会に参加していただきます（必須）。			
入学年月	年 月入学	修了予定年月	年 月修了予定
専攻	系	専門分野	
学籍番号		氏名	(印)
指導教授	(印)		
研究タイトル	(英文の場合は活字体で明確に記入し、その訳文を書き添えること)		
研究概要			
指導教員氏名 (所属)			
日中の連絡先	電話（内線・携帯等）： メールアドレス：		
希望する座長	(医学部専任教員(教授・臨床教授・研究教授)より希望してください。所属教室の教員は希望できません。) 第一希望： 第二希望： 第三希望：		
その他	(勤務等により発表時間帯の配慮を希望する場合等；例 17:00～18:00 の間で)		
	大学院係受領日		

(書式集 HPからダウンロードして使用ください)

学長

学部長 研究科長	教務部長 教務担当	学生部長

教授会 / 研究科委員会 承認日 年 月 日

年 月 日

退 学 願

杏林大学長 渡邊 卓 殿

医 学 部	年
医 学 研 究 科	年
学 籍 番 号	
学 生 氏 名	印
保証人（保護者）氏名	印

この度、下記の事由により、 年 月 日付で退学いたしましたく、
お願ひいたします。

記

事 由 :

.....

【担任所見/指導教授所見】

年 月 日

氏 名 印

事務部長	事務副部長	事務課長	学 生 係	教 务 係

(注) 病気の場合は、医師の診断書を添付のこと

(書式集 HPからダウンロードして使用ください)

学長

医学部長 研究科長	教務部長 教務担当	学生部長

教授会 / 研究科委員会 承認日 年 月 日

年 月 日

再入学願

杏林大学長 渡邊 卓 殿

医 学 部	年
医 学 研 究 科	年
学 籍 番 号	
学 生 氏 名	印
保証人（保護者）氏名	印

私こと、 年 月 日付をもって()により退学いたしましたが、今回その事由が止みましたので 年 月 日より第 学年に再入学いたしたく、保証人連署の上お願いいたします。

【担任所見/指導教授所見】

年 月 日

氏名 _____ 印

事務部長	事務副部長	事務課長	学生係	教務係

(書式集 HPからダウンロードして使用ください)

学長

医学部長 研究科長	教務部長 教務担当	学生部長

教授会 / 研究科委員会 承認日 年 月 日

年 月 日

休 学 願

杏林大学長 渡邊 卓 殿

医 学 部	年
医 学 研 究 科	年
学 籍 番 号	
学 生 氏 名	印
保証人（保護者）氏名	印

この度、下記の事由により休学いたしたく、保証人連署の上お願ひいたします。

記

期 間： 年 月 日 ～ 年 月 日 (月間)

事 由： _____

【担任所見/指導教授所見】

年 月 日

氏 名 _____ 印

事務部長	事務副部長	事務課長	学 生 係	教 务 係

(注) 病気の場合は、医師の診断書を添付のこと。

(書式集 HPからダウンロードして使用ください)

学長

医学部長 研究科長	教務部長 教務担当	学生部長

教授会 / 研究科委員会 承認日 年 月 日

年 月 日

復 学 願

杏林大学長 渡邊 卓 殿

医 学 部	年
医 学 研 究 科	年
学 籍 番 号	
学 生 氏 名	印
保証人(保護者)氏名	印

年 月 日より 年 月 日まで休学いたしましたが、今回その事由が止みましたので、 年 月 日より第 学年に復学いたしたく、保証人連署の上お願ひいたします。

【担任所見/指導教授所見】

年 月 日

氏名 印

事務部長	事務副部長	事務課長	学生係	教務係

(注) 病気の場合は、本学付属病院医師の診断書を添付のこと。

(書式集 HP からダウンロードして使用ください)

年 月 日

住 所 変 更 届

大学院医学研究科長 殿

学年 _____ 年 番

氏名 _____ 印

下記のとおり、住所が変更致しましたのでお届け致します。

記

【変 更 曰】 年 月 日

【新 住 所】

〒 _____

TEL ()

【旧 住 所】

〒 _____

TEL ()

【※事務記入欄】

教務係	学生係	GAKUEN

年 月 日

改姓・改名届

医学研究科長 殿

学 年 年
学籍番号
学生氏名 (印)

この度、下記のとおり（改姓・改名）しましたので、お届け致します。

記

1. 新姓・新名（ふりがな）

2. 旧姓・旧名（ふりがな）

3. 改姓・改名の事由

4. 変更年月日

5. 住 所 〒

TEL ()

【※事務記入欄】

教務係	学生係	GAKUEN

(注) 戸籍謄本を添付のこと

年 月 日

医学研究科長 殿

教室名 _____

主任教授 _____ 印

大学院学生の研究指導委託について(申請)

標記のことについて、下記のとおり大学院生を基礎研究のために国内留学させたく、研究指導委託を申請いたします。

記

1. 研究指導委託学生及び指導教授

学生氏名(カナメイ) _____

所 属 大学院医学研究科 _____ 専攻 _____ 分野

入 学 年 度 平成・令和 _____ 年度入学

指 導 教 授 _____

2. 研究指導委託研究科(研究機関)及び指導希望教授

研究科(研究機関) _____

研 究 機 関 長 _____

指 導 希 望 教 授 _____

3. 研究期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日

4. 研究課題 _____

5. 研究指導を受ける学生の身分 特別研究生

6. 研究指導に係る経費 自己支弁とする

7. 委託先了承の有・無 有 ・ 無

以上

杏林大学校歌

池田文雄 作詞
吉岡裕而 作曲

力強く Moderato

1. ひのひかりきょうりんのはなはうすへ
2. くもーながるせいくらのしろきまなひ
3. かぜーかおるしんあいのまなこすすし

にゆくわともかもろきよびらしとはよのまこにのえいのまなことしらとすわと

じしおひにーふかうきたのまなびのみち
とうーーほうーのまがくみのはや

そらしひねがいもとめんーんーう
さきみわめつくめさんーー

みゆまをはるかゆくともと
もしびをあかくてらさん

杏林大学校歌

作詞 池田文雄

日の光
杏林の花は藤桜

若き血は内実ひとすじ
奥深き学びの道を

ねがい求めん

たるる

清潔の白き心舎

友よ師よ傳うるわし

日に新た科学の英智
きわめ辰くさん

風香る

信愛の眼すずしく

もう人の生活尊し

恵の林

みのり御がん

うみやまをはるか往くとも

ともしびを明く照らさん

2022 年度
大学院医学研究科 大学院要項

(2022 年 4 月 1 日発行)
編集・発行 杏林大学医学部事務課
〒181-8611 東京都三鷹市新川 6-20-2
TEL0422-47-5511